令和元年 第4回定例会

新地町議会会議録

令和元年 9 月 6 日 開会 令和元年 9 月 19日 閉会

新地町議会

令和元年第4回新地町議会定例会会議録目次

招集告示
応招・不応招議員
第 1 号 (9月6日)
議事日程
出席議員
欠席議員
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名4
職務のための議場出席者4
開 会
開 議
議事日程の報告
会議録署名議員の指名
会期の決定
諸般の報告
陳情等の報告
常任委員会所管事務調査等の報告
議案の報告上程
提案者の説明
諮問第10号の質疑、採決
議案第48号の質疑、討論、採決
議案第49号の質疑、採決
監査委員の報告、質疑
決算審査特別委員会設置
決算審査特別委員会正副委員長の選任20
散 会
第 2 号 (9月17日)
議事日程
出席議員
欠席議員

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名24
職務のための議場出席者 ····································
開 議
一般質問
4番 寺島浩文議員25
5番 八 巻 秀 行 議員40
1番 齋藤充明 議員
散 会
第 3 号 (9月18日)
議事日程
出席議員
欠席議員
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名
職務のための議場出席者
開 議
一般質問
2番 吉田 博議員
10番 井上和文議員73
散 会
第 4 号 (9月19日)
議事日程
出席議員
欠席議員
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名91
職務のための議場出席者
教育委員会委員挨拶
開 議
議事日程の報告
選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の選出について93
議案第50号の質疑、討論、採決
議案第51号の質疑、討論、採決

議案第52号~議案第60号の質疑、討論、採決95
議案第61号~議案第66号の質疑、討論、採決
議案第67号の質疑、討論、採決
議案第68号の質疑、討論、採決
議案第69号の質疑、討論、採決
議案第70号の質疑、討論、採決
議案第71号の質疑、討論、採決
議案第72号の質疑、討論、採決
議案第73号の質疑、討論、採決109
議案第74号の質疑、討論、採決
議案第75号の質疑、討論、採決
議案第76号の質疑、討論、採決
議案第77号の質疑、討論、採決
議案第78号の質疑、討論、採決
議案第79号の質疑、討論、採決
議案第80号の質疑、討論、採決
議案第81号の質疑、討論、採決
議案第82号の質疑、討論、採決
議案第83号~議案第89号の委員長報告、質疑、討論、採決
議員派遣の件について
特別委員長報告
閉会中の継続審査の申し出
町長の挨拶
閉 全

新地町告示第26号

令和元年第4回新地町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年8月22日

新地町長 大 堀 武

- 1 期 日 令和元年9月6日
- 2 場 所 新地町議会議事堂

○応招・不応招議員

応招議員(12名)

1番	齋	藤	充	明	議員	2番	吉	田		博	議員
3番	三	宅	信	幸	議員	4番	寺	島	浩	文	議員
5番	八	巻	秀	行	議員	6番	八	巻		孝	議員
7番	目	黒	靜	雄	議員	8番	森		_	馬	議員
9番	鈴	木		利	議員	10番	井	上	和	文	議員
11番	遠	藤		満	議員	12番	菊	地	正	文	議員

不応招議員(なし)

第4回定例町議会

(第 1 号)

令和元年第4回新地町議会定例会

議事日程(第1号)

令和元年9月6日(金曜日)午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 陳情等の報告
- 第 5 常任委員会所管事務調査等の報告
- 第 6 議案の報告上程
- 第 7 提案者の説明
- 第 8 諮問第10号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 9 議案第48号 新地町名誉町民の推挙について
- 第10 議案第49号 新地町教育委員会委員の任命について
- 第11 議案第83号 平成30年度新地町一般会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第84号 平成30年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第85号 平成30年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第86号 平成30年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第87号 平成30年度新地町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第88号 平成30年度新地町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第89号 平成30年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定につ

いて

出席議員(12名)

1番	产	藤	充	明	議員	2番	吉	田		博	議員
3番	三	宅	信	幸	議員	4番	寺	島	浩	文	議員
5番	八	巻	秀	行	議員	6番	八	巻		孝	議員
7番	目	黒	靜	雄	議員	8番	森			馬	議員
9番	鈴	木		利	議員	10番	井	上	和	文	議員
11番	遠	藤		満	議員	12番	菊	地	正	文	議員

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町		長	大	堀		武
副	町	長	佐	藤	清	孝
教	育	長	佐々	木	孝	司
総務 計	課 長管 理	兼者	泉	田	晴	平
企画捌	長興 課	長	小	野	和	彦
税 務	課	長	目	黒	佳	子
町 民	課	長	大	堀	勝	文
健康福	畐祉 課	長	岡	田	健	_
農 林 // 兼 農 第 事 務	と 産 農 委員 局	長会長	八	巻		隆
建設	課	長	小	野	好	生
都市計	十画課	長	加	藤	伸	\equiv
教育絲	総務課	長	佐	藤	茂	文
代表監	 查委	員	横	山		薫

職務のための議場出席者

事	務	局	長	佐	藤	武	志
書			記	持	舘	香	織
書			記	佐	藤	大	樹

午前10時00分 開 会

◎開会の宣告

○菊地正文議長 ただいまから令和元年第4回新地町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○菊地正文議長 これから本日の会議を開きます。

ただいま出席している議員は12名であります。

◎議事日程の報告

○**菊地正文議長** 次に、本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○菊地正文議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、

5番 八巻秀行 議員及び

6番 八巻 孝 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○菊地正文議長 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会で慎重に審査の結果、本日から9月19日までの14日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から9月19日までの14日間に決定しました。

◎諸般の報告

○**菊地正文議長** 日程第3、諸般の報告については、事務局長から報告させます。 佐藤武志事務局長。

○佐藤武志事務局長 ご報告申し上げます。

初めに、議会閉会中の動向につきましては、諸般の報告その2として、印刷してお手元に配付をいたしております。

次に、監査の結果の受理でありますが、一般会計及び特別会計の例月出納検査が平成30年度5月

分及び令和元年度5月分、6月分、7月分並びに定期監査の実施結果の報告がありましたので、印刷してお手元に配付をいたしております。

次に、町長より提出されました議案の受理でありますが、諮問第10号及び議案第48号から議案第89号までの43件が提出されております。

また、平成30年度新地町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、平成30年度継続費精算の報告について及び新地スマートエナジー株式会社の経営状況の報告についてが提出されておりますので、お手元に配付をいたしております。

次に、一般質問の通告の受理でありますが、寺島浩文議員をはじめ5名の議員から9件の通告がありましたので、これらは執行機関に送付をいたしております。

以上です。

◎陳情等の報告

○菊地正文議長 日程第4、陳情等の報告を行います。

今期定例会までに受理した陳情は1件で、陳情第7号 幼児教育・保育の無償化の実施に伴う陳 情については、印刷してお手元に配付をいたしております。

次に、要望書について報告します。今回受理した要望書の件数は1件で、令和2年度理科教育設備費等補助金予算計上については、印刷してお手元に配付をいたしております。

◎常任委員会所管事務調査等の報告

○**菊地正文議長** 日程第5、常任委員会所管事務調査等の報告については、総務文教、産業厚生の各常任委員会委員長から所管事務調査の報告書が提出されております。また、産業厚生常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長からそれぞれ行政視察研修の報告書が提出されておりますので、印刷してお手元に配付をいたしております。

◎議案の報告上程

○**菊地正文議長** 日程第6、議案の報告上程については、町長から提出された諮問第10号及び議案第48号から議案第89号までの43件を上程します。

◎提案者の説明

○菊地正文議長 日程第7、町長に提案理由の説明を求めます。

大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 本日ここに、令和元年第4回新地町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の

皆様には、お忙しい中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、本定例会には、別添付議事件でお示しをいたしましたとおり、人権擁護委員の推薦につき 意見を求めることについてなど、43件の議案等についてご提案をいたしております。

議案の説明に先立ち、行政の報告を申し上げます。

初めに、総務課関係について申し上げます。

7月21日に行われた、第25回参議院議員通常選挙の当町の投票率は、61.35パーセントで、県全体の投票率52.41パーセントを大きく上回ることができました。全国的な投票率の低下の中にあって、防災行政無線での周知や、街頭での啓発活動等により、投票率アップに取り組んだところであります。

消防関係では、第49回福島県消防協会相馬支部幹部大会が、9月1日に、新地町農村環境改善センターで開催され、管内の幹部団員約220人が一堂に会して、火災予防や災害対策の充実強化に努めることを、誓い合ったところであります。

次に、企画振興課関係について申し上げます。

釣師浜海水浴場については、7月20日から8月19日まで開設し、4,700人を超える来場がありました。震災後9年ぶりの開設でありましたが、関係機関の協力をいただき、事故なく無事終了することができました。また、海水浴場開設期間中の8月3日には、遊海しんち2019も開催し、漁船パレードやステージイベントのほか、夜には4,000発の花火を打ち上げ、約4万人の集客がありました。

7月27日には、伊達開拓「ふるさと従兄弟(い~とこ)」スポーツ祭新地大会を町総合体育館などで開催いたしました。伊達開拓に係る関係5市町のスポーツ少年団約200名が参加し、スポーツを通し交流を深めました。

次に、町民課関係について申し上げます。

7月は、社会を明るくする運動の強調月間であり、7月1日には、関係団体の参加による広報活動出発式を行いました。出発式では、内閣総理大臣・福島県知事からのメッセージ伝達の後、町内での街頭活動と広報車による広報活動を行いました。

7月16日から25日まで、子どもと高齢者の交通事故防止を運動の基本に「夏の交通事故防止 県 民総ぐるみ運動」を展開し、交通事故防止の啓発活動に努めました。また、7月12日の交通安全出 動式では、新地保育所年長児による、お遊戯が披露されました。

次に、健康福祉課関係について申し上げます。

高齢者が地域で安心して暮らし続けるためのご近所支え合い勉強会を7月3日、第4行政区と第14行政区で開催いたしました。地区の皆さん43名が参加され、毎日の暮らしの様子などを話し合う中で、地域のことを知ったり地域の強みを確認するよい機会となりました。

また、7月25日には、100歳を迎えられた真弓地区の林テルさんに、賀寿及び特別敬老祝金を送

り長寿を祝いました。

介護予防事業につきましては、いきいき100歳体操に取り組む自主グループの支援を行っており、 458名の方々が、週1回の体操を行い、交流と体力づくりに励んでおります。11月には自主グルー プが一堂に集う交流会を予定しており、実行委員会を組織し、準備を進めているところであります。

次に、農林水産課関係について申し上げます。

毎年11月に開催しております新地町ふるさと産業まつりについては、11月23日に開催することを 決定いたしました。多くの皆様に来場いただけるよう、実行委員会で内容を協議しているところで あります。

今年度の水稲関係については、8月8日の福島県公表の生育情報では、出穂期は平年よりやや遅く、7月前半の低温による影響が懸念されましたが、不稔や日照不足による病害虫の多発は、見られないとなっております。

有害鳥獣被害対策につきましては、今年度に入ってイノシシ44頭を捕獲いたしました。引き続き、 農地への侵入防止対策として、電気柵設置の補助を行いながら被害防止に努めてまいります。

8月8日には、漁業集落防災機能強化事業による漁具干場整備工事の入札を行い、今議会で工事請負契約の締結について、議案として提出しております。

次に、建設課関係について申し上げます。

復興関連事業では、被災者再建事業として進めてまいりました、防災集団移転団地内の集会所が 8月末、作田西団地に完成し、引き渡しを行っております。

また、被災者支援の一環で実施している利子補給や町独自の支援金支給にも引き続き取り組んでおります。

道路事業では、道路拡幅や現道舗装、歩道設置など生活環境の整備を鋭意進めております。

7月には、町内各地区で、多くの町民の皆様による道路河川愛護作業や新地町総合建設業組合による、町道のり面の木の伐採作業を実施していただきました。奉仕活動に参加をいただきました皆様に感謝を申し上げます。

次に、都市計画課関係について申し上げます。

公営住宅関係では、新地駅前若者定住促進住宅12戸全戸が入居となりました。町営住宅においては、6月20日に募集したところ、がん小屋災害町営住宅などで、新たに4件の入居が決定したところであります。

福田分譲住宅整備事業については、鋭意設計中でありますが8月13日に農振農用地除外の同意が得られましたので、今後、開発行為や農地転用の手続を進めてまいります。

都市計画関連事業につきましては、新地駅周辺被災市街地復興土地区画整理事業の換地計画が、 7月10日に福島県より認可されました。これに伴い換地処分を本日9月6日に公告したところであ り、あす9月7日より新住所の効力が発生いたします。なお、地区内居住者等へは住所変更に伴う 各種必要な手続について説明を行ったところであります。

次に、教育総務課関係について申し上げます。

小中学校においては、7月20日から8月21日まで、夏期休業期間でありましたが、事故等もなく 第2学期がスタートしております。

夏期休業期間中には、福島県中学校体育大会が開催され、尚英中学校からは9競技に出場いたしました。また、柔道個人の部では東北大会、及び兵庫県で開催された全国大会にも出場しております。

学習活動面では、8月27日に行われた、相馬地方中学校英語弁論大会の暗唱部門で3位の成績を 残しております。

基礎学力向上では、中学2、3年生を対象に夏期特別講座として、相馬高等学校から講師を迎え トライ塾を開催し学力向上に努めました。

生涯学習関係では、青少年健全育成の一環として、7月8日に尚英中学校体育館で第23回新地町 少年の主張大会を開催し、小学生6名、中学生3名の皆さんから、毎日の生活の中で感じているこ と、社会や世界に向けての意見、未来への希望や提案について、それぞれ貴重な意見が発表されま した。

8月7日から3日間にわたり、宮城県山元町で姉妹友好都市シニアリーダー研修・交流会が開催され、新地高校生4名を含む、5つの市町の24名が参加し、交流を深めました。

9月1日には第72回福島県総合体育大会、県民スポーツ大会、相双地域大会が、相馬市を会場に開催され、新地町からは卓球とバドミントンが出場し、相双地域の選手と交流を深めました。

続きまして、本日提案いたしました議案についてご説明申し上げます。

諮問第10号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、人権擁護委員1名が、 令和元年12月31日に任期満了となることから、新地町大字埓木崎字木崎50番地、目黒淳氏を引き続き、適任者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第48号 新地町名誉町民の推挙につきましては、前町長の加藤憲郎氏が、町長の任を 多年にわたり務められ、当町の振興発展に尽力し、卓越した業績を築かれましたので、去る8月23日 に、名誉町民選考委員会に諮問いたしましたところ、満場一致で適当であるとの答申をいただきま したので、加藤憲郎氏を名誉町民に推挙したいので、新地町名誉町民条例第2条の規定により、議 会の同意を求めるものであります。

次に、議案第49号 新地町教育委員会委員の任命につきましては、教育委員会委員1名が、令和元年9月30日で任期満了となることから、新地町小川字長清水97番地の1、田村民雄氏を、適任者として任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第50号 新地町町営住宅維持管理基金条例の制定につきましては、町営住宅等の管理

に要する費用及び整備に係る町債の償還の財源に充てるための基金を設置するため、新たに条例を 制定するものであります。

次に、議案第51号 新地町老人憩いの家設置条例を廃止する条例につきましては、近年の利用者 の減少により、本年9月30日をもって閉館するため、条例を廃止するものであります。

次に、議案第52号 新地町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例、議案第53号 公の施設等の使用に関する条例の一部を改正する条例、議案第54号 新地町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例、議案第55号 新地町行政財産使用料条例の一部を改正する条例、議案第56号 新地町都市公園条例の一部を改正する条例、議案第57号 新地町総合体育館条例の一部を改正する条例、議案第57号 新地町総合体育館条例の一部を改正する条例、議案第59号 新地町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例及び議案第60号 新地町町民プール設置条例の一部を改正する条例の9議案につきましては、消費税法及び地方税法の一部が改正され、消費税が令和元年10月1日から引き上げられることに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第61号 新地町町営住宅条例の一部を改正する条例、議案第62号 新地町若者定住促進住宅条例の一部を改正する条例、議案第63号 新地町消防防災センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第64号 新地町駐車場条例の一部を改正する条例、議案第65号 新地工ネルギーセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例及び議案第66号 新地町複合商業施設設置条例の一部を改正する条例の6議案につきましては、新地駅周辺被災市街地復興土地区画整理事業の、換地処分の公告がされたことに伴い、新たな地番となることから所要の改正を行うものであります。

次に、議案第67号 新地町温泉供給条例の一部を改正する条例につきましては、新地駅周辺被災 市街地復興土地区画整理事業の換地処分の公告がされたことに伴い、新たな地番となること、及び 温泉を加熱する経費を考慮して、料金を変更することなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第68号 新地町文化交流センター設置条例の一部を改正する条例、及び議案第69号 新地駅前フットサル場設置条例の一部を改正する条例の2議案につきましては、新地駅周辺被災市 街地復興土地区画整理事業の換地処分の公告がされたことに伴い、新たな地番となること、及び消費税法、地方税法の一部が改正され、消費税が令和元年10月1日から引き上げられることに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第70号 新地町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例につきましては、住民基本台帳法施行令等の一部改正、及びこれに伴う印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第71号 新地町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきましては、生活困窮者自立支援法の一部を改正する法律の公布、及び児童扶養手当法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第72号 新地町災害町営住宅被災者取得支援等基金条例の一部を改正する条例につきましては、新地町町営住宅維持管理基金条例の制定に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第73号 新地町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、子ども・子育て支援法の規定に基づく、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第74号 新地町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例につきましては、児童福祉法の規定に基づく、家庭的保育事業等の設備及び運営に関 する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第75号 漁業集落防災機能強化事業漁具干場整備工事請負契約につきましては、8月8日に指名競争入札に付した結果、株式会社渡辺建設、代表取締役、鈴木幸子が5,830万円で落札いたしましたので、請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第76号 令和元年度新地町一般会計補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出それ 3 億8,000万円を増額し、76億800万円とするものであります。

歳入補正の主なものとしては、10月からの保育料無償化に伴い保育料2,241万2,000円を減額補正し、森林環境譲与税で120万5,000円、社会資本整備総合交付金などの国庫支出金で1,265万8,000円、多面的機能支払交付金などの県支出金で229万7,000円、復興基金繰入金で1億576万1,000円、繰越金で1億8,759万7,000円、二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金などの諸収入で2,709万円、町債では、福田地区住宅団地造成事業や学校教育施設等整備事業で6,480万円をそれぞれ増額しております。

歳出補正の主なものでは、総務費で、財政調整基金積立金が1億4,250万円、庁舎修繕費240万9,000円、脱炭素環境未来まちづくり事業調査費が1,287万円、衛生費は、富倉地区ごみ収集所設置工事150万円、保健センターエントランスホール雨漏り修繕費258万5,000円、農林水産業費は、土地改良施設維持管理553万5,000円、多面的支払交付金249万4,000円、土木費は、移転促進区域家屋解体設計委託料312万8,000円、被災市街地復興土地区画整理事業の保留地登記委託料600万円、市街地復興効果促進事業のGIS整備費で1,800万円、道路改良工事7,320万円、新地駅前温泉の予備ポンプ購入220万円、福田住宅団地造成工事追加で3,500万円、防災費は、ハザードマップ作成業務770万円、教育費は、小中学校トイレ改修工事で4,730万円をそれぞれ増額しており、土木費の下水道費では、公共下水道事業への繰出金1,489万7,000円を減額計上しております。

次に、議案第77号 令和元年度新地町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきましては、 歳入歳出それぞれ1,464万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9億9,381万4,000円とするものであ

ります。

歳入補正の主なものは、一般会計繰入金で121万1,000円、前年度決算による繰越金で1,342万円 を増額するものであります。

歳出補正の主なものは、人件費が121万1,000円、国保基金積立金に1,321万円を増額補正するものであります。

なお、本補正予算は、国民健康保険事業の運営に関する協議会の答申を受けて、ご提案いたして おります。

次に、議案第78号 令和元年度新地町介護保険特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出それぞれ、4,279万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ、9億9,716万9,000円とするものであります。

歳入補正といたしましては、前年度分の支払基金交付金で347万9,000円、前年度決算による繰越金3,931万6,000円を増額するものであります。

歳出補正といたしましては、基金積立金が2,569万5,000円、前年度歳入還付金や保険料還付金で1,710万円をそれぞれ増額補正するものであります。

なお、本補正予算は、介護保険運営協議会の答申を受けて、ご提案いたしております。

次に、議案第79号 令和元年度新地町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出それぞれ、52万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ、1億7,301万1,000円とするものであります。

歳入補正といたしましては、前年度決算による繰越金で52万3,000円を増額するものであります。 歳出補正といたしましては、同額の52万3,000円を後期高齢者医療広域連合納付金に増額補正す るものであります。

次に、議案第80号 令和元年度新地町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出それぞれ、2,265万円を追加し、歳入歳出それぞれ、2億7,322万4,000円とするものであります。

歳入補正といたしましては、前年度決算による繰越金で3,754万7,000円を増額し、一般会計からの繰入金1,489万7,000円を減額するものであります。

歳出補正といたしましては、修繕費として2,265万円を増額するものであります。

次に、議案第81号 令和元年度新地町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出それぞれ969万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ6,749万8,000円とするものであります。

歳入補正といたしましては、前年度決算による繰越金で369万7,000円、農山漁村地域整備交付金600万円を増額するものであります。

歳出補正といたしましては、修繕費で339万7,000円、下水道整備の点検調査委託料として630万

円を増額するものであります。

次に、議案第82号 令和元年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出それぞれ、130万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ4,204万7,000円とするものであります。

歳入補正といたしましては、前年度決算による繰越金で130万9,000円を減額するものであります。 歳出補正といたしましては、同額の130万9,000円を予備費で減額補正するものであります。

次に、議案第83号から議案第89号までの7議案につきましては、平成30年度新地町一般会計及び 各特別会計の決算認定議案であります。

各会計決算につきましては、監査委員からの審査意見書並びに主要な施策の成果説明書でお示しをしておりますので、概要のみについて申し上げます。

なお、財政健全化法による健全化判断比率、及び資金不足比率につきましては、全ての指標で基準内の比率となっております。

初めに、議案第83号 平成30年度新地町一般会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額120億3,941万6,000円、歳出決算額117億596万5,000円で、歳入歳出差し引き残額は3億3,345万1,000円ですが、繰越明許費が16億8,961万7,000円で、翌年度への繰り越し財源が4,898万5,000円となっており、実質収支額は2億8,446万6,000円となっております。

歳入は、前年度より25億4,013万8,000円が増加しております。

主なものでは、県支出金が2億7,631万円、スマートコミュニティ導入促進事業費補助金などの 諸収入が5億562万8,000円、繰入金は、11億71万8,000円が増額となっておりますが、国庫支出金 が、1億8,579万4,000円、財産収入が、1,273万4,000円の減額となっております。

歳出は、前年度より26億5,257万2,000円が増加しており、主なものでは、普通建設事業費で、16億9,326万6,000円、その他の経費が復興交付金の還付などにより10億3,041万2,000円が増額となっておりますが、人件費で、7,255万3,000円が減額となっています。

主な事業としましては、新地駅周辺エネルギー事業、福田分譲住宅地の用地取得費、防災沿岸監視カメラ整備事業、新地駅前フットサル場整備事業、ふくしま森林再生事業、駒ケ嶺公民館敷地造成工事、駒ケ嶺公民館体育館解体工事などを実施しました。復旧・復興事業関係では、新地駅周辺被災市街地復興土地区画整理事業、海釣り公園改築整備事業、防災緑地整備事業、複合商業施設整備事業、がんご屋応急仮設住宅解体事業を実施いたしました。ソフト事業関係では、運転免許証自主返納事業、子ども子育てニーズ調査事業などを実施し、住みよい・安全な魅力あるまちづくりに向けた事業に取り組んでまいりました。

次に、議案第84号 平成30年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、 歳入決算額10億4,423万8,000円、歳出決算額9億9,281万8,000円で、歳入歳出差し引き残額は 5,142万円となっております。

国民健康保険特別会計につきましては、平成30年度から大幅な制度改正となりましたが、前年度 と比較した歳入では、保険税については減少となっております。

歳出では、療養給付費は減少となりましたが、制度改正により福島県に納付する事業費納付金が 増加となりました。

次に、議案第85号 平成30年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入 決算額で8億2,677万5,000円、歳出決算額が7億8,745万8,000円、歳入歳出差し引き残額は3,931万 8,000円となっております。

前年度と比較した歳入では、保険料、国庫支出金が増加しましたが、県支出金、支払基金交付金、 一般会計からの繰入金が減少となっております。

歳出では、特定入所者介護サービス等費、基金積立金、地域支援事業費が増加となり、介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費が減少となっております。

次に、議案第86号 平成30年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、 歳入総額で1億7,247万7,000円、歳出決算額が1億7,195万3,000円で、歳入歳出差し引き残額は52万 4,000円となっております。

前年度と比較した歳入では、保険料、一般会計からの繰入金が増加しましたが、繰越金が減少となっております。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金、保健事業費が増加となっております。

次に、議案第87号 平成30年度新地町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、 歳入決算額で2億7,625万4,000円、歳出決算額が2億2,870万7,000円で、歳入歳出差し引き残額は 4,754万7,000円となっております。

前年度と比較した歳入では、一般会計からの繰入金、繰越金が増加しましたが、受益者負担金が減少となっております。

歳出では、下水道維持費が増加となっております。

次に、議案第88号 平成30年度新地町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額で5,667万8,000円、歳出決算額が5,248万1,000円で、歳入歳出差し引き残額は419万7,000円となっております。

前年度と比較した歳入では、一般会計からの繰入金が増加しましたが、繰越金、受託事業収入が減少となっております。

歳出では、下水道管工事費が減少となっております。

次に、議案第89号 平成30年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額で5,781万3,000円、歳出決算額が4,362万7,000円で、歳入歳出差し引き残額は1,418万6,000円となっております。

前年度と比較した歳入では、財産収入、一般会計からの繰入金が増加しましたが、繰越金が減少

となっております。

歳出では、造成工事費が減少となっております。

以上、提出いたしました議案について、ご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、御議 決を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

よろしくお願いいたします。

○菊地正文議長 提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時43分 休憩

午前11時25分 再 開

○菊地正文議長 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

- ◎諮問第10号の質疑、採決
- ○**菊地正文議長** 日程第8、諮問第10号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

この件について意見を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○**菊地正文議長** 意見がなければ、適任と認めて答申したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、諮問第10号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任と認めて答申することに決定いたしました。

◎議案第48号の質疑、討論、採決

○**菊地正文議長** 日程第9、議案第48号 新地町名誉町民の推挙についてを議題とします。 これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第48号についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号 新地町名誉町民の推挙については、原案のとおり同意することに決定 しました。

◎議案第49号の質疑、採決

○**菊地正文議長** 日程第10、議案第49号 新地町教育委員会委員の任命についてを議題とします。 これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから議案第49号についてを採決します。

この採決は、無記名投票により行います。

議場の出入り口を閉鎖させます。

〔議場閉鎖〕

○菊地正文議長 ただいまの出席議員数は議長を除いて11名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に10番、井上和文議員及び11番、遠藤満議員を指名いたします。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○**菊地正文議長** 念のため申し上げます。本案に同意することについて賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○菊地正文議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票願います。

〔投票〕

○菊地正文議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。10番、井上和文議員及び11番、遠藤満議員の開票立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○菊地正文議長 投票の結果を報告します。

投票総数 11票

有効投票 11票

無効投票 零票

有効投票のうち

賛 成 11票

反 対 零票

以上のとおり全員賛成であります。

したがって、議案第49号 新地町教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○**菊地正文議長** 本日、平成30年度の決算審査報告のため、横山薫代表監査委員に出席を求めております。

入室のため、暫時休憩をいたします。

午前11時37分 休憩

午前11時37分 再 開

○菊地正文議長 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎監査委員の報告、質疑

○**菊地正文議長** 日程第11、議案第83号 平成30年度新地町一般会計歳入歳出決算認定について、議 案第84号 平成30年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第85号 平成 30年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第86号 平成30年度新地町後期高 齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第87号 平成30年度新地町公共下水道事業特別 会計歳入歳出決算認定について、議案第88号 平成30年度新地町農業集落排水事業特別会計歳入歳

出決算認定について、議案第89号 平成30年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定についての7件を一括議題とします。

ここで決算に対する監査委員の審査意見について説明を求めます。

横山薫代表監査委員。

〔横山 薫代表監査委員登壇〕

○横山 薫代表監査委員 皆さん、こんにちは。私からは、平成30年度新地町一般会計及び特別会計 歳入歳出決算並びに基金運用状況等の審査結果及び財政健全化等の審査意見を一部朗読をもってご 報告申し上げます。

初めに、平成30年度新地町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況等の審査結果については、地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により審査に付され、その事業の執行状況及び内容について審査した結果、次のとおり意見をつけて報告します。

審査の対象は、平成30年度新地町一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、新地南工業団地整備事業特別会計の7会計の歳入歳出決算、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金運用状況について、本年8月5日から4日間にわたり役場委員会室で審査を実施いたしました。

次に、審査の基本方針ですが、町長から提出された各会計歳入歳出決算書及び附属書類について、 計数の正確性を検証するとともに、各担当課から内容を聴取しながら、予算の執行状況、実質収支、 財産の管理及び基金の運用状況が適法性、効率性、有効性に基づいて適正に履行されているかどう かを主眼として、定期監査及び例月出納検査等の結果も考慮し審査を行いました。

審査の結果については、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書並びに実質収支等の関係書類は、 法令の規定に準拠して作成され、計数も正確であると認めました。

財産に関する調書については、公有財産、債権及び基金の計数はいずれも正確であると認めました。

基金の運用状況については、基金設置の目的に沿って適正に運用されており、計数も正確である と認めました。

工事・委託業務について、抽出により書類を審査した結果、関係法令に基づき執行されたものと 認めました。

次に、審査意見として、次の事項については留意されるよう要望いたします。

歳入については、町税全体で4,856万円の増加となっており、そのうち町民税においては5,231万8,000円の増額となりました。これは、石油資源開発の操業開始による法人町民税の増加が主な原因となっています。

収納状況につきましては、現年課税分が99.62パーセントと前年と同様の高い徴収率となっており、滞納繰り越し分は36.7パーセントで、前年度と比較すると10.92パーセント減少しています。

町税は、町財政の根幹をなすものであり、税の公平・平等と財源確保の観点から引き続き納税意識 の啓発及び徴収率の向上と滞納額の縮減になお一層の努力を期待するものであります。

次に、予算執行についてですが、平成30年度は復旧・復興事業が進んでいる中で、繰越明許額が16億8,961万7,000円、不用額が7億90万4,000円となっています。復興関連予算の場合は、国や県との協議の中で時間を要することがあるとは思いますが、予算の積算内容を検証し、適切な予算額の計上と計画的な事業管理及び適正な事業執行に努めていただきたい。また、低価格入札は、工事の質の低下や安全管理の不徹底等を招くだけでなく、建設業の発展を阻害するおそれもあることから、価格だけでなく、技術や品質を含めたもとで健全な競争が行われる最低制限価格制度の導入も積極的に検討していただきたい。

さらに、復興事業では、多くの業務委託や工事請負の契約が締結されていますが、契約締結手続には厳格な公共性が求められるので、今後も公平性、経済性、適正履行の確保を図られるよう努めていただきたい。また、今年3月11日、引き渡し直前の交流センターで火災が発生し、工期が延長されたことは、町の復興業務に多大なる影響を与えております。復興事業に限らず、さらなる施工管理の徹底に努めていただきたい。

次に、基金の運用状況については、基金設置の主旨が充分達成されるよう常に利用状況を把握するとともに、適正かつ効率的な運用に努めていただきたい。

結びに、全体を通してさらに緊張感のある内部統制を強化し、各課とも法令・例規・条例などに 基づく正規取り扱いの徹底と予算の効率的な執行を要望します。

以下、8月8日に審査を行いました工事・委託契約事務関係の抽出一覧表、そして特別会計を含む各会計の決算状況を取りまとめました。さらに、各会計ごとの決算状況、実質収支に関する調書、財産に関する調書については、記載のとおりですので、ここでの説明は省略させていただきます。

以上で歳入歳出関係の決算の報告を終わります。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成30年度財政健全化等審査意見についてでありますが、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された平成30年度決算における健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見をつけて報告します。

初めに、審査の概要ですが、町長から提出された健全化判断比率及びその算定基礎事項を記載した書類並びに基金不足比率及びその算定基礎事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

次に、審査の結果における総合意見ですが、審査に付されました健全化判断比率及びその算定基 礎事項を記載した書類並びに基金不足比率及びその算定基礎事項を記載した書類は、いずれも適正 に作成されているものと認めました。

以下、各比率の区分、早期健全化基準及びこれらに関する比率並びに個別意見については、記載

のとおりですので、説明は省略させていただきます。

最後に、是正・改善を要する事項については、特に指摘すべき事項はありませんでしたが、来年には東京オリンピック・パラリンピックを控えております。被災地が復興した姿を全世界に発信する機会でもありますので、新地町としても復興へ向けて歩んでいる姿を広く発信していただきたいと思います。新地町は、少子高齢化、若者定住、子育て環境の充実、防災・環境問題などの課題を抱えて、町民のニーズに応えるべく最少の経費で最大の効果を上げるよう地方行政体制等の事務の有効性・適正性の要請が高まってきました。各セクションとも連携を密にとって業務を遂行していただきたいと思いますが、職員の職場環境や体調管理については充分に留意され、第5次新地町総合計画後期計画に基づくまちづくりの達成に努力されることを期待いたします。

以上で報告を終わります。

○菊地正文議長 代表監査委員の説明が終わりました。

これより決算審査意見に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

◎決算審査特別委員会設置

○菊地正文議長 お諮りします。

議案第83号から議案第89号までの平成30年度決算認定7件については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号から議案第89号までの平成30年度決算認定7件については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置された決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、議長を除く11人の議員を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員は、議長を除く11人の議員を選任することに決定しました。

◎決算審査特別委員会正副委員長の選任

○菊地正文議長 次に、決算審査特別委員会の正副委員長の選任についてお諮りします。

本特別委員会の正副委員長の選任については、議会運営委員会で協議の結果、決算審査特別委員

会委員長に目黒靜雄議員、同じく副委員長に井上和文議員を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会委員長に目黒靜雄議員、同じく副委員長に井上和文議員を選任 することに決定しました。

ここで決算審査特別委員会委員長に挨拶を求めます。

目黒靜雄決算審查特別委員会委員長。

〔目黒靜雄決算審査特別委員会委員長登壇〕

○**目黒靜雄決算審査特別委員会委員長** ただいま決算審査特別委員会委員長に選任されました目黒靜雄です。ご挨拶を申し上げます。

平成30年度は、復興創生期間の3年目に入り、本町におきましても復興まちづくりが目に見える形となり、一段と進んだ年であります。決算審査は、予算が適正に執行されているかどうかを審査し、その成果を検証するとともに、今後の行政課題の解決や復興事業に反映させるためにも大変重要なものであると考えています。決算審査は、長丁場になりますが、井上和文副委員長と力を合わせて円滑な運営に努めてまいりたいと思いますので、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。ご挨拶といたします。

◎散会の宣告

○菊地正文議長 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時55分 散 会

第4回定例町議会

(第 2 号)

令和元年第4回新地町議会定例会

議 事 日 程 (第2号)

令和元年9月17日(火曜日)午前10時開議

第 1 一般質問

- 4 番 寺 島 浩 文 議員
 - 1. 復興事業の検証と課題は
- 5 番 八 巻 秀 行 議員
 - 1. 新しい町づくりの創造について
 - 2. 生涯を通じた健康づくりと高齢者支援の推進について
- 1 番 齋 藤 充 明 議員
 - 1. 新駒ケ嶺公民館の早期建設と現公民館の跡地利用について

出席議員(12名)

1番	齋	藤	充	明	議員	2番	吉	田		博	議員
3番	三	宅	信	幸	議員	4番	寺	島	浩	文	議員
5番	八	巻	秀	行	議員	6番	八	巻		孝	議員
7番	目	黒	靜	雄	議員	8番	森			馬	議員
9番	鈴	木		利	議員	10番	井	上	和	文	議員
11番	遠	藤		満	議員	12番	菊	地	正	文	議員

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町		長	大		堀		武
副	町	長	佐		藤	清	孝
教	育	長	佐	々	木	孝	司
総務 計	課 長管 理	兼者	泉		田	晴	平
企画振	長興 課	長	小		野	和	彦
税 務	課	長	目		黒	佳	子
町 民	課	長	大		堀	勝	文
健康福	畐祉 課	長	岡		田	健	_
農林7	水産課 業委員 局	長会長	八		巻		隆
建設	課	長	小		野	好	生
都市記	十画 課	長	加		藤	伸	$\vec{-}$
教育絲	総務課	長	佐		藤	茂	文

職務のための議場出席者

事	務	局	長	佐	藤	武	志
書			記	持	舘	香	織
書			記	佐	藤	大	樹

午前10時00分 開議

◎開議の宣告

○**菊地正文議長** これから本日の会議を開きます。 ただいま出席している議員は12名であります。

◎一般質問

○菊地正文議長 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

4番、寺島浩文議員。

〔4番 寺島浩文議員登壇〕(拍手)

○4番寺島浩文議員 おはようございます。受け付け順位1番、議席番号4番、寺島浩文です。

さて、未曽有の大災害、東日本大震災から8年半となり、町内では復興事業によって海釣り公園、海水浴場、フットサル場、複合商業施設、新地スマートエナジーなどさまざまな施設が整備されました。そして、今後も火災によってオープンが延びた文化交流センターや釣師防災緑地が完成します。また、町民が期待している事業拡大区域への商業施設誘致が待たれております。しかし、私はいつも言っておりますが、それらの各施設が完成すれば、復興が完了するわけではありません。これらの施設は、それぞれ整備された目的がありますので、その目的が達成されなければ真の復興にはなりません。そういったことから、既に整備された施設を検証し、どのような課題が浮かび上がったのか、そしてその課題に今後どのように取り組んでいくのかお伺いしたいと思います。今回の一般質問では、既に整備され運営を開始している5つの施設について質問をさせていただきます。それでは、通告に従いまして質問に入ります。

件名、復興事業の検証と課題についてお伺いいたします。最初の質問1ですが、最初に海釣り公園についてお伺いいたします。海釣り公園は、4月にオープンし、1カ月後の観光協会総会での報告では、当初目標の約110パーセントの入園者数と売り上げがあったという報告がありました。そして、現在も好調を維持しているということも聞いております。これは、非常に喜ばしいことだと思います。この状態を維持し、そしてさらにこの数字を伸ばしていくためには、どのようなことが必要と考えるのかお伺いいたします。

質問2であります。9年ぶりに再開した釣師浜海水浴場と遊海しんちについてお伺いします。やはり新地町の魅力は、海と山、この両方があることです。それは、鹿狼山、そして釣師浜海水浴場であります。その海水浴場ですが、今年9年ぶりに再開し、多くの方に来ていただくことを期待しましたが、私が見た目には震災以前のような賑わいは見られませんでした。実際先日の町長から報告のあった来場者数にしても、以前の数字よりもはるかに少ない数字です。そういったことから今後の課題もたくさんあると思います。震災前の水準まで来場者数を戻し、そして前以上の来場者に

していくためにはどのような課題があるのかお伺いいたします。また、震災後やるしかねぇべ祭と して行ってきた夏のイベントですが、こちらも9年ぶりに遊海しんちとして海に戻ってまいりまし た。海での花火大会なども復活し、大いに賑わっていたように思いますが、主催者側から見て今後 の課題などどのように見ているのかお伺いいたします。

質問3であります。新地駅前フットサル場についてお伺いいたします。3月にオープンした新地駅前フットサル場ですが、今のところ土日、休日や夜間は予約が多く入っていると聞いております。そういったことから、課題の1つは平日日中の利用者増だと思います。そのあたりどのような課題が出ているのかお伺いいたします。

質問4、新地駅前の複合商業施設についてお伺いします。現在8店舗のテナントが入居しておりますが、経営状況はさまざまのようであります。町で整備した施設ですし、質問5の新地スマートエナジーのエネルギー供給先でもあります。万が一テナントが撤退するようでは、町、そして新地スマートエナジーにも悪影響を与えます。そういったことから、どのような課題があり、対処していくのかお伺いいたします。

質問5であります。昨年11月に供用開始した新地スマートエナジーについてお伺いいたします。 町が51パーセントの出資をし、実質町の会社でありますが、現在大口の供給先でもあります文化交 流センター、スマートアグリ施設がまだ完成しておらず、当然先日の報告のように経営のほうは芳 しくありません。こういった状況が続き、町が補填していく状況が続くのでは問題です。この新地 スマートエナジーの課題に対して今後どのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

質問は以上でございます。

○菊地正文議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 4番、寺島浩文議員の復興事業により整備された施設の検証と今後の課題はについてお答えします。

初めに、海釣り公園については、4月に開園し、連日多くの釣り客で賑わっております。8月末までの来場者数は7,542人、1日平均56.3人で、当初の見込みを超える来場者数になっており、事故なく順調に営業しております。これから秋、そして冬の季節を迎えますが、来場者の安定的な確保に向けて各種イベントの開催や積極的なPR活動を行い、誘客促進に努めるとともに、管理体制の充実化も図ってまいります。

次に、海水浴場については、震災後9年ぶりに再開し、関係機関のご協力を得て、事件、事故なく無事終了することができました。海開きには、子ども向けのレクリエーションを行い、海の家も出店されました。来場者数は4,743人と震災前に比べ減少しましたが、来年、再来年と徐々にふやしていくよう努めてまいります。遊海しんちについても、震災後9年ぶりの開催となり、天候にも恵まれた中で、ビーチバレーボール大会や花火大会も実施することができ、町内外から多くの来場

者が訪れました。震災前とは、沿岸部の道路状況などが変わっている中で、駐車場への誘導や交通整理をどうするかが懸念でありましたが、関係機関の協力もあり、事故なく無事終了できました。 来年度は、釣師防災緑地も含めたイベントも開催できると考えております。今年度の約4万人の来場者数を上回るよう準備してまいりたいと考えております。

次に、新地駅前フットサル場については、本年4月25日のオープン以降8月末現在で個人、団体合わせて2,911名の利用がありました。利用の内容としては、フットサルで個人、団体の利用となっております。また、これまでフットサルの大会も3回開催され、今後も大小合わせて6大会が予定されております。課題としては、夜間や土日については多くの利用者がおりますが、平日の日中については個人、団体とも利用者が少ないため、その時間帯の利用促進について検討してまいります。

次に、新地駅前複合商業施設については、本年3月に整備工事が完了し、4月に現地でオープニングセレモニーを開催し、8店舗全てでのテナント事業者が営業を開始しております。6月からは、町商工会も入居し、駅前の拠点施設としての一歩をスタートしたところであります。今後も新地駅周辺の利便性の向上と新しい町の交流の拠点として引き続き管理運営に努めてまいります。

次に、新地スマートエナジーについては、昨年12月に新地エネルギーセンターの指定管理者に指定し、本年1月から新地駅前周辺施設工事用電力の供給、3月以降は各施設の完成に伴い、電力及び熱供給事業を開始しております。今後も新地エネルギーセンターの適正な運用、保守、維持管理、運営の効率化に向け、指定管理者である新地スマートエナジーに働きかけながら取り組んでまいります。また、新地駅周辺地区の需要家施設への安定的なエネルギー供給に努め、需要家施設の円滑な稼働、運営に貢献するとともに、集客向上のため、文化交流センターとスマートアグリの早急な完成を目指すなど駅周辺地区の活性化に貢献してまいります。

以上であります。

- ○菊地正文議長 4番、寺島浩文議員。
- ○4番寺島浩文議員 答弁いただきました。再質問させていただきます。

海釣り公園についてですが、ちょっと答弁にはなかったのですけれども、管理体制といいますか、 特に安全対策についてちょっとお伺いします。この期間夏でしたので、暑い期間もかなりありました。そういった場合、突然の雷あるいは熱中症の対策なんかはできているのでしょうか。見たところ、管理棟以外建物も見当たりませんし、管理棟自体もそんなに大きくありません。突然の雷に対する避難、また熱中症の予防は当然ですけれども、熱中症を起こした方への対処をどうするのかちょっとお伺いいたします。

- ○**菊地正文議長** 小野和彦企画振興課長。
- ○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

雷対策、それから熱中症対策ということでございます。まず、雷のほうは、釣りをしていただい

ている釣りデッキの下に避難する場所を設けておりますので、そちらのほうに一時避難をしていただくということになっております。水分補給につきましては、熱中症対策ですが、管理人おりますけれども、そちらから適宜声をかけるなどして気をつけてもらうのがありますし、それからそれでもぐあい悪くなった方は救急搬送ということで消防のほうに連絡をしてすぐ来ていただくという体制をとってございます。

以上です。

- ○菊地正文議長 4番、寺島浩文議員。
- ○4番寺島浩文議員 雷の避難場所、デッキの下の堤防の下にあるということなのだと思いますが、 これは何人ぐらい避難できるところなのですか。
- ○**菊地正文議長** 小野和彦企画振興課長。
- ○小野和彦企画振興課長 釣り客最大41区画ありますけれども、その釣り客の方、それから管理人含めスタッフの方全員入れるぐらいのスペースはとってございます。

以上です。

- ○菊地正文議長 4番、寺島浩文議員。
- ○4番寺島浩文議員 それでは、安心いたしました。そういった事故等あるいは自然災害によるけが 人等出ないように万全の管理をお願いいたします。

次にですけれども、課題の1つは今後も安定した入園者の確保だと思います。そして、増加に向けた取り組みというものも必要になってくると思います。先ほどの答弁の中に積極的にPRやイベントを行うということでした。それにしても、まずはこれまでの利用客の分析というものはできておりますでしょうか。どこからの来客が多いのか、また年代、性別など分析はできているのでしょうか。今後安定した入園者とそしてその増加を目指すためには、新たなターゲットをどこにするのか知ることが必要です。そのあたりしっかり把握できているのかお伺いいたします。

- ○菊地正文議長 小野和彦企画振興課長。
- ○小野和彦企画振興課長 来客者の分析でございます。海釣り公園につきましては、4月に開園して以来天気が荒れて休んだ日にちは1日とあと半日ということで、ほかは全部営業できております。 来場の傾向としては、中通りが多くなってございます。特に福島市、伊達市、郡山市、こういった ところが多くなっております。それと多いのは、南相馬市と仙台市が多くなっております。町民の 利用率については、今までの間で約400人ということで、全体で見ると約5パーセントぐらいの人数です。そんな状況で把握をしてございます。性別で言えば、ほとんど男性ということになってございます。

以上です。

- ○菊地正文議長 4番、寺島浩文議員。
- ○4番寺島浩文議員 ある程度は分析はできているようですけれども、やっぱりそういった分析に基

づいたPRとかイベントをやらなければいけないのだと思います。今入園者のほうの分析ですと、 福島県中通りが多いということですが、距離的にも人口東北最大の大都市である仙台方面がそんな に多くないように聞こえたのですが、そちらへの情報発信はもっと強化すべきなのではないでしょ うか。その辺、仙台の方面から少ないというのはどのようなことなのでしょうか。

- ○菊地正文議長 小野和彦企画振興課長。
- ○小野和彦企画振興課長 仙台からのお客様の割合ですが、こちら統計で見ますと、先ほど言ったように一番多いのが福島市、それから伊達とか続きますが、仙台も少なくありません。500人以上来ていただいていまして、全体でいえば5番目に多い市になっています。ただ、仙台の人口は東北最大でございますので、もっと来てもらえる余地があると思っておりますので、さらにPRしていきたいと思ってございます。

以上です。

- ○菊地正文議長 4番、寺島浩文議員。
- ○4番寺島浩文議員 やっぱり東北の中では突出して多い仙台市ですので、そちら方面、距離的にも本当に1時間以内で来てしまうところなので、やはりそちらから入園者を呼ばなければいけないと思いますので、その辺のPRやっぱりしっかりやっていただければと思います。

それで、イベントも行っていくということですけれども、イベントはやっぱり釣り大会ですとかやっぱり釣り教室とか、先ほどの分析に基づいていろいろやるのだと思いますけれども、そういったことを考えるということでよろしいのですか。例えば子ども向けの釣り大会あるいは女性もターゲットにしてもいいのではないかと思いますけれども。そういった特化した釣り大会とか釣り教室とかそういったところを考えているのかどうか、その辺お伺いしたいと思いますけれども。

- ○菊地正文議長 小野和彦企画振興課長。
- ○小野和彦企画振興課長 イベントですけれども、これまで親子の釣り大会というものを8月3日に やりまして、参加いただきました。あと8月18日ももう一回親子の大会をやりまして、お客さんいっぱい来ていただきましたけれども、今後もそういった親子の大会、それから今ご提案のありました女性に特化したというのも考えられると思いますので、いろいろ検討していきたいと思ってございます。

以上です。

- ○菊地正文議長 4番、寺島浩文議員。
- ○4番寺島浩文議員 やはり入園者の情報いろいろとりながら、分析しながら、やっぱりターゲット を絞ってやっていくのが必要だと思いますので、ぜひその辺お願いしたいと思います。

次の質問に入りますが、やはり今後の課題は安定した入園者を確保して、そしてさらに売り上げ 単価を伸ばしていくというのが必要だと思います。そのためには、釣具、釣り餌、そして飲料とか 軽食などの販売も必要になってくると思います。現在も多少は行っていると聞いておりますけれど

も、手狭な管理棟での販売だと思います。そういったことから、プレハブ店舗で充分ですから、売り場を広げて品数をふやして売り上げを伸ばすことも考えられるのではないかと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

- ○**菊地正文議長** 小野和彦企画振興課長。
- ○小野和彦企画振興課長 ただいまのご提案についてお答えをいたします。

今までやってきた中で、入場料以外の売り上げというものもございます。さおのリース、それから餌とか重りの仕掛けの販売とか、自動販売機あります。今そのお金で大体40万円ぐらい今ありますけれども、さらなる管理棟以外での物販というお話でございますけれども、確かに管理棟の中はスペースが限られてございます。例えばですけれども、管理棟の西側に屋根つきの休憩場所がございますので、そういった場所とかあと駐車場の一角などに観光協会で持っていますテントなど張ってとりあえずそういったもので試行的に販売してみて、建物については将来の検討ということで考えていければと思ってございます。

以上です。

- ○菊地正文議長 4番、寺島浩文議員。
- ○4番寺島浩文議員 先ほど売り上げが40万円、入園料以外に40万円ということですね。来場者が7,542人。前にも話したように、釣り餌を買って、釣具を買って、軽食使ってもらえばすぐ個人単価1,000円なんか超えてくると思うのですけれども、そうするとこの数字よりはるかに上がってくるので、やはりそういったことも考えていくべきだと思いますので、ぜひこれは検討していただければと思いますので、よろしくお願いします。

次の質問に入ります。入園者は、先ほどから好調に推移しているというように聞いておりますけれども、入園者が多くなれば、今の釣りデッキより奥まで入りたいという方がいると聞いております。結構多いらしいのですけれども、今後利用者もどんどんふえていった場合、手前の41のデッキは指定席のような感じにして、奥側はフリースペースという考え方で検討してもいいのではないでしょうか。当然転落防止の柵の設置は必要だと思いますけれども、先端まで全て開放する必要はないと思いますので、途中までということですが、必要経費はそうすると柵などを設置しても限られてくると思いますので、今後釣り客ふやすためにはそういったことも検討していくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

- ○**菊地正文議長** 小野和彦企画振興課長。
- ○小野和彦企画振興課長 お答えをいたします。

さらにデッキを広げていくことはできないかというようなお話でございますけれども、今回の改築で今までは25区画だったのですが、41にふやしております。防波堤を借りてやっているのですけれども、防波堤は国の施設でありまして、まず国の許可が必要になるということがあります。それから、デッキをさらにふやして何かしらの工事をするということでは、まず財源の確保も出てくる

かと思いますし、先に延ばせば監視の体制、そこまで目が届かないと危ないですから、そういった 体制や整備も必要になると考えてございます。まずは現状の区画の中で多くのお客様に来てもらえ るようにまずはしていきたいと考えてございます。

以上です。

- ○菊地正文議長 4番、寺島浩文議員。
- ○4番寺島浩文議員 なかなか難しいというお答え、確かにそうかもしれませんが、ただ今後も本当 にどんどん入園者、お客さんがふえてそういった希望が、今も本当に実際出ているということです ので、難しい、難しいと言わずに、一つ何かできる方法というものもあると思いますので、その辺 ぜひちょっと考えいただければと思います。

次の海水浴場について再質問いたします。来場者が減少したというご答弁がありました。これを 震災前に戻し、そしてそれ以上にすることが大きな課題なのだと思います。そのためには、減少し た原因の分析が必要だと思います。減少した原因というのは、どこにあると思いますでしょうか。

- ○**菊地正文議長** 小野和彦企画振興課長。
- ○小野和彦企画振興課長 ただいまのご質問でございます。

減少した要因ということなのでございますが、まず今回9年ぶりの開催ということでございまして、町民の中でも海水浴という習慣が薄れてきたのかなということとそれと海、海岸と、もともとあった釣師の地区、大戸浜地区は今もございますけれども、埓浜地区と近接しておりましたが、そういったところと距離が離れたという部分もあるのかなと思ってございます。なるべく来年、再来年はふえるようにPRしていきたいとは思ってございます。

以上です。

- ○菊地正文議長 4番、寺島浩文議員。
- ○4番寺島浩文議員 9年ぶりなので、なかなか認知度というのかそういったものがなかったということなのかもしれませんけれども、それを逆手にとって、もう9年ぶりにということで大々的にもっとPRする必要なんかがあったのではないかなと私は思います。震災前は、新地の海水浴場の水質というのは、多分県でナンバー1、一番よかったと記憶しているのですが、恐らく今もそうなのではないかと思いますけれども、そういったこととかをもっともっと武器にしてPRはしていくべきなのではないかと私は思います。やっぱりそれはPR、情報発信だと思います。町のホームページとかSNS、そういったことは当然ながらもうどんどんまたやっていかなくてはいけないと思いますけれども、私も以前にもご提案したラジオCM使ってもいいのではないかと私は思うのです。やっぱり意外と聞いております。そういったことも有効だと思います。海水浴場というものは、期間限定ですから、そんな流す期間も長くはないと思いますので、ラジオCM、これもぜひ検討するべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。
- ○**菊地正文議長** 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 ただいまのご提案でございます。

今議員のおっしゃるように、海水浴場の魅力ということで、まず水質のよさがございます。それと、遠浅で泳ぎやすいという部分ございます。それから、防災緑地公園は来年度はできますし、そういったところと連携してキャンプなんかもできると思います。そういった魅力をPR、観光協会、インスタグラムとかツイッター、それから町ホームページ、それからご提案のとおりラジオのCM、そういったものも含めまして来年度については検討を進めていきたいと考えてございます。以上です。

- ○菊地正文議長 4番、寺島浩文議員。
- ○4番寺島浩文議員 ぜひ。何せ情報発信というものは重要だと思います。メディアをどんどん使ってやっぱりPRすることが重要だと思いますので、ぜひ前向きに検討していただければと思います。次にももう一つご提案します。これは、電車で来る海水浴客なんかも結構今後ふえてくると思いますけれども、駅から海までの利便性を高める取り組みとして、先日特別委員会でしんちゃんGOの新たな利活用の議論がなされました。海水浴場の期間中、遊海しんち期間中も含めてですけれども、海水浴誘客のためにサービスという部分も含め、駅から海水浴場までを特別運行するサービスも検討してもよいのではないでしょうか。ローコストの値段でそういったこともやっぱりサービスの一環として検討してもいいのではないかと思いますが、いかがでしょうか。
- ○**菊地正文議長** 小野和彦企画振興課長。
- ○小野和彦企画振興課長 ただいまご提案をいただきました。

例えば駅から海のほうへの観光のPRと。観光PRも含めて足の確保ということでございますが、海に限らず、新地町は里もあって山もございます。そういったことも含めて、これからしんちゃんGOの運行の見直し、やっぱり町内の地域公共交通どうやっていくかということ、全体も含めながら観光面についても考えていきたいと思います。

以上です。

- ○菊地正文議長 4番、寺島浩文議員。
- ○4番寺島浩文議員 海水浴場の質問でしたので、駅から海水浴場と言いましたけれども、当然しんちゃんGOの活用を全体的に見直すのは当然です。その中で期間限定で駅から海水浴場までということをぜひ検討していただければということでお話ししました。やはり行きやすいということは必要だと思いますので、行って、結構歩くと距離もありますので、あそこまで安く乗って行けるというのも重要なことだと思いますので、しんちゃんGOの運用の見直しということに合わせてこの辺もぜひ検討していただければと思っております。

次に、遊海しんちについてお伺いいたします。遊海しんちの中でもビーチバレーの大会が行われました。ただ、ビーチバレーは、遊海しんち1日だけでの開催ではもったいないと思います。やっぱり新地は海のある町ですので、シーズン中はポールの土台を埋め込んでおいていつでもネットが

張れるようにしておいて、もう夏の期間7月から9月ぐらいまでですか、大会を誘致したり、遊びでも利用できるようにするということも考えられないのでしょうか。当然有料ということにはなりますけれども、そのあたり、やっぱり1日だけではもったいないなと感じましたので、そのあたりは検討する余地があるのかどうかお願いいたします。

- ○**菊地正文議長** 佐藤茂文教育総務課長。
- ○佐藤茂文教育総務課長 ただいまの寺島議員のビーチバレーボールの今後の利用方法ということについてお答えいたします。

今回ビーチバレーボールを遊海しんちに合わせまして1日開催しました。そのためには、ポール、そういったものの準備、そしてその場所につきましても国の施設になりますので、占用の許可などをとりまして行ったわけです。今回につきましては、期間限定ということで占用はその日までということにしておりましたので、その後の利用はできない状況にあります。バレーボールを競技する方のニーズ、そして場所の確保など、そういったものを検討していきたいと思います。あと今回ビーチバレーを開催するに当たって購入したビーチバレーの用具につきましては、先ほど議員がおっしゃった基礎を埋め込むようなものではなく、簡易に立てられる、短時間に立てられるものを採用しております。そして、また海水浴場といいますか、釣師浜の砂浜ですが、震災後狭くなっております。そして、海の荒れる日には波が堤防の近くまで来て、コートを整備してもそれが長期間ずっと利用できるかという課題もございます。あとそこに常設で置いた場合に、その用具の管理などもありますので、そういったことも全て含めまして検討していきたいと考えております。

○菊地正文議長 4番、寺島浩文議員。

以上です。

○4番寺島浩文議員 当然私もそう簡単にいかないというのはわかっていましたけれども、やはり何 回も言うように、やっぱり新地というのは山があって海があって、やっぱりその2つが大きな売り なわけですので、やはり先ほども言いましたが、難しい、難しいだけではなく、一つのもうビーチ バレーのメッカになるぐらいの考えで進めていくべきなのではないかと思いますので、そのあたり 本当にぜひ前向きな検討をお願いしたいと思っております。

もう一つ、遊海しんちのほうで、ビーチバレーは行われたのですが、以前はビーチサッカーというものも行われていました。サッカーは人気スポーツですし、新地もフットサル場もできて競技人口もふえていると思います。ビーチサッカーも復活させてもよろしいのではないでしょうか。そのあたりはどうでしょうか。

- ○菊地正文議長 大堀武町長。
- ○大堀 武町長 それでは、今ビーチサッカーもということですが、私の記憶では遊海しんちの中で ビーチサッカーの記憶はございませんが、ちょっとサッカーするには非常に狭いかなという思いあります。手でパスするレベルであればあのぐらいでいいのですが、先ほど教育総務課長が言ったと

おり、砂浜が非常に狭くなってきていると。あとそういった部分で占用の部分もありますので、今 後新たなところでということも今議員がおっしゃったことでありますので、やっていけるかどうか も検討をさせていただきたいとは考えております。

- ○菊地正文議長 4番、寺島浩文議員。
- ○4番寺島浩文議員 いや、ビーチサッカー、私も昔ビーチバレーのほうのお手伝いとかをしていましてその大会に携わっていて、隣でビーチサッカーをやっていたなという記憶があったものですからこの質問をしたわけですけれども、確かに砂浜も狭くなってというお話がございましたが、ビーチバレーができているのですから、やる方法あると思うのです。だから、その辺模索していくべきではないでしょうか。やっぱりビーチバレーだけではなくて、行くといろんな楽しみ方ができるという遊海しんちであったほうがいいと思いますので、やれとは言えませんけれども、ぜひ復活させていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、遊海しんちのいろいろ出店、お店が出ましたけれども、売り上げがいま一つだったと私は聞いております。あの日も非常に暑い日でしたけれども、あの炎天下の中、日陰で座って飲食ができる場所が余りありませんでした。そのため、飲食物、特に食べるほうの売り上げが伸びなかったのではないというようなことでした。これは、ある店の方から聞いた話ですので、これが全ての原因ではないかもしれませんけれども、しかし遊海しんちの経済効果という部分を上げるにはやっぱり出店の売り上げも重要だと思います。町としてそういった日陰でちょっと座って食べれるような場所というのも何か確保するすべはなかったのでしょうか。

- ○**菊地正文議長** 小野和彦企画振興課長。
- ○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

日陰がなかったということで、確かにステージイベント、ステージの前に椅子とパラソルは幾つか並べたのですけれども、少なくてゆっくり楽しんでもらえなかったとようなことでございます。 来年度は、釣師の防災緑地もできますし、全体の会場の配置について、実行委員会の中でよく検討し、ゆっくり楽しんでいただけるようにしたいと思います。

以上です。

- ○菊地正文議長 4番、寺島浩文議員。
- ○4番寺島浩文議員 これは、来年に向けた課題ですので、ぜひその辺、来年は本当に多くの飲食物売り上げが上がるようにそういった努力をお願いいたします。

次に、防災面についてお伺いいたします。遊海しんちの花火大会の翌日ですけれども、大きな地震がありました。新地では震度4でしたけれども、私はもっと大きな地震と感じました。あの地震が1日前に起きていたら現場はパニックになったのではないでしょうか。津波が来るのか来ないのか、しっかりとした情報発信の体制はできていたのでしょうか。また、津波警報が出た場合、誘導マニュアルは徹底されていたのでしょうか。特に今回釣師小川線、田中橋が工事中のため通行どめ

でした。そのため、そういった場合みんな役場方面の県道に集中すると思います。そういった避難 道路が1本使えないという特殊な状況の場合のマニュアルも策定されていたのかどうか、その辺お 伺いしたいと思います。

- ○菊地正文議長 小野和彦企画振興課長。
- ○小野和彦企画振興課長 花火大会のときの地震のときの対応でございます。今おっしゃられたように、来場者の方場内放送によりましてまず情報をお知らせしながら落ちついた行動を促すことが重要だと考えてございます。もしその中で避難が必要になった場合、まずパニックになることなく落ちついた避難誘導をとれるように準備することが必要だと考えてございます。ルートにつきましては、3つのルートがまずございます。まず、県道新地停車場釣師線で新しい県道相馬亘理線までの役場方面のルート、それから釣師埓浜公園線で緑地公園のほうに行くルートとそしてもう一つが今工事中ですけれども、釣師小川線のルート3つありますけれども、今回は2つのルートでやっていたところでございます。避難マニュアルについては、つくってスタッフのほうで持っているというところでございます。ただ、それをこうなったらこう逃げるのだということを例えばマップを作成して来場者の方に配布するとか、そういったことはしておりませんでしたので、そういった部分は来年度に向けてやらなければならないかなと考えてございます。さらに、事前に避難誘導の予行演習、運営側での、そういった部分についても来年は考えてやっていってしっかりした体制でパニックになることなく避難誘導できるようにしてまいりたいと考えてございます。

以上です。

- ○菊地正文議長 4番、寺島浩文議員。
- ○4番寺島浩文議員 本当に翌日あの地震を受けたときには、本当にこれがちょうど丸1日前だったらとんでもない話だったなと思いながらあのとき思ったのですけれども、やはりあのとき本当に津波が来るのか来ないのかというまず情報の発信を本当に最初に早く出さないと、みんな車で逃げてパニックになって事故なんか起こすような方も下手すると出てきますし、今言ったように避難ルートが1本今回はなかったわけですから、そういった本当にふだんからのマニュアル役場職員全てに頭に入るぐらいに徹底しておかないと、この間本当にそう思いました。あれが本当に1日ずれていたらと。本当に当たってしまったかもしれないのです、この間の。そういったことを本当に今後防災緑地なんかもできていろんなイベントなんかも開催されるでしょうから、そういったところも含めて徹底してお願いいたします。

フットサル場についての再質問をいたします。先ほどの答弁でやっぱり平日日中の利用者をふやすことが課題ということでした。そのためには、やはり高齢者の利用というものが必要なのではないかと思います。パークゴルフというのは、ちょっと難しいかと思いますけれども、ゲートボールとかグラウンドゴルフが可能だと思います。また、最近は来年のパラリンピックの競技としてボッチャというのですか、ああいった競技なんかも高齢者ができるということで注目されています。高

齢者の健康増進のために健康福祉課とも連携してそのような競技での活用をちょっと推奨してみて はどうでしょうか。

- ○菊地正文議長 佐藤茂文教育総務課長。
- ○**佐藤茂文教育総務課長** ただいまのフットサル場の活用についてお答えいたします。

課題としまして、平日日中の利用ということであります。現在の使用の種目としましては、ただいま町長からの答弁にもあったように、フットサル競技の一つとして使っています。そして、フットサル場については、施設としてはテニスもできるような施設となっておりまして、初めて運営するに当たって、利用者数がこちらで計画はありますが、実際にどれぐらい来るか、またこちらではフットサルが人気のスポーツであるので、混雑するあまり他の競技団体が利用できないというのも想定しまして、フットサルのみの利用ということで始まっております。そして、半年が過ぎまして、大体の利用、今現在16団体が主に使用している状態です。今後はテニスについても利用することを検討していきたいと考えています。そちらの施設については、ある程度専用の施設となっております。そして、新地町にはほかに体育施設もございますので、そういったところとバランスを見ながらほかの競技の使い方については検討していきたいと考えています。

以上です。

- ○菊地正文議長 4番、寺島浩文議員。
- ○4番寺島浩文議員 今テニスのお話が出ました。テニスは、意外とやっぱり高齢者でも好きな方はある程度もう70代になってもやっているような方いらっしゃいますので、テニスは一つの考え方だと思います。総合体育館にもありますけれども、あそこは屋根がないので、雨の日には使えませんし、冬は寒いですから、やはりフットサル場で利用できればいいのではないかなと思います。そういったやっぱり利用もテニスもできますよというPRもやっぱりもっとしていいのではないかと思いますけれども、その辺本当にやるという決めでいいのかどうかわかりませんけれども、その辺もっともっと案内していくべきだと思いますけれども、どうでしょう。
- ○菊地正文議長 佐藤茂文教育総務課長。
- ○佐藤茂文教育総務課長 ただいまの質問につきましては、先ほどもお答えしたように、最初のフットサルでの状況を見ている状態でありますので、今後のほかの種目についてはその利用状況を見ながら、そして町民の方が使えなくなるとか、利用できるけれども、月1回しか使えない、極端な話ですが、そういったことのないようにほかの施設等もバランスを考えながら進めていきたいと思っております。

- ○菊地正文議長 4番、寺島浩文議員。
- ○4番寺島浩文議員 ぜひやっぱり日中の使用、利用、活用を検討してください。やっぱり管理人もついていますので、日中暇過ぎた、余り暇でも困ると思いますし、人件費もかかるわけですから、

その辺ぜひお願いします。

フットサルで最後にもう一つですが、以前にも言いましたように、やっぱりJRと県道に挟まれた場所です。あそこにやっぱり看板の1つあるいは本体にネームを入れるのかわかりませんけれども、それは絶対必要なのではないかと思います。これは何をするところなのだ、何ができるのかとかそういったものやっぱり必要だと思います。フットサル場スマイルドームとかちゃんとしっかりと名前を入れることは必要だと、ネームを入れることは必要だと思いますので、その辺コストをなるべくかけずにできる方法というものを模索しながらやっぱりやらなければいけないと思うのですけれども、その辺いかがでしょうか。

- ○菊地正文議長 佐藤茂文教育総務課長。
- ○佐藤茂文教育総務課長 今現在そちらの看板といいますか、表示の仕方については検討しておりまして、早い段階で看板といいますか、名称をつけていきたいと考えております。
 以上です。
- ○菊地正文議長 4番、寺島浩文議員。
- ○4番寺島浩文議員 本当に非常に目立つ場所ですので、ぜひ早急にそこの部分を進めていただければと思います。

複合商業施設についてお伺いいたします。複合商業施設8店舗入っていますが、ある程度繁盛している店だといま一つという店舗があると聞いております。複合商業施設、これは町の施設ですし、新地スマートエナジーのエネルギー供給先でもあります。なかなかテナントの経営状況というのは、町としても他人事ではないと思います。町としてそのあたりどのように見ているのか。特に多くの人を呼ぶことができる文化交流センターのオープンが延びたということも非常に大きな影響があるのだと思いますけれども、それはホテル、温浴にも当然影響しているのだとは思いますけれども、そういった影響も含め、そのあたりどのように検証していましたでしょうか。

- ○菊地正文議長 小野和彦企画振興課長。
- ○小野和彦企画振興課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

寺島議員が今おっしゃられたとおり、テナント8店舗ありますが、テナントによって差はあると思います。順調に進んでいるところもあれば、そうでもないというところもあろうかと思います。 テナントの話も聞きながら、集客については町でできる部分になりますけれども、考えていきたいと思ってございます。

それと、交流センターのおくれの部分もあります。駅周辺施設全体の集客考えますと、交流センターの完成がおくれるというのは影響が大きいと。そこがオープンしていれば、テナントのほうにお客様が来るということも充分考えられると思ってございます。早期に完成してテナントのほうにも誘客誘導ができるようにできればと考えてございます。

- ○菊地正文議長 4番、寺島浩文議員。
- ○4番寺島浩文議員 やはり私も思いますけれども、交流センターで多くの人間が集まれば当然お客 さんもふえますし、複合商業施設、ホテル、温泉も含め、そういったほうにも影響してくるものだ と思います。そこの部分で交流センターの使用料も含めた、売り上げも落ちたということで損害賠償なんかできるのでしょうか、この辺は。
- ○菊地正文議長 小野和彦企画振興課長。
- ○小野和彦企画振興課長 新地スマートエナジーとしては、その辺の請求はできないと考えてございます。

以上です。

- ○菊地正文議長 4番、寺島浩文議員。
- ○4番寺島浩文議員 売り上げの部分はできないという捉え方でいいのか。交流センターの使用料が入らないという部分に関しては、これちょっと違ってきますけれども、そっちが可能で複合商業施設の売り上げに関しては無理だという今の捉え方でよろしかったのですか。
- ○菊地正文議長 佐藤清孝副町長。
- ○佐藤清孝副町長 お答えします。

複合商業施設のそれぞれの店が交流センターがおくれたために建設業者のほうに影響するというのは不可能でございます。あわせて交流センターのおくれがスマートエナジーの経営にも大きく響いております。スマートエナジー会社も業者に対してその10カ月おくれた部分について損害賠償とかそういう部分は請求することはできません。ただ、スマートエナジーとしては、町から管理委託を受けている会社でありますので、できるとすれば町のほうに相談をすることは可能だと考えます。

- ○菊地正文議長 4番、寺島浩文議員。
- ○4番寺島浩文議員 わかりました。そのような形で行っていただければと思います。

最後のスマートエナジーのほう今話出ましたので、スマートエナジーのほうの再質問に移ります。 先日経営状況ということで報告がされました。文化交流センターのオープンが延びいていますし、 スマートアグリ、千葉農産さんの操業開始がまだ先に延びていることから赤字経営ということにな るのは当然だと思います。ただ、それはどうしようもないことですので、まず肝心な、今一番の供 給先であるホテル、温浴施設の経営状況というのをどのように検証されていますでしょうか。

- ○菊地正文議長 小野和彦企画振興課長。
- ○小野和彦企画振興課長 ホテルのほうでございます。ホテルのほうでも入浴施設のほうとあと宿泊のほうとございますけれども、入浴施設のほうは町外からのお客様も多くて、ある程度見込んだ数字と聞いてございます。宿泊のほうは、日によっては満室になるということもあるのですけれども、なかなか安定経営に行く数字まではまだ至っていないということで聞いてございます。これからさらに頑張っていかなければいけないという話を聞いているところでございます。

以上です。

- ○菊地正文議長 4番、寺島浩文議員。
- ○4番寺島浩文議員 先ほどから言っているように、ホテル、温浴施設というものは、この新地スマートエナジーのほうの一番の供給先、エネルギー供給先ということですから、ここから一番要するにお金をいただかなければいけないわけですので、民間の施設といっても町と大きくかかわってくる部分だと思います。やはり今言ったように、ホテルのほうがいま一つということのようですので、その辺今企画振興課長がお話しされましたようなやはり今言ったいろんな施設がこの復興事業でできましたので、そういったものとうまく絡めて、やっぱりホテルだけではありませんけれども、全てうまくやっていかなくてはスマートエナジーに影響してくると思いますので、その辺ぜひうまくやっていただければと思います。

次ですけれども、もう一つの大手エネルギー供給先となるスマートアグリ、千葉農産さんですね。 今回台風15号の影響で大きな打撃を受けたと聞いております。前回の一般質問では、スマートアグリは来年夏の操業開始予定と聞いております。ただ、それもかなり厳しくなったのではないかと感じておりますけれども、千葉農産が現在どのような状況なのか、わかる範囲で教えていただければと思います。

- ○菊地正文議長 小野和彦企画振興課長。
- ○小野和彦企画振興課長 スマートアグリ、千葉農産の状況でございます。加工場とビニールハウス 等ありますけれども、年内に着工して来年の夏ぐらいに稼働したいというような話で進んでおりますけれども、今お話あったとおり、台風の影響がございます。千葉県の君津市に施設がありまして、 鶏舎、それから鳥小屋、それから野菜栽培のハウスが倒壊したり、あと水田も被害を受けたという状況でございます。被害全体が千葉農産さんもまだわかっていないという状況でございますけれども、そういった状況を早急に把握していきたいと思ってございます。その上で当町での事業がございますけれども、こういった部分が計画どおり進むよう町としても対応していきたいと。ただ、影響が出るかもしれませんが、それは今後よく調査をして適切に対応していきたいと思ってございます。

- ○菊地正文議長 4番、寺島浩文議員。
- ○4番寺島浩文議員 私も毎日テレビでそのニュースが流されますので、非常に気にはしておりますけれども、かなり厳しい状況だとは思います。最悪本当に操業開始の時期が延びるのも覚悟はしていないといけないかもしれません。先ほども言いましたけれども、新地スマートエナジーを安定して経営していくためには、まずは供給先の安定経営が重要だと思います。民間の施設も含めて、それらは全て新地スマートエナジーの経営に大きくかかわってきます。町としても、供給先の施設とそのほかの町内の施設との連携を図り、集客を図ることが必要ではないでしょうか。海釣り公園、

海水浴場、ホテルと温浴、複合商業施設、フットサル場、そして今後完成する釣師防災緑地公園、文化交流センター、スマートアグリなど全て関連してきます。また、そのほかの町内の施設、もう全てもこういったところに関連してきます。それらの施設の連携を図って全てがうまく回ることが重要なのだと思います、なかなか難しいことかもしれませんけれども。そして、それが新地スマートエナジーの経営の安定ということにもつながると思います。でも、これは町ではできないと思います。私としては、先ほど言った公の施設は全て観光協会の指定管理にすべきだと思います。すぐにとはいきませんけれども、観光協会を独立させ、法人化して強化していくことが必要だと思います。観光協会が官民の施設全てを連携させることができれば、新地スマートエナジーの安定経営と各施設の安定経営の両方が望めると思います。こういった考えはいかがでしょうか。

- ○**菊地正文議長** 小野和彦企画振興課長。
- ○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

まず、観光協会の強化、組織強化、そういった部分は必要だと思います。観光協会がその駅前、 基本の町内の施設、今は海釣り公園を指定管理者でやっていただいていますけれども、それがどの 程度まで行けるかどうかまた引き続き検討していかなければならないとは思ってございます。 以上です。

- ○菊地正文議長 4番、寺島浩文議員。
- ○4番寺島浩文議員 何度も言いますけれども、本当にこういった施設の連携が全てつながってくる わけですので、それやるにはやっぱり観光協会の強化だと思います。独立させて力を持たせないと いけないと思いますので、すぐにできることでありませんけれども、その方向でぜひ進めていって いただければと思います。

私の質問は以上です。

○菊地正文議長 これで4番、寺島浩文議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再 開

○菊地正文議長 再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

5番、八巻秀行議員。

〔5番 八巻秀行議員登壇〕(拍手)

○5番八巻秀行議員 受け付け順位2位、議席番号5番、八巻秀行です。よろしくお願いを申し上げます。今日は、たくさんの方々の傍聴をいただきまして、まことにありがとうございます。今定例会は、私どもにとりまして今期最後の一般質問となります。実のある議会になりますようにご期待

を申し上げたいと思います。

東日本大震災から9年目に入りまして6カ月が経過いたしました。町の震災復興状況は完了に近く、エネルギーセンター、複合商業施設、駅前フットサル場、海釣り公園、ホテル、温浴施設は、既に開業となり、8年ぶりに釣師浜海水浴場の開設、そして遊海しんちも盛大に行われました。さらに、釣師防災緑地整備事業も間もなく完成と聞いております。そして、残る津波復興拠点整備拡大区域造成工事は今年11月29日の工期であって、その上に商業施設が立地するわけであります。また、スマートアグリ・6次化施設も当初は来年3月あたりの完成となっておりましたけれども、いまだ進んでおらない状況であります。一方、相馬港の4号埠頭のLNG基地では、世界最大級23万キロリットル、1号タンクは仙台市へのガス供給を開始しており、2号タンクを中心とする2期工事におきましても、今年5月現在進捗率は全体で5割を超え、来年にはLNG基地2期工事完了と福島天然ガス発電所の運転開始が1号基は来年4月、2号基は来年8月に予定をされ、ますます町の将来にとって活気の出る明るい兆しがどんどん加速をしております。このことは、まちづくりにとって大きなインパクトとなり、弾みとなっております。復旧、復興のスピードを早めて、快適で住みよい、笑顔あふれる新地町の創造を目指しながら、今期最後の一般質問を申し上げたいと思います。今回私は、件名1、新しいまちづくりの創造について、件名2、生涯を通じた健康づくりと高齢者支援の推進についての2件についてお伺いをいたします。

件名1、新しいまちづくりの創造についてお伺いをいたします。1つは、地域おこし協力隊の現状と推進についてお伺いをいたします。本制度は、国では平成21年度から実施をされており、昨年度全国1,061自治体において5,530人の隊員が活動をしております。我が町では、昨年初めて予算化をされ、3名の募集を行いましたけれども、成果はございませんでした。そして、新しい新地町の創造に一翼を担うべく本年度予算において1名368万円の計上をいたしましたが、いまだ進捗をしておりません。新しいまちづくりを応援する力強い助っ人として期待をしているところでありますが、進捗状況をお伺いいたします。

そして、募集の内容を見ますと、1つは新地駅周辺や防災緑地等における地域活性化事業の支援、2つ目に移住、定住促進に必要な施策の支援、3つ目は地域資源の発掘と産業振興や伝統文化継承、4つ目に地域の情報発信、観光振興となってございます。大変仕事量が多岐にわたり多いのでありますけれども、1名では足りないのではないかと思ってございます。もっと積極的な募集対応を必要と思います。お伺いをいたします。

2つ目は、温泉スタンドの進捗状況と推進についてお伺いをいたします。昨年12月定例議会におきまして、新地町温泉条例を制定いたしました。町民等にも温泉を供給するためにスタンドを設置するとしておりますけれども、いまだ着手をされておりません。早い対応で推進したいのでありますけれども、スタンドの数設定はどうなっているのでしょうか、お伺いをいたします。

そして、町直営の施設か、どのような経営形態とするものかお伺いをいたします。また、今定例

会には、当該泉源の温度が低く、そのまま利用できる状態ではないことから、加温に要する経費を考慮して改正案が提案をされております。温泉スタンドは、特別供給として20リッター当たり10円としておりましたけれども、今回60リットル当たり10円とするものであります。同料金で3倍の温泉水が買えるわけであります。低廉で広く町民にご利用いただくことはいいのかもしれませんけれども、赤字の施設づくりでは困るのであります。果たしてどのくらいの方が利用するのか。また、利用度をふやす対策をどう考えているかお伺いをいたします。よく町民に利用していただき、リピーターをどんどんふやし、町活性化の一助になるような施設であってほしいと思うのですが、お伺いをするものです。

続いて、件名2、生涯を通じた健康づくりと高齢者支援の推進についてお伺いをいたします。 1 つは、お達者度向上の推進策についてお伺いをいたします。福島県は、65歳を過ぎて要介護度2以上にならず健康に過ごせる期間を算出した健康寿命の指標、いわゆるお達者度を59市町村別に公表しております。これまで公表した2013年分、2016年分とも全国平均を下回って、県民の健康指標の改善が課題となっております。地域別の健康課題の見える化を目的としておりまして、県内では最長が男性では三春町の18.57歳、女性は鏡石町が21.49歳となっております。全国の平均は、男性で17.92歳、女性が20.94歳となっております。当新地町は、全国平均に比べまして男性が17.29歳であって、0.63歳、女性では20.83歳で0.11歳全国を下回ってございます。この状況を全国平均値以上に延伸させることが課題と思うのでありますけれども、町はどう分析をし、そのためにはどのような推進策が考えられるか。また、どう施策を進めるか、今後の取り組みをお伺いいたします。

2つ目は、地域で支えるおたすけ隊、支え合い隊の普及についてお伺いをいたします。全国的に高齢化が進む中、本町においては今高齢者の見守り隊が活動をしております。身の回りのことなどで困っている方々を地域ぐるみで助け合い、協力し合いながら生活支援をしていくことを目的とした地域おたすけ隊、支え合い隊の普及が求められております。当町におきましては、社会福祉協議会を中心に、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせる地域づくりに生活支援体制整備事業として取り組んでおります。また、いきいき100歳体操やいきいきサロンが町内各所に結成をされ、健康づくりや高齢者支援の組織化ができつつありますけれども、こういった組織に入っていない方、入れない方の身の回りのことなどで困っている方を地域ぐるみで助け合い、協力し合いながら生活の支援をさらに進めることが重要であると思います。このような組織の普及、充実をさらに図ることが必要と感じております。町の対応をお伺いいたします。

以上申し上げましたが、よろしくご回答お願いいたします。

○菊地正文議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 5番、八巻秀行議員の質問にお答えをいたします。

初めに、地域おこし協力隊の推進促進についてお答えします。町では、地域外から新たな発想と

機動力を持つ人材を受け入れ、町民と一緒に知恵を絞りながら地域力の維持強化と活性化を取り組み、地域の資源を活用しながらより魅力の高いまちづくりを進めることを目的に、平成30年度より地域おこし協力隊、新地町まちづくり応援隊を募集しております。活動内容は、主に地域づくりに関する活動とし、地域イベントの企画、運営や情報発信、6次化調査企画、特産品開発支援などに取り組んでいただきます。これまで町のホームページでの募集案内のほか、総務省や福島県が主催する募集セミナーや説明会に参加するとともに、首都圏での観光物産PRイベントにおいても、募集チラシの配布等を行っております。また、本年度はJICA海外協力隊経験者に向けたプレゼンテーションに参加、個別面談を行うなど募集に向けた活動をしておりますが、現在のところ応募はない状況であります。地域活性化のために、地域おこし協力隊はぜひ必要と考えており、今後も積極的なPRに努めてまいります。

次に、温泉スタンドの進捗状況と推進についてお答えいたします。平成29年8月31日登録された新地駅前温泉については、低張性弱アルカリ性低温泉として利用されております。湧出量は、毎分約480リットル、温度は28.1度となっております。現在供給先としている温浴施設では、来訪者から好評をいただいているようであります。なお、一般町民が自宅で温泉水を利用できるように温泉スタンドの設置をする計画であります。現在の進捗状況については、その施設整備に係る見積もり徴収などをしている段階であります。今年度の供用開始に向けて早急な発注を進めてまいりたいと考えております。

次に、我が町のお達者度向上の推進方策についてお答えします。福島県では、健康課題の明確化に寄与する指標として、65歳の日常生活動作が自立している期間の平均を市町村別お達者度として公表しております。市町村単位で経年推移を明らかにし、今後の対策立案に生かしていくことを目的としたものであります。当町の状況を見ると、健康な期間が65歳の平均余命に占める割合は高い状況にあり、お達者度については男性、女性ともに県平均より高目ですが、全国に比べると低い状況になっております。町では、高齢者が要介護状態にならず、活動的に元気で長生きできる健康寿命の延伸を目指し各種事業に取り組んでおります。町が行う総合検診では、過去3年の特定健診受診率を見ても、県平均40パーセントに対し、町は62パーセントとなっており、特定健診、各種がん検診のいずれもが県平均を上回っております。健康づくり推進員の方々が地区住民を直接訪問していただいていることで健診を身近に感じ、関心を持たれていることが高い受診率につながっているものと考えております。また、「いきいき100歳体操で健康寿命を延ばそう」をテーマに、各地区では毎週1回最寄りの集会所に集まり体操を行っております。引き続きいきいき100歳体操を行う自主グループの支援を行いながら、町民一人ひとりが健康づくりの大切さ、楽しさに気づき取り組んでいけるような仕組みづくり、また健康長寿への三本柱としての食、運動、社会参加の推進に向け、地域と一体となり取り組んでいきたいと考えております。

次に、地域で支えるおたすけ隊、支え合い隊の普及についてお答えします。町では、新地町生活

支援体制整備事業として、社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置し、町健康福祉課、社会福祉協議会、地域包括支援センターが地域支え合い事務局となり、定期的に住民対象の地域づくり勉強会を開催しております。本年度については、ご近所支え合いをさらに広げていくため、モデル地域を選定し、地域づくり勉強会を開催いたしました。モデル地域の話し合いからは、身近な地域ならではの自然と行われている支え合いがたくさんありました。今後は、そうした資源を地域づくり勉強会を通して共有化することで支え合いネットワークづくりを推進し、支え合いネットワークで生活が支援され、地域課題解決のための仕組みづくりにつなげていきたいと考えております。以上であります。

- ○菊地正文議長 5番、八巻秀行議員。
- ○5番八巻秀行議員 それぞれご回答いただきました。それでは、再質問を申し上げたいと思います。 初めに、地域おこし協力隊の現状と推進ということですが、これまで昨年度から全然成果がない わけでありますけれども、1名では大変きついのかなと思います。募集人員をもっとふやすとか報酬を上げるとか、そういうことをしないと現状打破できないのではないかなと思います。この辺に ついてどうお考えかお伺いいたします。
- ○**菊地正文議長** 小野和彦企画振興課長。
- ○小野和彦企画振興課長 今応募がないというところでございます。今現状原因でございますけれども、今は田舎暮らしが人気でありまして、都会から出て山村のほうで農業とか酪農をやるイメージということが多いと思っております。任期終了後は、定住してもらうという部分が条件にもなってございます。今応募されている方は、例えば限界集落、それから離島、そういったより過疎化の進んでいる田舎を求めているというような傾向なのかなと思っておりまして、町のほうでは地域づくりとかまちづくり、そういった部分の経験、ノウハウを持っていただいた方に活躍してもらいたいと思っておりますので、単なる田舎暮らしがしたいという方はなかなかマッチしていないのが原因なのかなと思ってございます。

今ご提案ありましたように、募集人数をふやしたりとか、それから勤務条件、そういったものも見直したらいいのではないかというお話でございますが、まずもうちょっとセミナーとか説明会に参加して応募の状況どういった部分に今全国的に流れがなっているのか、まずそういった部分を初めに分析していければと考えてございます。

- ○菊地正文議長 5番、八巻秀行議員。
- ○5番八巻秀行議員 やはり今その傾向といいますか、それはやっぱり都会から出て田舎暮らしをしたいというようなことの方々が大変多うございますので、それがやはりまちづくりにとって外から見るというか、町をつくっていく、そういう原動力になるのだろうと思います。今年の予算を見ますと368万円ですが、その中身は報償費247万5,000円ということで、月当たり20万6千何がしの金

額なのかなと思いますけれども、こういう金額で果たしてそういう方々が納得できるのかどうか、 この辺をもう少し改善できないのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

- ○菊地正文議長 小野和彦企画振興課長。
- ○小野和彦企画振興課長 今ご提案ありました勤務条件の部分だとございます。まず、報償費につきましては、月額20万円という部分になってございます。ただ、それが全てではございませんで、家賃につきましては予算の範囲内において町が負担するということになってございます。それから勤務場所、それから活動に必要な部分につきましては、自動車とかパソコン、そういった部分についても町が対応するということになっておりまして、活動に係る経費は予算の範囲内で町が負担するということになってございます。それとあとは、活動の妨げにならない範囲においてでありますけれざも、副業を認める場合もあるということでございますので、そういったことで今後も続けていければと考えてございます。

以上です。

- ○菊地正文議長 5番、八巻秀行議員。
- ○5番八巻秀行議員 確かに家賃からパソコン、車とかそういうものは町で対応するということでしょうけれども、ですので、総額で368万円くらいなのかなと思いますけれども、やはりこういうところを見ていかないといつまでたっても前に進まない、こういう貴重な人材を確保できないのではないかと思いますので、ご検討いただきたいと思います。

そして、回答にもありましたけれども、JICAの職員あたりの実際に接触をしていろいろ町を PRしたということでありますけれども、そういう人材はこれから必須の事業だと思いますので、 さらに努力をして確保に努めていただきたいと思います。

次に移りますけれども、温泉スタンドの進捗状況と推進ということですが、現在各施設整備の見積もりを徴収しているというようなお話でありましたけれども、どんな見積もりをいつまでにとっているのか、その辺お伺いしたいと思います。

- ○菊地正文議長 加藤伸二都市計画課長。
- ○加藤伸二都市計画課長 ただいまのご質問でございますけれども、今現在見積もりということなのですが、本体、販売機本体、それとあとはそれに係る建屋関係、それにつきまして今見積もりを徴収しているという状況でございます。

- ○菊地正文議長 5番、八巻秀行議員。
- ○5番八巻秀行議員 本体、そして建屋関係ということですが、ほとんど議会の中でも議論されていないというか話題になっていないその温泉スタンドなのです。それで、私は余り理解をしていないわけですけれども、今年度の当初予算で被災市街地の復興土地区画整理事業に舗装工事2,000万円という計上をしてございます。周辺の舗装費と聞いておりますけれども、この前の9月の9日です

けれども、温泉スタンドの入り口取りつけ道路の工事入札がありまして、1,254万円で落札をされ、本年11月29日の工期で工事が進められるということであります。スタンドそのものの設計、仕様、概要、スタンドの数とかどんなものをつくるのかというようなことがまずわからないわけです。そういうことで、設置費用とか工期についてもお伺いをしたいと思います。

- ○菊地正文議長 加藤伸二都市計画課長。
- ○加藤伸二都市計画課長 費用につきましては、今年度予算化しております金額の中で発注する計画でございます。工期につきましても、物自体は受注生産になるかもしれませんが、規格物でありますし、あと建物につきましても簡易的なものであります雨、風をしのぐ程度のものと考えておりますので、今年度早目の発注のほうしてまいりたいと考えてございます。以上です。
- ○菊地正文議長 5番、八巻秀行議員。
- ○5番八巻秀行議員 そのスタンドの状況ですけれども、数から言うと幾つなのでしょうか。そして、 建屋といいますと、何かガソリンスタンドのイメージをすればいいのかなと思いますが、どうです か。
- ○**菊地正文議長** 加藤伸二都市計画課長。
- ○加藤伸二都市計画課長 スタンドの数につきましては1基ということで考えてございまして、日本全国各地でも温泉スタンドというものは設置している箇所は多くございます。イメージで言うとガソリンスタンドというような話ではありましたが、物はそれよりさらにちょっと小さいような形になってございまして、そこに先ほど申し上げましたとおり、簡易的な屋根ですとかそういったものを防ぐような施設をつくってまいりたいと考えているところでございます。
- ○菊地正文議長 5番、八巻秀行議員。
- ○5番八巻秀行議員 灯油の販売あたりのスタンドをイメージすればいいのかなと思いますけれども、町民の利用度ということでお伺いしたいと思いますけれども、どの程度、どのように何人くらい利用されるのかなと想定しているのかお伺いしたいと思います。赤字の施設づくりでは困るのでありますけれども、もうかる施設づくりでペイできる施設をつくるということで始めるのだろうと思いますが、利用者数についてお伺いをいたします。
- ○**菊地正文議長** 加藤伸二都市計画課長。
- ○加藤伸二都市計画課長 利用者の数ということでございますけれども、計画するに当たりまして、各自治体の実態等も調査はしてきたところでございます。人数のそういった箇所の利用度につきましては、多いところもあれば少ないところもあるというような形で一定になっていなというところでございます。今回町のほうで考えておりますのは、まず人数というよりも、そもそもの町民の健康増進ということを目的としておりまして、そういった方々に自宅でも使えるようにということで計画したものでございますので、今後そちらの人数等々も検証していきながら今後の温泉の活用を

検討してまいりたいと考えているところでございます。 以上です。

- ○菊地正文議長 5番、八巻秀行議員。
- ○5番八巻秀行議員 スタンドのその目的ですけれども、今お話しのように町民の健康増進というお話でございます。そういう面から言いますと、今の住宅というのはほとんど給湯設備が整っていまして、昔のようなそういう風呂、まき風呂とかそういうものを使った家からだんだん現代的な給湯施設になっていると思います。そういうことで、販売するとタンクで買いに行くわけですから、そういう利用が本当にどのくらい利用できるのか、この辺をしっかり検証しないといけないと思います。この辺について再度お伺いしたいと思います。
- ○菊地正文議長 加藤伸二都市計画課長。
- ○加藤伸二都市計画課長 検証の仕方ということでよろしいのでしょうか。一応コインを使って供給するような形になってございますので、1日あるいは何リッター、そういったものを利用しているのかということを今後検証してまいりたいと考えてございます。

以上です。

- ○菊地正文議長 5番、八巻秀行議員。
- ○5番八巻秀行議員 施設をつくるわけですので、そして予算化もしているわけでありますけれども、 そういったことでこれから検討するという答えをいただきましても、それをよしと言うわけにはい かないのです。本当に利用度を考えてペイできる施設づくりであってほしいのです。今日も皆さん 方聞いておりますけれども、その辺が一番聞きたいのだろうと思います。果たして予算化はしまし たけれども、これを進めていいのかどうか、その辺をよく考えていただきたいなと思います。確か に町民の健康増進、お風呂に入ることが健康増進なのか。先ほども町長からお話あったように、特 別に温泉水がいい温泉水ということでもなかろうかとも思いますし、その辺をよく考えていただき たいなと思います。何かご発言いただければ。
- ○菊地正文議長 大堀武町長。
- ○大堀 武町長 今八巻議員からいろいろご指摘いただいて、ペイしないのであればやめてもというようなお話だとは思いますが、町民の健康増進を図るという大きな目的がございますので、八巻議員のおっしゃることを理解しながら、利用者の増加を図るべく努力をしてまいりたいと思います。
- ○菊地正文議長 5番、八巻秀行議員。
- ○5番八巻秀行議員 広く町民に利用していただくような、リピーターをどんどんふやして町活性化 の一助になるような施設であってほしいと思います。

前に進めますけれども、その利用度を高める施設づくりということで、宅配サービスなどを考えているのでしょうか。

○菊地正文議長 加藤伸二都市計画課長。

- ○加藤伸二都市計画課長 今現在のところは、現場に来ていただいて購入していただくということで考えてございますけれども、今後利用推進に当たりまして検討はしていきたいと考えてございます。 以上です。
- ○菊地正文議長 5番、八巻秀行議員。
- ○5番八巻秀行議員 利用度を高めるという意味では、そういったものも考える必要あるのではないかなと思います。そして、場所的には釣師の湯の北側の現在空ているところだと思いますが、この維持管理は町の直営施設ということでよろしいのでしょうか。
- ○菊地正文議長 加藤伸二都市計画課長。
- ○加藤伸二都市計画課長 経営の仕方ということでございますけれども、今現在は直営ということで 考えているところでございます。

以上です。

- ○菊地正文議長 5番、八巻秀行議員。
- ○5番八巻秀行議員 町の直営ということで、無人の施設になるのだろうと思いますが、トラブル発生の場合の対応、町職員が駆けつけるというようなことでしょうか。この辺お伺いします。
- ○**菊地正文議長** 加藤伸二都市計画課長。
- ○加藤伸二都市計画課長 施設自体は、そう複雑なものではございませんので、基本的にはトラブルというのはほとんどないと考えておりますが、何かあった場合には専門の業者のほうに依頼しまして対応してまいりたいと考えているところでございます。
- ○菊地正文議長 5番、八巻秀行議員。
- ○5番八巻秀行議員 トラブルのないような施設であっていただきたいと思います。

そして、今定例会に提案の温泉条例改正案でありますけれども、温泉スタンドに関連したもので基本料金を特別供給として60リッター当たり10円ということで3分の1にするものであります。低廉で広く町民に利用いただくことはいいのかもしれませんけれども、2年も前から2度にわたって意見書の提出がありまして、旅館組合の同業者への配慮もすべきだろうなと思います。民間を圧迫するような施設づくりではいけないと思います。お伺いをいたします。

- ○菊地正文議長 加藤伸二都市計画課長。
- ○加藤伸二都市計画課長 町内の同業者の方への配慮ということでございますけれども、今回の温泉スタンドにつきましては、今おっしゃられた業者の方々のような広い浴槽を持つような施設ということではございません。したがいまして、直接圧迫するような施設になるとは考えておりませんが、今回の天然温泉を町民の方に広く実感していただければ、逆にそういった施設のほうに足を運ぶ方もふえるのではないかなと考えているところでございます。

以上です。

○菊地正文議長 5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 広い浴槽でないから圧迫しないというようなお話でございますけれども、いずれにしましてもやはり今の給湯設備の状況、そういうところを考えますと、果たして前に進めていいのかどうか、その辺について考えなくてはならないなと思います。その辺を考えまして前に進めたいと思います。

続いて、お達者度の推進についてお伺いをいたします。平成26年度に作成をしました平成36年度を目標とした健康しんち21の基本目標は、まさに健康寿命の延伸であります。総合検診の取り組みは欠かせませんけれども、死因別死亡者数の状況を見ますと、平成26年度で悪性新生物34名、心疾患20名、脳血管疾患が6名、肺炎、気管支炎17名、その他35名となってございます。こうした町特有の三大疾患の改善に重点的に対策を進めていると思います。最近の三大疾病の特徴といいますか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

- ○菊地正文議長 岡田健一健康福祉課長。
- ○岡田健一健康福祉課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

新地町の死因の主要な死因別標準化死亡比というデータがございまして、新地町におきましては 今言われましたように、脳血管疾患、そして腎不全、こちらが県の平均、そして全国の平均に比べ て高い状況ということで分析をしております。

以上です。

- ○菊地正文議長 5番、八巻秀行議員。
- ○5番八巻秀行議員 1位は脳血管疾患、あとは腎不全というようなことでありますが、大体状況は一緒だろうと思います。この辺をやはり重点的にさらに今後とも進めていくことが大事なのだろうと思います。予防医療、それから健康づくりの推進、そういうところに力を入れていっていただきたいと思います。

そして、生活習慣病の早期発見、それから早期治療、各種検診の受診率の向上、それから未受診 者の受診勧奨、そういったところが大事なのかなと思いますが、この辺の今後の進め方お伺いした いと思います。

- ○菊地正文議長 岡田健一健康福祉課長。
- ○岡田健一健康福祉課長 町では、疾病予防といたしまして、住民総合検診、生活習慣病対策、健康教育、健康相談、そして介護予防事業など各種事業に取り組んでおります。特に健康寿命と平均寿命の差に注目しておりまして、日常生活に介護を必要とせず、自立した生活をできる期間を示す健康寿命を1年でも先に延ばすことによりまして介護、医療に対する負担の軽減を図ることができると考えております。

具体的な方策といたしましては、やはり発症予防となる生活習慣改善の取り組みの出発点は健康 診査の受診結果であることから、やはり特定健康診査など健康診査の受診率の向上が重要であると 考えております。引き続きこの受診率の高い状況を継続して取り組んでいきたいと。そして、健診

を受診した後の健康相談、健康教育などの啓発にも努めていきたいと考えております。 以上です。

- ○菊地正文議長 5番、八巻秀行議員。
- ○5番八巻秀行議員 ぜひそういった充実をそういった方向に進めていただきたいと思います。

そして、県民の喫煙率ということでご提案申し上げたいのですけれども、県民の喫煙率というのは22.3パーセントと全国で4番目に高い数字なのです。これは、国民生活基礎調査ということでありますけれども、この辺の対策を講じないといけないなと思いますし、あと野菜から先に食べるベジファーストとか減塩を進める食を通じた健康キャンペーンなど食生活の改善の取り組みも必要と思います。お伺いをします。

- ○菊地正文議長 岡田健一健康福祉課長。
- ○岡田健一健康福祉課長 喫煙に関しましては、当町におきましても男性の喫煙率が高いという状況 にございまして、この部分につきましては健康しんち21にうたいまして下げていく目標を持って現 在いろいろな取り組みは進めておりますが、依然としてまだ高い状況にあるという状況でございます。今後も喫煙率を低くするような取り組みを進めていきたいと考えております。

あと食につきましては、食生活は生活習慣病と密接な関係がありまして、健康を増進するためには欠かすことのできないものです。生涯を通じまして健康な生活を送るためには、質と量を考えて楽しく食べることが重要であります。生活習慣病を予防するために健康な生活習慣の確立と子どものときから肥満者の減少、そして薄味に心がけていくような取り組みを現在目指していろいろな取り組みを進めております。

具体的な方策としましては、地域での健康相談、健康教育などで栄養に関する正しい知識の普及を図っております。食生活改善推進員の育成に努めまして、その地域の活動も支援していきたいと考えております。

- ○菊地正文議長 5番、八巻秀行議員。
- ○5番八巻秀行議員 もう一つ、健康づくりの観点から運動の推進ということがございます。今町では、総合型の地域スポーツクラブが活動しておりますけれども、予防医療、そして健康づくりを推進する意味から奨励スポーツ事業と一体となった企画展開が効果的と思っております。健康で長生きを目標に活動する元気で長生きする企画、こういったものを町一丸で推進すべきだろうと思いますが、いかがでしょうか。
- ○菊地正文議長 岡田健一健康福祉課長。
- ○岡田健一健康福祉課長 町長からもありましたように、当町ではいきいき100歳運動のほうに取り 組みまして、現在27団体まで広がりを見せておりまして、取り組みについては450名以上の方が取 り組んでいると。運動につきましては、やはり適度な運動や身体活動はストレス発散や肥満の予防

にもつながります。そして、生活の質を向上させるために積極的にそういった運動に取り組んでいけるような環境を町のほうでもつくっていきたいということで、現在地域のほうに入りながら事業を進めているところであります。今後もいきいき100歳体操などいろいろな運動を経験していただきまして、楽しくできる運動習慣を身につけていただくとともに、そこで運動の重要性や正しい運動方法などの情報提供もしていきたいと考えております。

以上です。

- ○菊地正文議長 5番、八巻秀行議員。
- ○5番八巻秀行議員 そして、1つ提案でありますけれども、運動習慣を定着させるということに月 1回程度の推進の日とかあとはチャレンジデーというものを設定してラジオ体操とかウオーキング など身近な運動を防災無線を通じてでもいいですし、広めることがいいのではないかと思います。 健康福祉部も教育部門の一体の取り組みをすることが大事と思います。お伺いをいたします。
- ○菊地正文議長 岡田健一健康福祉課長。
- ○岡田健一健康福祉課長 ただいまおっしゃられましたとおり、地域のほうに入っていくことが大事であると思っております。そちらにつきましては、保健師さんが各地区いきいき100歳にも当然行っております。あと出前講座などの中でもそういった活動の推進をしておりますので、引き続き活動のほうを推進していきたいと考えております。

以上です。

- ○菊地正文議長 5番、八巻秀行議員。
- ○5番八巻秀行議員 ぜひそういった方向にかじを取っていただきたいと思います。 続いて、地域支え合い隊、おたすけ隊の普及でありますけれども、回答でモデル地域を選定した ということであります。どんな団体なのか教えていただきたいと思います。
- ○菊地正文議長 岡田健一健康福祉課長。
- ○岡田健一健康福祉課長 今年度新たにモデル地域ということで、地区におきましては、真弓地区と今神地区ということでモデル地区のほうに指定しまして、そちらの地区に健康福祉課、そして地域包括、社協、そしてコーディネーターなどが一緒に訪れまして地域の活動などを聞きながら、どういった支え合いがあるのかという勉強会をしてきたところであります。真弓地区におかれましては、議員からありましたように、見守り隊など自主的につくっていただいている積極的な地域ということでありました。今神地区におかれましては、地区の活動はそれぞれすばらしい活動をいっぱいやっているのですけれども、まだ100歳などの運動につながっていなかったりしている団体ということで選定させていただきまして、地域の実情をお伺いしながら、実際にある支え合いの活動状況を勉強会として情報の共有を図ってきたという状況でございます。

以上です。

○菊地正文議長 5番、八巻秀行議員。

- ○5番八巻秀行議員 おたすけ隊でありますけれども、近所づき合いとかお隣さんのつき合い、そういうものでひとり暮らしの老人、生活不自由者の家庭のごみ出し、家財道具の整理、環境整備、住居周辺の除草、剪定、郵便局とか銀行への移動支援、そういうもので助けていく、そんなイメージでありますけれども、地区の関係者、民生委員、見守り隊の協力が不可欠でありまして、町民を巻き込んだ組織とすることが大切であります。このおたすけ隊の例をいろいろ見てみますと、サポート経費を徴収して1時間当たり500円隊員1人当たりを負担するという団体があったり、あと会員登録制をとっているようなところもございまして、利用会員、協力会員とも年会費、傷害保険料込みで1,000円程度ということであります。1時間以内の軽作業で地域で支え合って住みやすい地域づくりをするこういった団体もあるようであります。こういうおたすけ隊の普及を図る必要を感じますけれども、どうでしょうか。
- ○菊地正文議長 岡田健一健康福祉課長。
- ○岡田健一健康福祉課長 新地町には、先ほど町長からありましたように、自然に行われている本当に地域の支え合いが多く行われているということが本当にこの地域づくり勉強会の中からも見えてきているところであります。また、やはり人と人がつながりまして地域課題を住民主体で解決する力が生まれてきているという状況も勉強会の中から見えてきております。やはり日ごろの交流が地域の支え合いとなると考えておりますので、そういった町のほうでできる支援、そして地域のつながりをさらに進めていくような取り組みを今後も町として住民の立場に立って一緒に考えていきたいと考えております。

以上です。

- ○菊地正文議長 5番、八巻秀行議員。
- ○5番八巻秀行議員 近所づき合いとかやはりお隣さんのつき合いでひとり暮らし老人、生活不自由者の困っていることを助けてあげるというようなことで、お金を取ったり、そういった方向ではなくて、その辺の精神的な支えというか、そういうところの方向だろうと思いますけれども、ぜひそんなこと、そういった方向に進めていただくことをご期待申し上げたいと思います。

最後に、復興創生期間の4年目の年であって、また総合計画後期計画の4年目の新しいまちづく りの実現を目指して、将来を見据えた積極的なまちづくりを進めていきたいと思っております。 これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○**菊地正文議長** これで5番、八巻秀行議員の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩いたします。

午後 零時08分 休憩

午後 1時30分 再 開

○菊地正文議長 それでは、再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

1番、齋藤充明議員。

〔1番 齋藤充明議員登壇〕(拍手)

○1番齋藤充明議員 受け付け番号3番、議席番号1番、齋藤充明です。うだるような残暑も終わり、すっかりもう秋の気配であります。9月14日に秋晴の中町の敬老会が総合体育館で開催されました。多くの高齢者が参加され、長寿を祝いました。また、アトラクションも行われました。印象的だったことは、敬老会が終了し足早に体育館の玄関にみんなが向かうときに知り合いのおばあさんが待っておりました。車大丈夫ですかと聞きましたら、大丈夫だ、あと30分でしんちゃんGOが来るから、今日は楽しかった。こうして人を見ているだけで楽しいと言いました。既に90歳を超えている方でありますが、しゃんしゃんとしてみんなに会えたこと、そして自分が催し物に出られたことをとても喜んでいるのがわかりました。今回の敬老会には、75歳以上の方が1,300人以上の方が案内をされました。こうして家から一歩出て人に会い、語らい、声を出す、笑う、それが何よりも健康の秘訣に違いないと思います。日本国内では、100歳以上の高齢者が敬老の日のきのう9月16日には7万1,238人いたそうであります。

さて、町の65歳以上の高齢化率も30パーセントを超えて久しくなりました。高齢者も女性も若者も障害を持っている方もみんなが生き生きと生きられる、活躍できるまちづくりのために、そして大堀町長が日ごろから話している生まれてよかった、住んでよかった、住み続けたい町の実現のためにも、ハード面だけではなくて、ソフト面としての町民を支える社会教育、社会体育施設としての公民館というものは重要であると考えております。その思いを持って通告に従いまして、新駒ケ嶺公民館の早期建設と現公民館の跡地利用について一般質問をいたします。

まず、第1点目の新しい駒ケ嶺公民館建設に当たり、町民の健康増進とコミュニティー形成及び防災拠点施設として早期に建設すべきではないかについて伺います。駒ケ嶺公民館は、昭和54年から55年にかけて完成した公民館であります。私が印象に残っておるのは、まだ北海道伊達市といいとこサミットも始まっておりませんでしたが、あのとき北海道の伊達市長の横山市長でありましたが、市長はじめ幹部の職員、また新地町出身の伊達開拓に行った人の子孫が訪れてあの場所で新地町の初の姉妹都市を締結した場所であります。その当時は、農村環境改善センターもなく、勤労青少年ホームもなく、何かあれば学校の体育館で成人式や選挙の投票所等々で使っておりましたが、本当に公民館ができて一般町民がスポーツや文化やそういった活動を自由にできる場所として大変画期的であったと思っております。施設利用においても、震災前までは本当に9,600人から大体9,000人前後で推移してまいりました。震災後8,000人台に落ちましたが、翌年には1万1,000人、そしてその翌々年には1万人と推移して、以前に増して使用頻度がふえています。しかしながら、平成28年12月1日にあの体育館の使用が禁止となりました。耐震調査の結果ふぐあいが判明し、町教育委員会においてはその旨利用団体に説明を行い、理解を得た上で28年11月31日をもって以後使

用禁止としたわけであります。その晩利用団体の方が大勢集まってその体育館とお別れをしたと。 感謝と最後のお別れをしたと。そんな場所であります。そういった思いの駒ケ嶺公民館であります が、そういった事情で新しい場所に公民館をつくるのだというようなことで前の加藤町長からお話 がございました。そして、そのとおり新しい場所に土地を提供されて得て約5,000平方メートルで ありますが、それを確保して、そして造成工事ももう既に完了している。そして、基本設計、実施 設計もでき上がった。そして、今年度大堀町長の最初の予算でございますが、駒ケ嶺公民館の事業 の計画が2カ年事業として令和元年、2年にまたがって総事業費5億8,000万円が計上されました。 今年度は5,000万円程度でありますが、来年度が残りをやっていくというような2カ年事業でござ いますが、この事業につきましてぜひとも早目に、取り壊しをしてもう既に随分たっております。 そして、土地も地盤もかなり転圧もして定着している。さあ、いよいよ建設だという時期になって おりますが、まだその入札の結果後も見えていないと。いつ始まるのだろうという町民の声であり ますが、ぜひ早目に対応していただきたいと考えております。

2番目、(2)でありますが、令和の新時代に対応した新たな公民館づくりを目指すべきではないかという点についてご質問をしたいと思います。公民館は言うまでもなく、社会教育法第20条において市町村、その他一定区域の住民のために設置すると。そして、2点目としては、実際生活を改善する各種事業を実施していくと。3点目としては、住民の教養の向上、健康の増進を図ることなどを目的としております。公民館は、まさに町民の生活、文化の向上に寄与するという大きな役割を持っております。もちろん各種公民館教室も行われております。駒ケ嶺公民館も体育館がなくてもあの調理室、そして2階の研修室を使ってスポーツや会議やいろんな催し物が毎日のようになされているわけであります。夜使い道がないのではないかと思いましたが、夜はあの2階の研修室で卓球などが行われているということで、利用率としては非常に高いなと思って見ております。ただ、令和の時代に入りました。新しい公民館づくりとして、今震災後多くの津波被害や原発事故からの避難で新地町に家を建てられている方が数多くおります。まだこの町になれていない、地域になれていない、そういったのが現状でございます。そういったコミュニティーも含めて、新たな視点でこの令和という新時代にふさわしい公民館づくりをどのように考えているのか伺いたいと思います。

3点目であります。現在の駒ケ嶺公民館、その跡地利用どのようになっているのか。今先ほど言いましたが、1階の調理室、2階の研修室、いろんなものが行われています。非常に活用頻度の高い公民館であります。しかし、新たな公民館が完成した場合、この施設の利用はどのように考えているのか。その辺について町の考え方をお伺いしたいと思います。

最初の質問は以上で終わります。

○菊地正文議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 1番、齋藤充明議員の新駒ケ嶺公民館の早期建設と現公民館の跡地利用についてお答えします。

初めに、町民の健康増進とコミュニティー形成及び防災拠点施設として早期建設を図るべきでないかについては、駒ケ嶺公民館の体育施設が耐震の強度不足や体育施設地盤の液状化現象から解体となり、新公民館建設に向け用地の取得、造成を実施してまいりました。この施設は、議員がおっしゃるとおり、健康増進、コミュニティー形成、防災拠点としての役割を持つものであり、早期建設に向け補助金等の財源を確保し事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、令和の新時代に対応した公民館づくりを目指すべきではないかについては、駒ケ嶺公民館 建設の基本設計は終了し、現在は建設のための実施設計を委託発注しております。そんな中で、現 在の公民館より会議室をふやし、バリアフリーの平家建てとし、加えて空間を大きくとることで今 まで以上に活用できるよう設計を図っておりますので、住民の期待に応えられると考えております。

次に、駒ケ嶺公民館の跡地利用構想はどのようになっているかについては、体育施設を解体した場所は、公民館と隣接する駒ケ嶺保育所の駐車場として活用しております。公民館本館については、耐震上問題はないので、第6次新地町総合計画の中で検討してまいります。

以上です。

- ○菊地正文議長 1番、齋藤充明議員。
- ○1番齋藤充明議員 今町長から3点についてご回答がありました。一つずつ再質問していきたいと 思います。

第1点目の駒ケ嶺公民館の早期建設についてですが、町長のほうから今回答が補助金等の財源を確保して進めるという話がございました。この補助金の財源の見通し、その辺はどうなっているのかお聞きします。

- ○菊地正文議長 佐藤茂文教育総務課長。
- ○佐藤茂文教育総務課長 ただいまの財源の見通しについてお答えします。

新駒ケ嶺公民館につきましては、基本設計で概算6億円ぐらいかかる見込みとなっております。 その財源としまして、今現在は復興交付金について調整している部分と、みらいを創る市町村支援 事業という事業がありまして、そちらについても申請をして、補助金はとれるような状況になって おります。ただ、復興交付金につきましては、採択になった場合、こちらは令和2年まで完成しな ければならないものとなっております。もう一つのみらいを創る市町村支援事業、こちらにつきま しては令和3年以降の着工でなければならないという要件があります。ただ財源がないと実施でき ないということもありますので、確実なところで進めていきたいと考えております。

- ○菊地正文議長 1番、齋藤充明議員。
- ○1番齋藤充明議員 私が心配していた、懸念していたというのは、まさにそのところです。財源の

確保が本当にできるのかと。前の町長は、何としても起債でも町単独でもやっていくのだというような話でございました。しかし、6億円もかけて町単費でやっていくというのは、後の財政運営を考えると厳しいなとは内心思っておりましたけれども、町民にすればやっぱり一日も早くつくってもらいたいというのが本音なところであります。今教育総務課長から財源については2通りあるのだと。1つは、復興交付金が使えそうだという話でございます。ただし、これも1年半以内に完了しなければだめだということになってきますと、その辺がどの程度進んでいるのかお聞きしたいと思います。

あともう一点、みらいを創る市町村支援事業、補助事業でありますが、これは何とかとれそうだという今のお話でございましたが、令和3年ということになりますと、工事自体がどうなっていくのだろうというようなことを懸念いたします。その辺どのように、復興交付金もとれなかったと。結果的には、令和3年以降に建てるということになりはしないのかと。その辺の正確な情報、確率をお願いしたいと思います。

- ○菊地正文議長 佐藤茂文教育総務課長。
- ○佐藤茂文教育総務課長 ただいまの2つの財源、まず復興交付金につきましては今現在復興庁と打ち合わせを行ってとれるように努力しております。こちらについては今の段階では確保するよう努めていくということでお話しするしかないのかなと思います。また、みらいを創る市町村支援事業、こちらにつきましてもどうしても単費で実施するのは難しい事業でありますので、活用する形で進めていきたいと考えております。

- ○菊地正文議長 1番、齋藤充明議員。
- ○1番齋藤充明議員 (1)の質問でちょっと最後にしたいと思いますが、ぜひ努力して補助金を、とりわけ復興交付金、これは本当になかなか難しいと私自身思っています。なぜ今ここになって復興交付金なのだという話が当然復興庁のほうから出てくるのだろうというように思いますが、その辺も含めてどういう経過で頑張っているのか。そして、さらにはもしもこの復興交付金が使えなかった場合に町としてどう考えているのか、その辺も含めてご回答願いたいと思います。
- ○菊地正文議長 佐藤茂文教育総務課長。
- ○佐藤茂文教育総務課長 どういう経過で復興交付金ということかですが、まず復興交付金であれば、 当然被災した直後に申請して改築していくものが考えられるかと思います。こちらについては震災 直後につきましては外壁とかそういった部分、見えている部分での改修を行ってきました。そのと きには、避難所としても充分機能を発揮していました。その後、通常の使い方になって体育館とし て使用していたところ体育館の床がだんだん沈んできているというのがわかりまして、そのときに いろいろ検討した結果、液状化もあって体育館の最初に答えた耐震強度も保てないことから平成 28年12月の使用禁止という経過に至って、そこからのスタートとなってしまったものですから、申

請についてはおっしゃったとおり何で今ごろというようなタイミングでの申請となっております。 私からは以上となります。

- ○菊地正文議長 1番、齋藤充明議員。
- ○1番齋藤充明議員 これは、本当にお願いしたいことですが、復興交付金使えるのであれば、何も 2 つの補助事業に分けないで1本でやるべきだと思うのです。1本でこういった施設つくりたいの だと。特に公民館という名前でやりますと、どうしても文科省との絡みが出てきますので、もしあ れだったら本当に複合的な施設なのだというような意味合いを持った名称を変えてやることが復興 交付金を使える一つの道筋ではないのかなとは思います。さらには、今回の内閣改造でやっぱり福 島県から出ている衆議院議員が復興副大臣に、そして地元の亀岡先生が文科省副大臣、さらには内 閣府の副大臣になられましたので、そういった方々も含めて、町、オール新地でやっぱり要求して いくべきだろうと感じておりますので、ぜひその辺の努力もお願いしたいと思います。

それでは、(2)のほうに移っていきたいと思います。令和の新時代に対応した新たな公民館づ くりを目指すべきでないかという話をいたしました。公民館というものは、先ほど社会教育法と、 こう言いましたけれども、やっぱりいろんな講座を設けたり、そして各種事業をやっていく。そう いう中で人材を育成しながら町の住民の教育の向上に努めていく。そして、健康づくりを図ってい くというような意味合いがございますが、震災後やっぱり町の住民の体系というか、そういうもの が変わってきている。特に駒ケ嶺の駅前、やっぱり70軒を超えた住居が建っていますが、半分くら いはまだ住所がこちらに持ってきていない。あと原地区も前三十数軒だったのが今は七十何軒と町 に登録されておりますが、実際は地区長さんに聞くと80を超えていると。だけれども、住民票があ るのは半分だというような話でございます。そういった方々とお話をしても、やっぱりまだ新地町 になれていない。やっぱりふるさとの家も直した。何で直したかというと、やっぱり周りに田んぼ、 畑があると。その手入れに行っているのだと。何となく自分のこの人生がさまよっているような気 がするのだというような悩みを語ってくれた方もおります。できればこの新たな公民館がそういっ た新しい住民も含めたコミュニティーのできる場、人が集まる場にしていってほしいと思います。 そういう意味で、具体的に今実施設計を委託していると。そして、今まで以上に活用ができるのだ というような町長の話でございましたが、私から提案を申し上げたいと思います。4点ほど申し上 げたいと思います。

1つは、前の基本設計見せてもらいましたが、談話室といいますか、サロンのある場所、つまり 公民館とかなんとかといいますと、必ず使用料が発生してきます。何となく目的がなければ行きづらい場所だなというのは全体的に感じます。そうではなくて、何となく行ってみたい。行くと人が 集まって、そしてコミュニティーができる、話し合いができる。そういうサロン的な場所というの は、私は必要なのだと思うのです。そこには図書館的なものもある、雑誌もある、そして水やジュースが飲める、コーヒーが飲めるような安らぎの場所、そして行きたくなるような場所というもの

は、やっぱり町全体の施設として考えていくべきだと。というのは、ほかの施設に行けば普通にあるものですから、ああ、これが文化の違いかななどと思ったりもします。ぜひ、この新しい公民館の中にサロン、人が集まる、お金もかからない、でも行きたくなる、そういう場所を設定していただきたいと思います。

2点目ですけれども、当たり前の話ですが、段差のないバリアフリーの施設にしてもらいたい。 障害のある方もない方も、そして高齢者にも適した施設づくりというものをやっぱり考えてもらい たいと思います。

そして3点目としては、やはり騒音対策はどうしているのだと。今の公民館というのは、カラオケはできません。周りの住民にとって迷惑になります。したがって、バンドなんかもご遠慮してもらうというような状況になります。そういった騒音対策というものをしていかないと周りの住民の理解というのは得られにくいのだろうというように思います。ほかでは、市民会館とかそういうようなときには、そういった説明会をしながらそんなこともやっているようでありますが、ぜひその騒音対策、そして健康にカラオケとか、そして文化を高めていくためには、三味線やっている人、バンドやっている人、それが地元でできるような一角をつくってもらいたいと思います。

次に4点目でありますが、体育館であります。この面積が広くなったということで、非常に練習しても試合にしても後ろのほうが広い、作業のスペースが広くとれているということで喜ばしいことではありますけれども、今40年前と違って非常に地球温暖化が進み気温が上昇している。スポーツをやっても水を飲むのが当たり前になってきている。さらには、いろんな施設にでも空調関係が完備されている。体育館の空調ということは大変でありますけれども、当初にそれができているのかどうか。その4点についてお伺いしたいと思います。

- ○菊地正文議長 佐藤茂文教育総務課長。
- ○佐藤茂文教育総務課長 ただいまの齋藤議員の4つの提案について一つひとつお答えいたします。まず、1つ目の談話室、サロン的なものということにつきましては、今現在実施設計が進んでいる中で、例えば改善センターの玄関入ってすぐのようなスペースはありません。これからそういったものを盛り込むというのも設計が進んでいる中では難しい状態にあります。先ほども会議室をふやしているという話をしましたが、そういった場所を活用できるように考えていきたいと思います。

あと2つ目のバリアフリーにつきましては、町長の答弁にもありましたように、当然これからの 建物ということなので、バリアフリーで考えております。今までの公民館と違って平家建てにして おりますので、そういったことには配慮できていると考えております。

3つ目の騒音対策については、基本的には今までの駒ケ嶺公民館での活動について、そちらを想定して建てているので、本格的な騒音対策というものはしていないつくりとなっております。極端に大きな音の出るバンドの練習だったり、そういったものについては交流センターなどの設備が完備されているところで実施していただきたいと思います。また、騒音の問題とかでは前の公民館と

比べれば若干隣との距離はありますので、音に問題がないようなレベルであればそういったカラオケなんかもできるのではないかと考えております。ただ、カラオケの施設など、そういったものは ないので、そういったものは今後のニーズとかで考えていきたいと思います。

4つ目の体育館での暑さ対策とか、そういった部分につきましては、実際には空調設備については考えておりません。ただ、空気の流れ、当然検討の段階で、暑くなっているというのは当然考慮しておりまして、風の流れをつくるようにということでの下窓の設置とかあと体育館の建物の向きなどで太陽の直射日光が入る時間をなるべく朝だけにして、日中などについては実際に東に窓が向いていますので、日中の熱については直射日光は避けられるのかなと。そういった工夫で暑さ対策についてはしている状態です。

以上です。

- ○菊地正文議長 1番、齋藤充明議員。
- ○1番齋藤充明議員 4点について教育総務課長から回答がございました。

最初のサロン的な場所の確保というのは、今の基本設計、実施設計、基本設計が終わって実施設計に入っている段階でなかなか全体変えられないという話でございましたけれども、基本設計しか私見ていませんが、ちょうど玄関から入って真ん中に中庭があるのです。あれは、一見よさそうなのですが、現実にあの管理にしますと、やっぱりなかなか難しい。本当に入った瞬間に汚い情景が出てくるという気がしてなりません。デザイン性を重視したのか、それとも面積要件であそこをああいう形でとるしかなかったのか、それはわかりませんけれども、もし設計重視であればもう少し検討できないのかなと感じしております。

それと、今課長がおっしゃったサロンはとれないけれども、会議室を使ってというようなことも話ございました。ただ、会議室の場合有料になる可能性がありますよね。特別そこを無料で使わせるといってもなかなか敷居が高いというか、それと整合性がとれない。金を払う人と金を払わない人が出てくるというのは、やっぱり現実的ではないなと思います。いろんな施設に私もお伺いしますけれども、その一角がすごくほっとするのです。本当にそうなのです。本当の一角が笑いがあって、みんなでお話しする。だから、また行きたくなるのです。多分そういった施設を利用されている方は、私と同じような意見を持つのではないかなと思いますが、ぜそその辺も検討していただきたいなと思います。

あと騒音対策ですけれども、できるだけ二重窓とかなんかして外部に漏れない、そういったやっぱり努力はすべきだと思います。カラオケ、バンドはさせないという方針なのかもしれませんが、 その辺も予算の関係もあるでしょうけれども、対応をお願いしたいものだというように思います。

あと体育館の空調関係ですが、これは今の流れからしたら本当に空調を入れています。子ども、 お年寄りが使ったときに、熱中症という問題がやっぱり出てきます。この辺がやっぱり賑わいのあ る場所づくりをしていく上では大切でないのかなと思います。改善センター、あの大集会室ですけ

れども、あれはスポーツ施設でないのでという意味合いもあるでしょうけれども、エアコンを入れました。そのことによっていろんな団体があそこを気持ちよく利用していただいています。つまり、暑い、寒いと使わないのです。別なところに逃げてしまうのです。せっかくあるのに何なのだという話が必ず出てくると思うのです。最初から入れていただきたいと思うわけでありますが、その辺のところをもう一度再確認したいと思います。

- ○菊地正文議長 佐藤茂文教育総務課長。
- ○佐藤茂文教育総務課長 体育館に空調ということでございますが、私としましては暑い、寒い、運動する分にはそこは配慮して、個人個人になるのですけれども、暑いときに水飲まないで我慢するというような時代ではありませんので、そういった部分については自分で管理していただきたいという思いとあと寒さの部分もあるのですけれども、そちらについては私もスポ少などで行っているときに狭い部分での暖をとるということはありますが、全体的に運動する中で空調を整備することについては今のところは考えておりません。今後、新地町全体として空調などを整備していくようであれば考えていきたいと思っております。

以上です。

- ○菊地正文議長 1番、齋藤充明議員。
- ○1番齋藤充明議員 では、(2) については最後にしますが、やっぱり練習してだんだん体が温まってきたときには大した問題でないのです。最初なのです。体がかたいときにやっぱり準備体操をする。そのときにやっぱり無理されてしまうとやっぱりけがする要因が高まってくると思うのです。そういう意味でもやっぱり温かいところで着がえる、温かいところでまず準備体操をしていく。そして、温まったらとめていけばいい。そういう施設というものは、私は当然あるべきだろうと思いますし、そういう視点に立ってやっぱり行政というのは進んでいくべきでないのかと思います。これは、比較検討で見ますと、やっぱりほかの市町村がそういう施設にそういうものが多くなっているという現実を調査していただきたいと。今すぐ予算の問題もあるので、でき得る、やれとは言いませんけれども、その辺も充分役場の中でコンセンサスを得ていただきたいなと思います。

次に、3番目に行きます。駒ケ嶺の跡地利用、駒ケ嶺公民館の跡地利用構想でありますが、町長のほうから第6次総合計画で検討していくという話でございました。今継続費で令和元年、2年の中で総合計画について、要は3年からの10カ年計画を今策定しているだろうというように思いますが、具体的にこの第6次総合計画の中でどのようにやろうとしているのか、わかる範囲で結構ですが、お答えいただきたいと思います。

- ○菊地正文議長 大堀武町長。
- ○大堀 武町長 今ここでお示ししているとおり、第6次新地町の総合計画の中で検討するということですから、どうするというのは今検討中でありますので、この分ではお答えを控えさせていただきます。

以上です。

- ○菊地正文議長 1番、齋藤充明議員。
- ○1番齋藤充明議員 今町長のお話しされたように、要するにこれを題材として総合計画の中に載せていく。そして、この2年で結論を出してもらうと。それをどうするのですかと具体的なことはともかくとして、この2年でこの跡地利用というものを考えてもらいたいと思います。

私が1つ考えていたのは、参考までに申し上げますが、やっぱり公民館というのは社会教育施設でありますが、これに新地の文化財というものが教育委員会から出ております。新地は、国指定の新地貝塚もあり、県指定の三貫地貝塚もありますし、原始古代から近代に至るまで150以上の史跡文化財があります。これを私たちが現在に生き未来を考える上で大きな道標になると。冒頭に佐々木孝司教育長が挨拶文に書いてありますけれども、やっぱりこれを目に見える形にしていきたい。いろんな遺跡関係も役場の倉庫にもあるでしょうし、古文書みたいなものは図書館にある。さらには、前のJAの作田にある施設には、建物にはいろんな寄附をされたものとかがかなりあるはずであります。でも、それを目に触れた人がほとんどいない。本当に眠らせているのではなくて、やっぱりどこか一角にそれを見えるようにしてもらいたいという思いがありました。この今現在の公民館を利用しながら、地域の歴史や文化遺産、伝統文化、そういったものを町民が直接見えるような施設にできないかというのが私の提案でございましたが、今町長がこれも考えるのだという話でございましたので、これは参考程度にして言っていきたいと思います。

それで、最後に町長にお尋ねしたいと思います。令和2年度に完成かなと思っておりましたが、今教育総務課長の話だと令和3年にずれ込む可能性もあるなとは聞きました。なるべく早くやっていただきたいのですが、もしかしたらこれが大堀町長にとって新しい最初の建物、箱物行政ではないかと思います。町長が日ごろ言っている行政の大きな仕事は、住んでよかったと思えるようなまちづくりなのだと。そして、やれない理由を考えるのではなくて、どうしたらできるのかを考えていこうというようなことでございまして、私も大いに期待しているところであります。駒ケ嶺地区、この震災から8年半が過ぎました。津波被害で新地周辺は、駅前周辺までいろんな施設が並ぶ中で、駒ケ嶺地区というものは何もないのだというような意識がやっぱり町民の方にも多くあります。さらに、この駒ケ嶺公民館の体育館が壊されたということで、いろんなフラストレーションもございます。ぜひここをなるべく早く、そして町民に沿った施設にしてもらいたい。町長の決意をお聞きして私の一般質問終わりたいと思います。

- ○菊地正文議長 大堀武町長。
- ○大堀 武町長 議員の意見を尊重しながら、私としても箱物行政でなくて、本来は町民が何を必要 としているかということですから、その中で駒ケ嶺地区は駒ケ嶺公民館がということでございます ので、充分にその辺は意を配して。ただ、いろんなところで計画はしても、他の要素が出てくると いうこともあります。そんな中で、令和2年、そして3年に何とか決着をつけたいということで今

やっておりますので、その辺はご理解をしていただきたいと思います。

○菊地正文議長 これで1番、齋藤充明議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○菊地正文議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時14分 散 会

第4回定例町議会

(第 3 号)

令和元年第4回新地町議会定例会

議 事 日 程 (第3号)

令和元年9月18日(水曜日)午前10時開議

第 1 一般質問

- 2 番 吉 田 博 議員
 - 1. 復興事業及びその他の未完成事業における今後の見通しについて
 - 2. 政策提案に対して町が調査・検討するとした事業の現況及び結果について
- 10番 井 上 和 文 議員
 - 1. 地域公共交通(しんちゃんGO)の発展について
 - 2. 子どもを安心して産み育てられる環境づくりについて
 - 3. 新地高校問題について

出席議員(12名)

1番	燕	藤	充	明	議員	2番	吉	田		博	議員
3番	三	宅	信	幸	議員	4番	寺	島	浩	文	議員
5番	八	巻	秀	行	議員	6番	八	巻		孝	議員
7番	目	黒	靜	雄	議員	8番	森			馬	議員
9番	鈴	木		利	議員	10番	井	上	和	文	議員
11番	遠	藤		満	議員	12番	菊	地	正	文	議員

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	大		堀		武
副 町	長	佐		藤	清	孝
教 育	長	佐	々	木	孝	司
総務課長会計管理	長 兼 里 者	泉		田	晴	平
企画振興	課長	小		野	和	彦
税 務 課	長	目		黒	佳	子
町 民 課	長	大		堀	勝	文
健康福祉	課長	岡		田	健	_
農林水産	員会	八		巻		隆
建設課	長	小		野	好	生
都市計画	課長	加		藤	伸	\equiv
教育総務	課長	佐		藤	茂	文

職務のための議場出席者

事	務	局	長	佐	藤	武	志
書			記	持	舘	香	織
書			記	佐	藤	大	樹

午前10時00分 開議

◎開議の宣告

○菊地正文議長 これから本日の会議を開きます。

ただいま出席している議員は12名であります。

◎一般質問

○菊地正文議長 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

2番、吉田博議員。

〔2番 吉田 博議員登壇〕(拍手)

○2番吉田 博議員 皆さん、おはようございます。議席番号2番、吉田博であります。

私の仲間が昨日千葉の被災地に着いたという連絡が入りました。私もこの議会が終わったら、必要な物資を持って千葉に向かいたいと思います。

さて、本議会は私の任期中最後の議会でありますので、悔いのない質問をしたいと思います。誠 意ある回答をお願いいたします。

私は大戸浜で生まれ、大戸浜で多くの人たちに育てていただきました。その大戸浜で多くの友達が、多くの仲間が東日本大震災で命を落とし、大切な、大切な財産をなくしてしまい、そして多くの悲しみと苦しみを味わい、仮設住宅ではたくさんの人々に助けていただきました。そのようなことから、被災者の一人として他の多くの被災した方々へ震災復興の何かしらお手伝いがしたいとの思いから議会で被災者の苦しみと復興促進を発信しようとの決意をし、多くの皆さんのお力によって議会へと送っていただきました。しかし、震災復興の先がまだ見えてきてはいません。また、あの大震災の厳しい過酷な条件の中にあって、自分の仕事を休んでまで被災者救援に当たった消防団の姿は本当に頼もしく、ありがたい存在として心に残っております。そんな思いから今般の私の質問は2件であります。

1件目は、震災復興事業及びその他の未完成事業における今後の見通しについてであります。

2件目は、私の政策提案に対して町が調査、検討するとした事業の現況及び結果についてであります。

まず、1件目の震災復興事業及びその他の未完成事業における今後の見通しについてでありますが、その1番目は復興特別委員会で21の復興交付金事業の中で11件が事業継続と報告されました。 震災復興創生期間を10年とした国の復興計画は、残すところあと1年半であります。11件の事業継続があるということは、一般的に見て完成するのかなという疑問が残ります。この11件の継続事業計画が建設中の交流センター火災のような突発的な事故によるもの以外は、予定どおり震災復興事業完了期間内に完成できるのか、その事業種別と詳しい進捗状況を改めてお伺いいたします。

続いて、2番目の若い方々が期待しているパンプトラック事業でありますが、これらの今後の取り組みについて町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、2件目は私の政策提案に対して町が調査、検討するとした事業の現況及び結果についてであります。2件目の1番で、この質問は平成31年3月議会で提案した消防団員の災害現場への出動手当を出すべきだと質問したことについて、災害出動に関しては当町では手当は出していないので、今後近隣市町村の動向を見て調査研究するとの答弁をいただいておりますので、その調査研究の結果、どのような結論が出たのかお伺いしたいと思います。

次に、2番目の町内3保育所の建てかえについての見通しでありますが、さきの議会では町長は お金がかかるので、おのおの修繕で対処していくとの答弁がありましたが、この修繕対応にも限度 があると思います。町長も言われるように建てかえには大きな予算が生じますし、公共の保育所に は国からの補助金はないとのことでありますから、なおさら早い段階で計画が必要ではないかと私 は危惧しておるところであります。

新地の町民が生まれてよかった、住んでよかったと思えるようなまちづくりに少しでも貢献したいとの思いから誠実なお答えをいただきたいと思います。

○菊地正文議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 2番、吉田博議員の質問にお答えをいたします。

初めに、復興事業及びその他の未完成事業における今後の見通しについての1点目、復興交付金事業である21事業のうち、11事業の継続について復興特別委員会で報告があった、改めてこれらの継続事業の種別と詳しい進捗状況を伺いたいについてお答えいたします。復興交付金関連事業の残事業につきましては、先般の復興推進特別委員会でお示しをしたとおり、平成30年度末現在、基幹事業、効果促進事業あわせ、事業費ベース、国費ベースでそれぞれ358億1,000万円、285億1,000万円となっております。残事業11事業のうち10事業は基幹事業であり、そのうち5事業は本年度完了を、残り5事業は令和2年度の完了を予定しております。市街地効果促進事業は、随時個別に協議し、認可を受け事業を執行するものであります。さきの復興推進特別委員会でもお示ししたとおり、用地取得の難航や関係機関との調整に時間を要するなど、個別の課題はありますが、基幹事業、効果促進事業ともに令和2年度末の復興期間終了時期に注視し、事業を進めてまいります。

2点目の若い方々が期待しているパンプトラック事業についてどのように取り組んでいくのか町の考えを伺いたいについてお答えいたします。パンプトラック整備事業につきましては、昨年12月に独立行政法人日本スポーツ振興センターにスポーツ振興くじ助成金の交付を申請し、本年4月、申請どおりパンプトラック本体の整備及びタイム計測装置の取得に係る交付決定を得て、先般の6月議会において補正予算の議決をいただいたところであります。本格的なパンプトラックは、現在国内では北海道に1つしかなく、日本ではまだ設計、施工の技法が確立しておりません。したがい

まして、技術力を有することはもとより、高水準のパンプトラック整備を設計、施工できる事業者を選定するべく、6月から7月にかけて公募型プロポーザルによる提案募集を行いました。その結果、町内の建設業者といわき市のコーディネート事業者による共同企業体と随意契約を締結したところであります。本施設のコンセプトといたしましては、公園施設の一つであることから、町民の健康維持や福祉の増進に寄与する親しみやすいコースであること、現在行われている世界大会のコースと同等のハイレベルなコースであることとしております。現在は、海外企業の支援も得ながら、共同企業体が設計を進めているところであります。コース本体の整備は、現時点では年内の完成を目指しており、来春から利用できるよう、工事を推進してまいります。本施設は、子どもから競技者まで広く楽しめる施設となるようなコースづくりを目指しており、釣師防災緑地の利用にも大きく寄与するものと位置づけております。

次に、政策提案に対する事業の現況及び結果についてお答えします。1点目の消防団の災害現場 への出動手当については、平成31年3月議会で吉田議員からの質問に対し、当町においては災害時 の出動手当に関しては支給しておらず、今後近隣市町村の動向を見ながら調査研究していくと回答 したところであります。改めて近隣市町村の状況を確認し、当町との比較、整理をしたところであ りますが、火災など災害時の出動では相馬管内では相馬市のみが出動手当を支給しているところで あり、当町及び南相馬市や飯舘村では支給しておりません。他の出動手当については、出初め式や 春季点検、秋季演習については当町及び相馬市、飯舘村では支給しておりますが、南相馬市では支 給しておりません。訓練のための出動については、当町をはじめ相馬管内全ての市町村で支給され ております。また、消防団員には出動手当とは別に階級に応じて年額で報酬が支給されております。 当町を含めて相馬管内の他の市、村でも同様に報酬が支給されており、額は階級により多少の差は ありますが、おおむね同様の額と認識しております。このように消防団への手当や報酬につきまし ては、当町が極端に低かったり処遇が劣っているという状況にはないと考えております。当町や南 相馬市、飯舘村では災害時の出動手当は支給しておりませんが、考え方としては消防団活動の一環 として年額の報酬に含めて支給していると整理しております。したがいまして、災害時の出動手当 は現状のとおり支給しないことといたしますが、引き続き消防施設の充実や団員の研修、福利厚生 など活動環境の充実に努め、円滑な消防団活動を支援してまいりたいと考えております。

2点目の町内3保育所の建てかえの検討についてですが、町内保育所の施設は築後30年を経過しております。新地町公共施設等総合管理計画に基づいて築後30年で大規模改修、60年で建てかえをすることを本年3月議会で答弁したところであります。3保育所の中で最も築年数が経過している福田保育所については、耐震を一部満たしていないことから、建てかえに向けた準備に取りかかったところであります。また、新地、駒ケ嶺保育所については施設の耐力が保たれておる現状と財政状況を考慮し、施設の長寿命化を図るため施設の機能の回復、向上を目的とした修繕を適宜行い、トータルコストの縮減、予算の平準化に努めてまいります。公立保育所については、国、県からの

補助金等の財源措置はないため、起債を活用しながら、町予算に大きな負荷とならないよう、事業 実施をしてまいります。町内の保育所は、小学校と同じく駒ケ嶺、新地、福田にそれぞれ保育所が 設置されており、小学校就学前児童の準備の場としての要素もあり、児童数等に大きな変動がない 限り、当面は現状のまま運営してまいりたいと考えております。

以上であります。

- ○菊地正文議長 2番、吉田博議員。
- ○2番吉田 博議員 それでは、再質問をいたします。

まず初めの復興事業の計画の中で用地買収が必要な事業件数なのですけれども、何件ぐらいある のかお伺いしたいと思います。

- ○**菊地正文議長** 小野好生建設課長。
- ○小野好生建設課長 お答えいたします。

用地買収が絡んでいる件数は、主に道路事業でありまして、3路線でございます。 以上です。

- ○菊地正文議長 2番、吉田博議員。
- ○2番吉田 博議員 これまでの経緯を見ますと、やはりこの用地買収というものには相当な時間がかかるように思っております。3件の用地買収については、順調な経緯をたどっているのか改めてお伺いいたします。
- ○菊地正文議長 小野好生建設課長。
- ○小野好生建設課長 実は本日も東京に用地交渉しております。それは、事前にご連絡を差し上げておりいい状況で交渉に臨めると思っておりますし、あと1路線につきましては少し時間があいた関係もありますので、丁寧に用地交渉を今後早い段階で進めてまいりたいと考えております。以上です。
- ○菊地正文議長 2番、吉田博議員。
- ○2番吉田 博議員 そうすると、この3件については順調に経緯しているというような理解でよろしいわけですね。
- ○菊地正文議長 小野好生建設課長。
- ○小野好生建設課長 交渉事でありますので、全体の感じとしては前に進めるかなとは思っておりますが、用地交渉というのは相手様がいらっしゃる交渉事なものですから、誠実に、丁寧に交渉を進めてまいりたいと思います。
- ○菊地正文議長 2番、吉田博議員。
- ○2番吉田 博議員 私もそのとおりだと思います。本当にそこの用地交渉というのは、職員にとっても大変ご苦労である仕事と思っておりますので、精いっぱい努力をお願いしたいと思います。
 次に、パンプトラックの件でございますけれども、このパンプトラックで使用する自転車等の資

機材必要だと思いますけれども、これを利用するに当たっては全て個人の持ち込みになるのか、あるいはまた町で貸し出しをするのか、この点についてお伺いいたします。

- ○菊地正文議長 小野好生建設課長。
- ○小野好生建設課長 お答えをいたします。

パンプトラックの運営等の部分だと思います。もちろん自車の持ち込みというのは基本にはなるかと思いますが、町長答弁にもありましたようにまだ日本でも北海道に1つしかなく、なじみが少ないと思われますので、町としてもレンタルの自転車を整備しなければならないかなということで検討はしております。

以上でございます。

- ○菊地正文議長 2番、吉田博議員。
- ○2番吉田 博議員 やはりパンプトラックの利用に際して基準となる設計をしているのは、北海道 に1件あるというようなことでありますけれども、この設計、それから運用についてはかなり大変 なご苦労があると思います。ただ、自転車等の資機材については全て皆さんが自分の自転車を買って、そしてこちらに持ってくるというようなのはなかなか困難だと思いますので、やはり町として そういった来た方へのレンタルというようなものは当然必要なものと考えております。

次に、この施設の利用者を、当然町民のほかにどの辺までの利用客というようなことを見込んでいるのかお伺いいたします。

- ○菊地正文議長 小野好生建設課長。
- ○小野好生建設課長 町民の皆様はもとよりでありますが、その方以外の利用者ということでありますけれども、町長答弁にもありましたように緩やかな親しみやすいコースと、またハイレベルなコースというものも視野に入れながら今整備を進めておりますので、答弁にもありましたけれども、競技者レベルの皆様にも多く利用していただきたいという思いでコース設計にも当たっております。2020年の東京オリンピックの正式種目にもなりましたBMXという競技は、レースの競技とフリースタイルという種目がございますが、そのうちのレースの部分については今回当町で整備をしようとしているパンプトラックの動き方といいますか、コースの攻略の仕方というのはBMXのコースでも当然使う技法などもありますので、共通する部分があります。ということでその東京オリンピックも2020年に開催されますので、そういった競技者の方々にも練習の場として利用していただけるなという考えは持っております。

- ○菊地正文議長 2番、吉田博議員。
- ○2番吉田 博議員 それから、この利用者の人数の想定なのですが、月平均でどれぐらいの利用者が来るというような想定は持っていますか。
- ○**菊地正文議長** 小野好生建設課長。

○小野好生建設課長 お答えします。

月平均という数字は、具体なものは、実はないのですけれども、というのはまだ北海道に1つしかないというところがありまして、なかなかパンプトラックというもの自体がまだ皆様に認知されている方もいれば、していない方もいらっしゃるということで、まずはその広報、PRの部分を強化をいたしまして、できるだけ多くの皆様にお知らせをして、来ていただく努力をまずしていきたいと思います。

以上です。

- ○菊地正文議長 2番、吉田博議員。
- ○2番吉田 博議員 当然この施設を利用するに当たっては、その利用料金というようなことが発生すると思いますけれども、現段階ではいくらいくらというような想定があるのかどうか、それもあわせてお伺いしたい。
- ○菊地正文議長 小野好生建設課長。
- ○小野好生建設課長 お答えいたします。

委員会でも1度お答えしたかと思いますけれども、やはり北海道の赤井川村のパンプトラックコースというものが1つの基準になるかなと思っておりまして、なるべく多くの方々に利用していただきたいので、その設定よりは低く抑えられればなということで検討しております。

以上です。

- ○菊地正文議長 2番、吉田博議員。
- ○2番吉田 博議員 それから、スポーツ施設ということであるためにやはりけがについての注意を 払う必要があると思いますけれども、これらについての態勢はどのようにお考えでしょう。
- ○菊地正文議長 小野好生建設課長。
- ○小野好生建設課長 お答えいたします。

けがに対する部分につきましては、その利用料金の中でレジャー保険のようなものを掛けられるような、料金をお支払いいただければ自動的に入られるような、そういった仕組みも今検討しておりまして、その方向で進めたいなとは思っております。

以上です。

- ○菊地正文議長 2番、吉田博議員。
- ○2番吉田 博議員 課長、これはけがされた方に保険を掛けるから、いいというような、そういう ものではないと思うのです。今ここのところで転倒して転んだというときの応急処置、そういった ものも必要と思うのですが、それらについてどのようにお考えか、もう一度。
- ○**菊地正文議長** 小野好生建設課長。
- ○小野好生建設課長 お答えいたします。

応急処置につきましては、実際の運営が始まりましたら、そこのパンプトラックの施設に隣接し

まして管理小屋を設置する予定でありまして、そこには人員を配置したいと思っておりますし、けがに対して初期の処置というものも大きなけがでなければ、そういった管理の方々にしていただくというようなことで考えております。

もう一つ、先ほどレンタルサイクルというお話しさせていただきましたが、あわせてヘルメット、 あと肘当て、膝当てというプロテクターもセットでレンタル品として考えてございますので、その けがに対しては万全の措置をとっていきたいと思います。

以上です。

- ○菊地正文議長 2番、吉田博議員。
- ○2番吉田 博議員 やはりそのけがに対応する、対応できるような資格取得のある方の採用という のですか、そういったものが必要ではないかと思います。

それから、私よく電車の中で自転車を載せる、そういったスペースのある車両を見たことがあるのですけれども、そのような車両の運行を例えば仙台あたりからこのパンプトラックを利用したいというような人が自分の自転車を持ってこられるような、電車で、そういった電車見たことあるのです。そのような車両の運行をJRに要望することも私は大切ではないかと思いますけれども、その用意はあるのかどうかお伺いしたいと思います。

- ○**菊地正文議長** 小野好生建設課長。
- ○小野好生建設課長 お答えいたします。

自転車の車両の運行、JRの関係でありますが、私、議員おっしゃるような特別車両というものをちょっと拝見していませんで、よく見ますのが折り畳みというか、ばらして布製のカバーに入れて持ち運びをしている様子なんかは拝見しておりますが、あれはBMXの自転車でそれが可能なのかどうかは勉強が足りませんでわかりませんけれども、分解できる自転車は強度が足りないという認識がございまして、特別な車両の運行というところまでは検討しておりませんでした。

以上です。

- ○菊地正文議長 2番、吉田博議員。
- ○2番吉田 博議員 これは確かにあります。自転車そのまま載せてです。それが先頭車両、最後尾 の車両にそういった設備のある車両がありますので、それをよくちょっと見ていただいて、研究していただいて、そのような運行が可能かどうかというようなことをJRに問い合わせをしていただきたいと思います。

次に、消防団の出動手当の件でありますけれども、先ほどの町長の答弁の中で相馬市は出しているけれども、南相馬市と飯舘村は出していないというようなお答えがありました。南相馬市について私が聞いた中では、消防団員の年報酬の中の報酬が新地とは違った額面があって、その中にその一部が入っているのだというような話を聞いたことがありますし、お隣の山元町では出しているというようなことでありました。したがって、前にもお話ししましたけれども、訓練とかなんとかで

出たときに費用弁償という形で出しております。しかし、災害ですから、自分の命がけでそういった危険な現場に行くわけでありますから、やはりこの重大な任務に対しての報酬というようなものは、私はほかで出していないから、うちでも出さないのだというのではなくて、やっぱり町内の消防団に対する町の思いといいますか、そういったことから私は出動手当の必要性、これを改めてもう一度町長にお伺いしたいと思います。

- ○菊地正文議長 大堀武町長。
- ○大堀 武町長 先ほど答弁したとおりでありますが、他町村の全てをまねするというわけにはなかなかいきませんので、新地町の実情に合った中で対応していきたいと考えておりますので、今議員がおっしゃられた中身については心にとめながらいろんな部分に取り組んでいきたいと思います。以上です。
- ○菊地正文議長 2番、吉田博議員。
- ○2番吉田 博議員 今の答弁をお伺いしていますと、やはり消防団に対する災害現場への出動手当 は出さないというようなお答えのようにお聞きいたしました。

次に、保育所の件についてでありますけれども、前に福田保育所は昭和55年、新地保育所が昭和56年、駒ケ嶺保育所が昭和59年に建てられたというようなことを聞いております。そして、先ほど町長からありましたように築後30年で修繕して、60年後に建てかえるというようなことでありました。そうしますと、3保育所の建設に当たっては、私は20億円が必要でないかというように思っています。福田保育所が昭和55年ですから、先ほどは耐震がないというようなことで建てかえの方向で検討しているというようなお話がありました。しかし、福田保育所を昭和55年とすると、60年までにはあと20年というようなことになります。順次各保育所を建てかえるとすれば、毎年1億円ずつ積み立てたとして20年かかるというようなことだと思いますので、そろそろ建てかえに備える時期ではないかと思います。そして、先ほど町長は起債を活用したことも考えているというような答弁がありました。前の町長のお話の中でやはり起債は必要最小限度にやるべきであって、後世に借金を残したくないというのが私の心情だというようなことをおっしゃられました。そういったことからすれば、少しずつの積み立てというようなことが必要であろうかと思いますが、どのようにお考えになっているか、もう一度答弁をお聞かせください。

- ○菊地正文議長 大堀勝文町民課長。
- ○大堀勝文町民課長 ただいま保育所改築に当たりましての積み立ていかにというようなご質問がありましたけれども、確かに60年という計画の中にある年数については時期が迫っていることはあるのですけれども、今後地域の、国の流れとしましてはその60年の際に躯体の健全性が確保されている場合さらに長く利用して、今ある施設を有効活用していくという流れがあります。確かに起債については極力最小限にしたいところですが、ほかの施設と異なりまして、補助金の制度が活用できない保育所においては、この起債を活用することでその一部分が普通交付税で措置されることから、

今回この起債を活用してやっていければという今検討をしているところでございます。 以上です。

- ○菊地正文議長 2番、吉田博議員。
- ○2番吉田 博議員 地方政治は、二元代表制であります。国会とは違って政権の与党、野党ではありません。私は、町執行部に対して敵対心など持っておりませんし、お互い町民の安寧のために、そしてよりよい町をつくっていくために知恵を出すべきと思っております。転ばぬ先のつえということわざがありますが、最後に町民に大きな負担を強いることなく、待機児童が出ないような保育行政の取り組みについて、大堀町長はどのようにお考えなのかをお伺いして私の質問を閉じたいと思います。
- ○菊地正文議長 大堀武町長。
- ○大堀 武町長 今議員がおっしゃられたとおり、私もまさに議員の思いと同じであります。執行部 も議会の皆さんも車の両輪のごとく町民のために何をなすべきか、それを一番に考えていると思っております。さらに、起債という借金、この部分についても私も就任当時から言っているとおりであります。多くの部分を残したくないと、そういう思いは私も同じでありますが、今緊急性が考えられると思われる福田保育所についてはその選択が一番でないのかという判断をした中で起債対応というようなことに今はなっているというような状況でございます。そして、さらに今後議員がおっしゃられたとおり、議会とともに一緒に手を携えながら、町民のために頑張っていくことをお話しして終わりたいと思います。
- ○**菊地正文議長** これで2番、吉田博議員の一般質問を終わります。 暫時休憩をいたします。

午前10時43分 休憩

午前11時00分 再 開

○菊地正文議長 再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

10番、井上和文議員。

[10番 井上和文議員登壇] (拍手)

○10番井上和文議員 今期最後の一般質問となりました。冒頭、今なお電気、水道など台風、豪雨災害で被災をされた皆さんにお見舞いを申し上げたいと思います。

私の質問は、少子高齢化の時代となり、自家用車で移動していた方々が運転困難となりつつあり、 免許返納する社会に移行しつつある中、地域公共交通の確保、充実が求められていることに鑑み、 地域公共交通の発展について、次代を担う子どもを安心して産み育てられる環境づくりについて、 最後に高校がなくなれば、地域そのものが衰退すると言われる新地高校統合問題についてそれぞれ

ご所見をお尋ねするものであります。

最初に、地域公共交通の発展についてお伺いをいたします。新地町のりあいタクシーしんちゃん GOは、平成16年10月からの運行開始以来、町民の身近な移動手段として定着しております。特に 利用者の声を聞くと、ドア・ツー・ドアがとてもいいという評判であります。また、一方では運行 時間を長くしてもらえないか、土日運行してもらえないか、乗客が少ないとあちらこちらでしんちゃんGOが休憩している姿が見える等々の声も出されているようであります。中でも特に何とかならないかと言われているのが駅前駐車スペースにバス乗り場、タクシー乗り場があるわけですが、とまっているのを見たことがない。また、東京から来て新地駅におりたが、交通手段がなくて困った等々の声であります。もう一社のタクシー会社も運行開始の準備をしており、タクシー代行業が始まっているようですが、新地駅からの足の確保のために民間も含め駅への常駐ができ得ないものかご所見をお聞かせください。

次に、75歳以上の無料パスについてお伺いをいたします。しんちゃんGOの年代別利用者の割合 は、90代15パーセント、80代42パーセント、70代23パーセントで、70代以上で80パーセントを占め ております。まさに高齢者の足の確保と言っても過言ではありません。また、運転免許自主返納者 は平成26年から29年まで56名、30年で32名、今年8月までで18名と106名になっており、26年以前 は警察署で統計をとっておらず、実際の数はもっと多いわけでありますが、年々ふえているようで ございます。2018年警察庁発表では、運転免許の自主返納したのは約42.1万人。75歳以上が29.3万 人と2年連続で40万人を超えたとのことです。2008年に29万人が10年で42万人となったわけで、免 許返納が浸透しているといっても75歳以上保有者の5パーセントと低い水準にあるようです。生活 する上での移動手段や高齢者の自立生活には車や移動の関係は欠かせないわけでありますが、福島 市では75歳以上の市民と震災避難者に市内路線バスと福島交通飯坂線の運賃無料化を実施している ようでございます。ももりんシルバーパスポートというそうでありますが、これを交付してカード で自由に乗りおりできるとしております。市民は平成22年の10月から、広域避難者は24年の4月か ら実施しているようであります。しんちゃんGOも平成20年から福島県市町村生活交通対策事業の 補助対象となり、25年から国の地域公共交通確保維持改善事業の補助を受け、25年に約856万円、26年 に2,181万円、27年2,321万円、28年2,271万円、29年2,089万円等の補助を受けてきており、震災後 1年は被災者等の無料運行を行ったわけでございます。また、平成16年以来、時刻表も変えていな いとも聞きますが、決算委員会でも議論があったように新しい時代に合った抜本的な見直しが求め られていると思います。その中に地域公共交通でありますから、高齢者の足の確保の観点から無料 パス支給実現についてのご所見をお聞かせいただきたいと思います。

次に、子どもを安心して産み育てられる環境づくりについてお伺いをいたします。少子高齢化が 進展をする中で子どもを安心して産み育てられる環境づくりは、まちづくりにおいて特に重要です。 総務省の人口推計によりますと、全人口に占めるゼロ歳から14歳、年少人口の割合は2016年で12.5パ ーセント減少し、18歳未満の子どもがいる家庭は全世帯の46.3パーセント、1986年の数字ですが、これから2015年で23.5パーセントと4分の1以下になっているわけであります。子どもの数は、1人が46.4パーセント、ないし2人が40.4パーセントとなっており、核家族世帯も80.9パーセントと多く、3世代世帯は16パーセントと年々減少しており、株式会社UFJ総合研究所の子育で支援等に関する調査によれば、子育ての悩みを相談できる人がいる、子どもを預けられる人がいる、子どもを叱ってくれる人がいるの項目が2003年から2014年の比較ではほぼ半減し、この10年で何かのときに助けてもらえる知り合いがいない地域で生活する親子がふえていることが明らかになっています。一方で、4分の3の家庭は現在子どもを育てていない家庭であり、かつてはあった地域社会の助け合いやつながりが少なくなり、子育て世代、高齢者世代などそれぞれの世代が分断され、自分たちに直接関係ないことには関心が薄くなってしまうような事態が危惧されております。働く母親の増加は目覚ましく、就学前の子どもを持つ女性の54.3パーセント、これは2015年の数字でありますが、これが働き、保育所も待機待ちが出るような状況です。我が町も昨年、保育所始まって以来の待機者が出ました。現在解決しているとはいえ、今後も人材育成をはじめ、待機児童対策は重要です。

さて、新地町では震災を受け復興事業を進めていますが、県営の埓浜防災緑地、町営の釣師防災緑地など、いわゆる公園事業が大きなボリュームを占めておるようです。特に復興委員会では、20万人の集客のキャパシティーがあるとの説明もありましたが、子どもの遊び場確保が集客のみならず、少子化の中で子ども同士、親同士のつながりが広がる契機となるでありましょう。現状では、火力発電所のわくわくランド、総合公園等で子ども等らが遊ぶ姿が見受けられますが、防災緑地公園が入るということで草刈り等の維持管理をきちんとしながら、若者世代や子どもたちの安心、安全な遊び場の提供が期待されるわけでありますが、どのように確保、維持管理体制の構築を目指していくのかご所見をお聞かせください。

次に、国保の均等割減免についてお尋ねをします。これは、南相馬市のようにと通告をしてありますが、子どもの均等割減免のことであります。新地町の子どもの状況は、9月1日現在でゼロ歳児64人、1歳児66人、2歳児59人、3歳児76人、4歳児66人、5歳児60人、平成31年4月2日現在で1年生が70人、2年生56人、3年生が78人、4年生64人、5年生71人、6年生75人となっているようです。30年度決算で見ると、届け出出生数は65人、死亡は108人、広報で見ると人口8,000人を超えているようですが、住民基本台帳法では31年3月31日現在で7,961人と対前年比69人減となっています。少子高齢化の波は、新地町も同様で子育てに係る経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備に取り組み、地域全体で子育てしやすい環境づくりが求められているわけです。保育料は、同時入所で2人目から無料や納付した人に3,000円を支給する保育料軽減支援事業など、独自策も評判がいいと聞いております。

さて、農林水産者や自営業者、最近は無職、高齢者、非正規雇用などがふえている国保管理者は

震災後、被保険者数が減り続けており、平成23年に2,561人いた被保険者が平成30年度は1,811人、92.35パーセントに減ってきました。世帯数も1,294世帯から1,070世帯となっております。国保の税額は、広域化に合わせるように資産割がなくなって所得割、均等割、平等割の3つになっております。このうち均等割が入っているために、子どもを産めば産むほど税金が上がる仕組みになっております。昨年7月の全国知事会の国への要望でも医療保険制度間の公平を図るべく、子どもに係る均等割保険料軽減措置導入を求めております。平成31年で見れば、均等割に係る賦課額は347万5,000円でありますが、7割、5割、2割の軽減策があるので、子どもの均等割の減免をするには252万円で減免できるようでございます。18歳以下は、71世帯125人と子どものいる世帯も減ってきており、仮に子どもが3人いれば、いない人と比べ1人2万7,800円掛ける3人の8万3,400円の負担増となるわけであります。少子化対策に逆行する形であり、町国保運営協議会でもたびたび話題になります。南相馬市、白河市、仙台市や宮古市でも実施をしておりますが、子どもの数にかかわる均等割、医療分及び後期高齢者支援金分の減免ができないかご所見をお聞かせください。

大きな質問の3点目は、新地高校問題です。今年の2期選抜の前に県教育委員会が高校統合案を発表して以来、4月に町長、議長連名の要望書を県に提出。5月27日は相馬東高、5月31日に新地高校で第1回の高等学校改革懇談会。6月13日は新地高同窓会、父母と教師の会、新地町商工会が要望書を提出。6月19日には新地高存続の請願を同窓会長名で県議会議長に提出。10月から11月に第2回目の懇談会開催予定とのことで、この間同じ統合問題で揺れる塙工業高校が塙町長を先頭に1万人を超える反対署名を提出したとのニュースもございました。新地町でも署名を集める大運動を展開中ですが、署名運動の現状はどうなっているのでしょうか。また、行政区長会に同窓会署名のお願いをしたところ、私たちは町長から委嘱されている、団体だけの要請だけでは動けないとの話が出たとのことで、なかなか進んでいないと話を承っております。新地高を存続させるためには署名運動をはじめ、この一、二カ月が正念場だと思います。議会でも全議員が署名をするべく、1人100人分の署名簿が配付されたわけであります。先般聞いた話でありますと、署名簿が足りないと事務局に要請した議員もおったように聞いております。新地高存続を成功させるために、町としての支援、取り組みをどのようにお考えなのか、町長のご所見をお聞かせください。

○菊地正文議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 10番、井上和文議員の質問にお答えをいたします。

初めに、地域公共交通しんちゃんGOの発展についてお答えをいたします。1点目の駅前に民間を含めて足の確保、常駐ができないかについてですが、本町はのりあいタクシーしんちゃんGOを平成16年から事業を開始、現在も年間約2万人の方に利用され、町民の足として親しまれておりますが、利用者の減少などの課題もあります。そして、しんちゃんGOにつきましては事前予約制になっております。駅前にある車両にその都度予約なしで乗車することは、現状ではできない制度に

なっており、実施する場合は制度の見直しが必要となります。今後、町全体の地域公共交通のあり 方を考えていく中で検討課題であると考えております。民間タクシーの新地駅への常駐につきまし ては、引き続き業者への働きかけを進めてまいります。

2点目の75歳以上の無料パスについてですが、少子高齢化が進む中で高齢者の足を確保することは今後ますます必要なことであります。当町の公共交通は鉄道、民間タクシー、デマンドタクシーしんちゃんGOですが、しんちゃんGOについては平成16年に事業開始以来、ほぼ同じ運行形態で行っております。当初の目的であった町内商店街への活性化から現在では高齢者の通院といった福祉的要素が強まっております。しんちゃんGOのあり方も含め高齢化に向かう中、町内の地域公共交通をどうしていくかという検討が必要と考えております。ご質問のとおり、民間バスの利用者に年齢により無料パスを交付する制度を実施している自治体もあります。このような高齢者の優遇制度についてもどのような手法が効果的、効率的かよく先進事例も調査し、町全体の地域公共交通のあり方とあわせて考えてまいります。

次に、子どもを安心して産み育てられる環境づくりについての1点目、子どもの遊び場の確保と維持管理体制の構築についてお答えいたします。現在事業を進めております釣師防災緑地につきましては、防災、減災機能はもとより、地域振興機能、震災アーカイブ機能を備えた施設として整備を進めております。本緑地内には休養施設をはじめ、便益施設、遊戯施設、管理施設などがあり、その中の遊戯施設は緑地北側エリアの子どもの広場に配置をしております。多くの子どもたちに利用してもらえるよう、一定の管理水準を設定し、適正な維持管理に努めてまいります。また、総合運動公園内のこどもの森広場は平成17年の完成以来、施設管理人を配置し、管理を行っております。遊具については、定期的な点検とメンテナンスを行っており、子どもたちが安心に遊べるように努めております。

次に、南相馬市のように国保の均等割を廃止できないかについてお答えします。南相馬市では、18歳未満の被保険者の医療費分及び後期高齢者支援金分に係る均等割の免除を行っております。国民健康保険は、平成30年度より福島県が財政運営の責任主体として運営を行っております。県内の市町村は、福島県国民健康保険運営方針に基づいて資格管理、保険給付、保険税の賦課、徴収を行います。保険税について、現在は市町村で算定を行っておりますが、将来統一保険税を目指し、県及び県内方部から選ばれた市町村から成るワーキンググループで今後の保険税等について検討を行っております。町においても県の運営方針に従って賦課を行っておりますので、均等割の廃止については考えておりません。しかし、国保税均等割額の算定については世帯の所得に応じて7割、5割、2割の軽減を行っております。同じ世帯所得の場合、世帯員が多い世帯ほど軽減を受けやすくなっております。

次に、新地高校の署名運動の現状についてお答えします。現在新地高等学校の同窓会、PTA及 び町商工会を中心とした新地・相馬地区活性化推進協議会、福島県立新地高等学校の存続を求める

会が署名活動を実施しております。また、8月3日には遊海しんち2019の会場内でも署名活動を実施し、現在1,680名を超える署名が集まっており、今後は同窓会及びPTAを中心として相馬地区内から署名を集める活動をすると伺っております。町の支援といたしましては、事務的な部分で支援をしております。また、広報紙において7月5日号、20日号に新地高校の存続についての要望書の内容や今までの役割について掲載し、町民の理解を求めたところであります。

以上であります。

- ○菊地正文議長 10番、井上和文議員。
- ○10番井上和文議員 それでは、再質問をさせていただきます。

最初に、地域公共交通ということでしんちゃんGOの発展について再質問します。冒頭にも申し上げましたが、しんちゃんGO非常にいいと、便利だと、ドア・ツー・ドアというの非常にいいという話を随分聞きました。私も実は乗ったことがなくてどれだけいいのかというのちょっとわかりかねておったのですが、高齢者の方々から聞くと、非常にこの玄関から玄関ということで大分いいなという話がありました。公共交通いろんな形があって、隣の山元町でもぐるりん号とかいろいろやっておりますけれども、ドア・ツー・ドアの形というのはやっぱり非常にすぐれているのだなということを改めて私も認識したのです。それで、実は今復興途上にあるわけですが、新地町駅を中心にここがまちづくりの起爆剤のように大きく活性化をしていこうということで今さまざまなインフラを整備をして、人の賑わい委員会というのもやりながらやっていこうというときに、駅からお客さんが来てもそこから行く交通手段がないというお話も聞きました。きのうも議論がありましたが、駅前の商店街、飲み屋さんなんかもあるわけですが、飲んでから帰る手段がないと。何年か前ですが、ある飲み屋さんのママさんに私が送っていくのですよ、こんな町ありますかと、井上さんなんて言われて、大変済みませんなんて言ったこともあったわけですが、やはり何とかこのタクシー、今2社目が営業まだ許可おりていないのですか、入っているようですが、その辺も含めてこの常駐をできないのかというのが1つです。そのタクシーの状況についてお聞かせください。

- ○菊地正文議長 小野和彦企画振興課長。
- ○小野和彦企画振興課長 お答えをいたします。

駅前のタクシーの状況でございます。あと夜の車の確保というお話もございました。今町内では、スター代行さんという代行業者さんが既に運行して新地町内を拠点に今活動をしているというところでございます。それとあわせまして、そのスター代行さんが町内を拠点にタクシー業をやりたいということで準備を進めてもらっているところでございます。間もなく運行ができそうだと、来月ぐらいには運行ができそうではないかという話は伺っております。町内で運行ができるようになれば、新地の駅前にもタクシーをとめて、PRを兼ねてそういったこともしたいという話を伺っているところでございます。

- ○菊地正文議長 10番、井上和文議員。
- ○10番井上和文議員 しんちゃんGOを委託している観光タクシーが馬陵タクシーの社長さんが社長 になったように伺っていますが、そういった経営が、ちょっと変わったということもあるようです が、相変わらず駅前に置こうかという話には至っていないのですか。
- ○菊地正文議長 小野和彦企画振興課長。
- ○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

観光ハイヤーさん、馬陵タクシーさんと提携をしていただいておりますけれども、それによって 新地駅前に置くということには残念ながらなっていないという状況です。

以上です。

- ○菊地正文議長 10番、井上和文議員。
- ○10番井上和文議員 そうすると、もう一度そちらの民間の方、あわせてやっぱり両者にきちっと話をしてこういう要望があるから、改めて置いてくれというような話も個別、一本釣りではなくて両者に話をしてやっていくような形をぜひ進めていただきたいと思います。そこだけ。
- ○菊地正文議長 小野和彦企画振興課長。
- ○小野和彦企画振興課長 今ご質問にありましたとおり、両者に改めて要請というか、働きかけをしてまいりたいと思います。

- ○菊地正文議長 10番、井上和文議員。
- ○10番井上和文議員 それで、地域公共交通の今町長の答弁で見直しをいろんな角度から先進事例も調査をして考えたいというお話がございました。これは、新地町都市マスタープラン、29年の3月にやっているわけでありますけれども、交通施設の整備方針、交通体系の基本方針がうたってあります。また、この後期計画にも円滑に移動できる交通体系ということでいろいろ書いてあるのです。それで、やっぱり公共交通というわけですから、当初、平成16年始まったときに公共交通、誰でも乗れるという、こういう認識で発足したと私は思っておりました。しかし、いろいろそこから話を聞きますと民業圧迫だみたいな話がありまして、その後、当初始まったときは誰でも乗っていたのだけれども、何年かたったらば新地町民しか乗せれませんみたいな話になっているようなのです。よくしんちゃんGOのあれにも町外の人が登録をするので、乗っけてくださいということを言ったけれども、全部お断りしているように聞いておりますが、どれぐらいの状況で何人ぐらい断っているか、その辺の状況わかりますか。
- ○菊地正文議長 小野和彦企画振興課長。
- ○小野和彦企画振興課長 公共交通と町外者の今の利用のお話でございます。公共交通ではありますけれども、しんちゃんGO、平成16年運行開始してから現在は町内の方を優先して、実際町外の方は新地高校生の方ぐらいが利用されているという、そういう状況でございます。

町外の方からそういったお話が来ているかという部分につきましては、年に数件商工会のほうを 通して町のほうにもお話が来ているという状況でございます。

以上です。

- ○菊地正文議長 10番、井上和文議員。
- ○10番井上和文議員 平成16年からずっとこのダイヤも変えていないと、いろいろやっておるという お話もございました。今度見直しをしていくということでありますから、その点も含めてやっぱり 本格的な地域の公共交通と、事前予約制であっても新地駅に来て渡辺病院に行く、役場に来る、どこどこに行くというようなことができ得るようなやっぱり体制にしていくべきなのではないかなと 思います。

もう一つは、拠点通過なんかでもダイヤ変えていないから、釣師浜から出発することになっているのです。実際は今役場前あたりから出るのでしょうけれども、あれを見ても公立病院から沖ノ内とか大町とか桜ケ丘とか回って相馬駅に行くと。商工会が経営していても相馬で買い物してくださいみたいな形になっているのです。これは、商工会の理事会でもいろいろ文句が出たように聞いておりますけれども、やっぱり抜本的なこの見直しといいますか、この辺のことも考えていかなくてはならないのではないかと思います。それで、いつごろまで見直しというものを考えているのか、この辺についてお聞かせください。

- ○菊地正文議長 小野和彦企画振興課長。
- ○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

今お話ありましたとおり、平成16年の開業当時の路線、そこから大きく路線の見直しはしていないというところもありまして、現実的に運行していない部分もそのダイヤの時刻表には書いてあるという部分もあります。そういった見直しはしていかなければならないと考えております。見直しの時期につきましては、今年度から着手をして期間がかかると思います。今年度、もう来年度ぐらいは情報収集、関係機関との調整、それから最終的にはしんちゃんGOの運行委員会も当然でありますけれども、地域公共交通会議、こういったものを開いて交通関係者皆さんと話をして決めていかなければなりませんので、そのくらいの時間が必要かなと考えてございます。

- ○菊地正文議長 10番、井上和文議員。
- ○10番井上和文議員 時間はかかるということですけれども、例えば町の総合計画の見直しございますよね。これは32年度でしたか、次の10年計画というものをつくるのですが、それに先立っていわゆるアンケート調査というのをやりますよね。そういったものにこのしんちゃんGOの要綱も入れながら、声を集めると、そういうことでやっていったらどうなのかなと思います。この辺。
- ○菊地正文議長 小野和彦企画振興課長。
- ○小野和彦企画振興課長 見直しの手法ということかと思いますけれども、先進事例の研究とか関係

者から現状を聞くとかあります。それから、今お話もありましたとおり、利用者のアンケートということでもございますので、そういったことは必要と考えてございます。総合計画の改正も同じ時期くらいで今考えてございますので、一緒にできればそういったこともやっていきたいと思ってございます。

- ○菊地正文議長 10番、井上和文議員。
- ○10番井上和文議員 さらに、いろいろ補助金もらう形の中で地域公共交通、正式にはちょっと私も、何とか計画というのを策定するということで、その中にバリアフリーのことを考えなさいよとかといろいろ項目あるのですが、ここに新地町障害者福祉制度のご案内、これは障害者の方に新地町が配布をするようですけれども、この中でいわゆる経済的支援ということで運賃支援とか割引とかの制度もいろいろ載っておるようであります。高齢者の無料パスということで充分研究をして検討するという話もありましたが、こういったことも含めてトータルでやっぱり見直しを進めていただきたいと思います。
- ○**菊地正文議長** 井上議員、要旨から大分外れてくるような感じしますけれども、要旨に戻ってください。
- ○10番井上和文議員 見直しについて、町長さんの答弁をお願いしたいと思います。
- ○**菊地正文議長** この1番、2番という要旨が出ていますけれども、要旨に戻って話を展開してください。公共交通全体の議論になってくると、まだまだ議論が発展していくと思うので、この要旨の中には1番の駅前の足の確保、2番の75歳以上の無料パスについて、この件について要旨が出ていますので、その要旨に沿って話を進めていただきたいと。
- ○10番井上和文議員 しんちゃんGOの見直しについて、急ぐように町長としての決意をお聞かせください。
- ○菊地正文議長 大堀武町長。
- ○大堀 武町長 先ほど小野課長が答弁したとおり、振興計画やその他に合わせながら調査研究して いくということでございます。
- ○菊地正文議長 10番、井上和文議員。
- ○10番井上和文議員 2点目、子どもを安心して産み育てられる環境づくりについてお尋ねをいたします。今の答弁の中で防災緑地等々一定の管理水準をやっていくということがございました。体育館の管理内訳なんかを見ますと、年間3,000万円弱になっています。これは、体育館とかいろんなこともありますけれども、公園関係は人件費なんかでまめにやっているようでありますけれども、防災緑地も含めてそうなのですけれども、これも決算委員会でもいろいろ議論が出ましたが、やっぱりきれいにしておくということなのだろうと思います。きれいにしておくというのは、年に何回か草刈りをすればいいということではなくて、そこにつながる道路周辺とかアクセスとか、その辺

も含めてきれいにこの整備をしていくと、この辺での維持管理体制の構築というものはどのように 考えているのか、想定予算なども含めてお答えいただきたいと思います。

- ○**菊地正文議長** 小野好生建設課長。
- ○小野好生建設課長 お答えいたします。

周辺環境をきれいに整えておくということだと思います。公園も含めてです。現在のところは、委員会等々でも答弁していますとおり、将来的には指定管理制度を活用した公園管理というものを目指しております。ですが、当面は町が直接といいますか、委託をしまして、その中で当面は周辺環境の維持管理に努めていきたいということであります。その中では、総合公園の子どもの広場等々のその管理の仕方という部分も参考にできるところもあると思いますし、一方でその専門家の委託をするわけですから、部分、部分によっては専門知識を持った方の手を入れるというところもあるかと思います。いずれにしましても当面はそういった総合公園とはまたちょっと質の違った大きな自然型の公園でありますので、その辺は委託管理の中でいろんな経験を積みながら、答弁にもありましたような一定の管理水準というものを構築できればなと思っております。

以上でございます。

- ○菊地正文議長 10番、井上和文議員。
- ○10番井上和文議員 例えば釣師防災緑地は18町歩ですか、大変な数の、大変な面積のあれがあるので、今指定管理者にあれしますよという話がありましたが、かなりこの委託費をかけないと受ける管理者がいないのではないかという問題があります。公園関係の維持管理などにいろんな補助メニューはあるのか、単独でやらざるを得ないのか、この辺の状況なのだけれども、単独ではそんなにかけられないから、年に1遍か2遍ぐらいの草刈りだということであれば、当然それなりになるでしょうし、やっぱりこの防災緑地に20万人集めるのだという決意であれば、それなりの維持管理体制が必要になってくるのだろうと思いますが、この辺の検討はどうなっているのでしょうか。
- ○菊地正文議長 小野好生建設課長。
- ○小野好生建設課長 お答えいたします。

まず、管理費用に国あるいは県の補助があるかというところにつきましては、補助はございません。町の単独費ということになります。井上議員おっしゃるように、では莫大な費用をかけるのかとか、かけなければきれいにならないのかとかいろんな議論があると思います。私どもも茨城県のひたちなか国営公園とか、近くではみちのく杜の湖畔とか、いずれ国営なのですが、管理費用は大分国営なだけあって大きな事業費とはなっておるようです。きれいに見せるところと一方、脇にそれれば、それほど手をかけない平場もございます。そういった部分を釣師防災緑地にもどこでどういうふうに取り入れられるか、今後、先ほどの当面という話にも戻りますけれども、当面の維持管理の中でそういった部分も見きわめながら管理をしていきたいなと思っております。

- ○菊地正文議長 10番、井上和文議員。
- ○10番井上和文議員 一歩外れれば、めり張りをつけるというような答弁もありましたが、高いところから見れば全て見えますから、公園。ですから、全体をやっぱりきれいに持っていかなくてはならないという点では非常に知恵とやはりこの工夫も必要になってくるのだろうと思います。ぜひ専門家なんかとも研究しながら、今回サウンディング調査なんかでいろんな業者が来ますよね。そういった人たちの知恵も拝借をしながら練っていくと。やっぱりある程度基本方針というものを決めていかないと本当に20万人集まりませんから、その辺でしっかりとした対応をお願いしたいなと思います。

では次に、国保の均等割の問題をお話しします。今国保の広域化ということで統一料金になりますよということなので、一度これやると後から上げるようになるから、大変だというお話もございました。実は新地町の国保、県全体で若干高いレベルにあるという報告もございます。広域化の中で統一になれば下がるのではないかみたいな見込みもあるように伺っておりますけれども、私の基本的なスタンスはやっぱりどんどん加入者が減っていく中でも国保にしか入れない世帯がおるわけです。やっぱりもっと子どもを欲しいという中でもいろんな子育で支援のメニューもありますけれども、直接税金と来る中では人数がふえればふえるほどふえてくるという問題なのです。先ほどもお話ししたように250万円のあれでこれが該当できるということを考えれば、やっぱりこの辺はどんどん毎年子どもが生まれる数が五、六十人で亡くなる方が100人という現状もありますから、あらゆる手だてを尽くしてそういった施策を展開していくべきではないかなと思いますが、この辺についていかがですか。

- ○菊地正文議長 岡田健一健康福祉課長。
- ○岡田健一健康福祉課長 お答えいたします。

今年度の国保税の課税につきましては、基金のほうを入れるなど減税財源に充てまして、まずは 国保税の課税をしまして、負担の軽減を図ってきておるところでございます。また、低所得者、所 得の低い方に対しましてはこの均等割、平等割の税率なども据え置くなどの国保税の負担増となら ないような形での課税も行ってきております。今後もやはり均等割のほうは県の、先ほど町長から 回答いたしましたとおり、統一保険料に向けまして3方式の形での課税ということで考えておりま すので、均等割については残していくようなことでありますけれども、国保税の均等割については 7割、5割、2割の軽減を行っておりまして、子どもなど所得のない方がいる場合には世帯所得の 軽減が受けやすくなっているという状況もございますので、そういったところは注視しながら今後 も課税をしていきたいと考えております。

- ○菊地正文議長 10番、井上和文議員。
- ○10番井上和文議員 社会福祉施策の一環ならば、これ国保会計で均等割のあれをやるというのでは

なくて一般会計からこういった政策ですから、政策の中で繰り入れをしてやるかどうかという判断なのだろうと思います。総合的な子育て支援という中でやっぱりそういったことも充分視野に入れながら、この少子化対策進めていかなければならないと思いますが、今後の少子化対策の中でこういった選定の問題をどのように考えているのかちょっとお聞かせください。

〔何事か言う人あり〕

- ○菊地正文議長 大堀武町長。
- ○大堀 武町長 ちょっと理解できなかった部分もあるのですが、正直言いまして、今、後で言われ た国保の均等割の減免だということなので、町としては今のところやる予定はございません。
- ○菊地正文議長 10番、井上和文議員。
- ○10番井上和文議員 そうですか。

では、新地高の問題について入ります。署名運動、先ほど1,800人ですか、1,680名というお話がありました。きのう同窓会長に聞いたらば、次々入ってきているから、2,000人ぐらい集まっているのではないかというような話もあったわけですが、問題はこの署名を進めるのにやっぱり1万人以上を集めようと、そういうことでいろいろやっているようです。それにはやっぱりしっかりとした同窓会だけに任せるのではなく、町全体で盛り上げなくてはならないという思いもあると思います。ですから、私は町長がぜひこの先頭に立っていろいろこの声を、広報紙には出して非常によかったと思います。ただ、それだけでもなかなかなぜ新地高校が必要なのだとか、どうしたらやっていけるのだとか、そういったあれが全町民のものにまだまだなっていないのではないかという気もするのですが、これについていかがでしょうか。

- ○**菊地正文議長** 佐藤茂文教育総務課長。
- ○佐藤茂文教育総務課長 ただいまの井上議員の再質問についてお答えいたします。

先ほどの答弁にもありましたように同窓会が中心となってやっておりまして、町としてどうかということなのですけれども、町としても新地高校がなくなるということについては復興、そして賑わいとかにつきましても充分痛いところだと思っております。町長につきましてもそういった話が来たときに対して、反対の意見を出しているところで町長が前に出る、出ないというのはそれぞれの市町村によっていろいろあるのかと思いますが、町としましても先ほど区長会について余り賛同を得られなかった話もありましたが、そちらについても再度お話をしまして、協力いただくような形で進めているところであります。町全体として取り組んでいきたいと考えております。

- ○菊地正文議長 10番、井上和文議員。
- ○10番井上和文議員 同窓会だけでなくて商工会も入った推進協議会といったかな、団体です。これ に町も、町長があれだったら総務課長でも教育長でも誰でもいいのですが、やっぱり一緒に入りな がらみんなでやるというような方向にはならないのですか。

- ○菊地正文議長 佐々木孝司教育長。
- ○佐々木孝司教育長 それでは、私のほうから申し述べます。

まず、当該の一番肝心なのはやっぱり同窓会とPTAということが一番肝心だと思うのです。そ こが自覚してまず盛り上がっていくという形が大事で、ようやく同窓会が盛り上がったと。これか らPTAが行くと。同窓会は、どうしても新地町が占める人員は全体約2割程度だろうと思います。 あとは相馬市、鹿島、南相馬と、そちらが8割程度の人数を占めているわけですから、そこにやは り呼びかけてやっていくという、自分たちの自覚がない限りは非常に難しいということを申し上げ てございます。そのとおり活動していただいて、ようやくホームページも同窓会自身で立ち上げて いただきました。そこに今署名活動やらコメントやら寄せられているところでございます。さらに、 教育総務課でも何かやらないといけないということでございますので、町長のほうから事務的な部 分では充分にバックアップしなさいと言われていますので、印刷、封筒、書紙、紙、文言をつくっ たりするのは全て教育総務のほうでお手伝い申し上げているという現状がございます。それと原稿 のほうでは、例えば反対ということで統合反対の文書については教育委員会非常に関係しているだ ろうということで教育長独自ではございますが、令和のつぶやきという題名でホームページには立 ち上げて載せてあります。ですから、各地から塙町からもこうやってやればいいですかというよう な形で問い合わせは来ております。それと退職校長会という非常に大きな組織でございまして、県 内でありますが、この相双支部の退職の校長先生方に対しては退職校長会の広報紙に新地高等学校、 この統合はだめだよという反対の主旨を出し、既に8月下旬には全会員に配られてございます。で すから、今後新地高校の自主的な動きを見ながら同窓会、PTA、そこに町長からお手伝いくださ いと言われていますので、立ち上がって手伝って支援してまいりたいと思っております。なお、井 上議員からも出席していただいたと思うのですが、県立の高等学校の統廃合を考える問題を出して いる会議にも県でやっていたわけですが、そこには町長さんの要望書と同窓会長さんの要望書と、 さらにはこの会の全体の請願書と、こういったものがきちんと載っておりまして、ほかの反対の地 区のものとはちょっと違うようなきちんとしたものが載っていると思いますので、それをお知らせ しておきたいと思います。よろしくお願いいたします。

- ○菊地正文議長 10番、井上和文議員。
- ○10番井上和文議員 要望書の文面そのものはいいと思います。ただ、今やっている運動そのものはいかに全体を盛り上げて、町全体で新地高をどうしても残すのだと。一方では、やっぱり町民にも温度差があるのではないかと。なぜ残さなければならないのだという方もいると思います。これに対して町長が広報で訴えたというの非常にいいと思います。ただ、繰り返し、繰り返しやりながら、町もみんなで主体的にやっていくという姿勢が大事かなと思います。我々議会でも署名を集めることにしましたが、役場見ても署名用紙1枚どこにあるのだというような問題もございます。さらに、町長さんでも教育長さんでもいろんな会議にこれから出られるときに、やっぱりそういったことを

訴えてもらうと、そういったことで全体を底上げする。同窓会とかPTA会なんかは、決起集会なんかやれないのかというような話もちょっとありました。そういったこともしっかり受けとめるためにやっぱり町も事務局に行って情報を共有すると、印刷支援するだけではなくて一緒に共有すると、実際教育長しょっちゅう行ってやっていられるとは思いますが、この辺の構え、この辺をちょっとお聞かせください。

- ○菊地正文議長 佐々木孝司教育長。
- ○佐々木孝司教育長 この件につきまして申し上げますと、実は最初から改革ありきという形で町長さんがおっしゃっているように県のほうで始まったわけですから、問題は町民の方ももちろんそうなのですが、まずは県教委がきちんと自覚できるかどうかと、新地高校の置かれた立場や実践活動を理解しているかどうかということが問題なわけでございます。方法論につきましては、町長さん、議長さん、副議長さんと行って、そこで県の教育長に、あるいは県の議長さんにお話ししてきたというのが第1弾。2弾目は、私のほうで要望書を同窓会長さん、それに商工会長さんと一緒に出したときに約45分間実情をお話し申し上げました。そこで大分県のほうでは困惑といいますか、悩んでいたというのが事実でございます。その次に、請願書を持っていって出したときは県民連合の会長さん、副会長さん等、皆さんお集まりいただきまして、そこでは教育総務課長と一緒に行ったわけですが、約1時間近く実情を申し上げて協力をお願いしたという形がございます。今度は恐らく年内に相馬市、そして新地町と両方で懇談会があると思いますから、そこで詳しく述べていきたいと思いますので、よろしくお願いします。
- ○菊地正文議長 10番、井上和文議員。
- ○10番井上和文議員 1つには先ほど役場で署名をしないということがありましたが、同窓会でホームページ立ち上げたというのありますが、新地町のホームページも高校統合問題でワンクリックでばっと出れるように、町長のそういった訴えがばんと出れるようにそういった取り組みを進めなくてはならないと思います。ホームページの更新をはじめ、さらには一緒になって決起集会などもやれれば、これはテレビ局なども呼びながらやっていくと、マスコミにもどんどん注目してもらうような大きな取り組みにしていくべきだと思います。この辺についての再答弁を求めて終わるわけですが、今期最後になりましたが、同僚の皆さんはじめ、執行部の皆さんいろいろご指導ご鞭撻をいただきまして、感謝を申し上げて一般質問を終わります。
- ○菊地正文議長 佐々木孝司教育長。
- ○佐々木孝司教育長 今までとちょっと違うのは、6月の25日に新地高校自体に復興大臣から感謝状が贈呈されたと、いわゆるその中には被災地の復興に向けた取り組みに貢献しているという地域貢献が認められたわけですから、そういった学校をある意味でいうと廃校にするのかという点について思いを述べてまいりたいと思っております。
- ○菊地正文議長 これで10番、井上和文議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○菊地正文議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 零時01分 散 会

第4回定例町議会

(第 4 号)

令和元年第4回新地町議会定例会

1 選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の選挙について

議 事 日 程 (第4号)

第

令和元年9月19日(木曜日)午前10時開議

第	2	議案第50号	新地町町営住宅維持管理基金条例の制定について
第	3	議案第51号	新地町老人憩いの家設置条例を廃止する条例について
第	4	議案第52号	新地町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
第	5	議案第53号	公の施設等の使用に関する条例の一部を改正する条例について
第	6	議案第54号	新地町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
第	7	議案第55号	新地町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について
第	8	議案第56号	新地町都市公園条例の一部を改正する条例について
第	9	議案第57号	新地町総合体育館条例の一部を改正する条例について
第1	0	議案第58号	新地町下水道条例の一部を改正する条例について
第1	1	議案第59号	新地町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例について
第1	2	議案第60号	新地町町民プール設置条例の一部を改正する条例について
第1	3	議案第61号	新地町町営住宅条例の一部を改正する条例について
第1	4	議案第62号	新地町若者定住促進住宅条例の一部を改正する条例について
第1	5	議案第63号	新地町消防防災センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に
			ついて
第1	6	議案第64号	新地町駐車場条例の一部を改正する条例について
第1	7	議案第65号	新地エネルギーセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に
			ついて
第1	8	議案第66号	新地町複合商業施設設置条例の一部を改正する条例について
第1	9	議案第67号	新地町温泉供給条例の一部を改正する条例について
第2	0	議案第68号	新地町文化交流センター設置条例の一部を改正する条例について
第2	1	議案第69号	新地駅前フットサル場設置条例の一部を改正する条例について
第2	2	議案第70号	新地町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
第2	3	議案第71号	新地町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につい
			て
第2	4	議案第72号	新地町災害町営住宅被災者取得支援等基金条例の一部を改正する条例につい

7

- 第25 議案第73号 新地町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第26 議案第74号 新地町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例について
- 第27 議案第75号 漁業集落防災機能強化事業漁具干場整備工事請負契約について
- 第28 議案第76号 令和元年度新地町一般会計補正予算(第2号)について
- 第29 議案第77号 令和元年度新地町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 第30 議案第78号 令和元年度新地町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 第31 議案第79号 令和元年度新地町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 第32 議案第80号 令和元年度新地町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第33 議案第81号 令和元年度新地町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第34 議案第82号 令和元年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計補正予算(第1号) につ いて
- 第35 議案第83号 平成30年度新地町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第36 議案第84号 平成30年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第37 議案第85号 平成30年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第38 議案第86号 平成30年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第39 議案第87号 平成30年度新地町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第40 議案第88号 平成30年度新地町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第41 議案第89号 平成30年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第42 議員派遣の件について
- 第43 特別委員長報告
- 第44 閉会中の継続審査の申し出

出席議員(12名)

1番	产	藤	充	明	議員	2番	吉	田		博	議員
3番	三	宅	信	幸	議員	4番	寺	島	浩	文	議員
5番	八	巻	秀	行	議員	6番	八	巻		孝	議員
7番	目	黒	靜	雄	議員	8番	森			馬	議員
9番	鈴	木		利	議員	10番	井	上	和	文	議員
11番	遠	藤		満	議員	12番	菊	地	正	文	議員

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町		長	大	堀		武
副	町	長	佐	藤	清	孝
教	育	長	佐々	木	孝	司
	課 長管 理	兼者	泉	田	晴	平
企画振	長興 課	長	小	野	和	彦
税 務	課	長	目	黒	佳	子
町 民	課	長	大	堀	勝	文
健康福	富祉 課	長	岡	田	健	_
農林水兼農業	美委員	長会長	八	巻		隆
建設	課	長	小	野	好	生
都市計	画課	長	加	藤	伸	\equiv
教育総	総務 課	長	佐	藤	茂	文

職務のための議場出席者

事	務	局	長	佐	藤	武	志
書			記	持	舘	香	織
書			記	佐	藤	大	樹

◎教育委員会委員挨拶

○**菊地正文議長** 議事日程に先立ちまして、去る9月6日に新地町教育委員会委員の任命について同意いたしました田村民雄さんがお見えになっておりますので、ここでご挨拶をいただきたいと思います。

田村民雄さん、どうぞよろしくお願いします。

[田村民雄教育委員会委員登壇]

○田村民雄教育委員会委員 皆さん、おはようございます。議会中の重要な時間をいただきまして、 まことにありがとうございます。初日の本会議におきまして、私の教育委員任命についてのご同意 をいただきまして、ありがとうございました。また、その重責を感じ、身の引き締まる思いでござ います。

教育とのかかわりでは、平成12年から13年、新地小学校PTA会長、平成16年から17年、尚英中のPTA会長、そして平成27年より図書館審議委員をしております。平成31年から新地小学校歴代PTA会会長として今日まで活動しております。新地町の教育環境は、教職員や設備の充実で最高レベルであると感じております。教育委員会は、新地町と一体となり、安全、安心なまちづくり、保育所や小学校、中学校に在籍する次代を担う子どもたちを支え、育てていくことを大切と感じております。子どもたちの健やかな成長のため、教育推進のため、微力ではございますが、皆様のご指導、支援をいただきながら職責を全うしてまいる所存でございます。

今後ともどうぞよろしくお願い申し上げ、ご挨拶といたします。本日はありがとうございました。 (拍手)

○菊地正文議長 どうもありがとうございました。

これまでの知識と経験を生かし、教育行政の振興にご尽力いただきますようご期待を申し上げます。

それでは、ここで退席をお願いいたします。

[田村民雄教育委員会委員退場]

午前10時00分 開議

◎開議の宣告

○菊地正文議長 これから本日の会議を開きます。

ただいま出席している議員は12名であります。

◎議事日程の報告

○菊地正文議長 次に、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の選出について

○**菊地正文議長** 日程第1、選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の選出についてを議題とします。 10月23日をもって任期満了となります選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の選挙を行います。 初めに、選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、岡田博さん、村上美保子さん、目黒弘子さん、渡部洋子さんを指名します。 お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました岡田博さん、村上美保子さん、目黒弘子さん、渡部洋子さん の4名の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員補充員には、第1順位、目黒一雄さん、第2順位、鈴木重人さん、第3順位、小泉

ツキコさん、第4順位、早川清さんを指名します。

お諮りします。ただいま指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました第1順位、目黒一雄さん、第2順位、鈴木重人さん、第3順位、小泉ツキコさん、第4順位、早川清さん、以上の方が順位のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

◎議案第50号の質疑、討論、採決

○**菊地正文議長** 日程第2、議案第50号 新地町町営住宅維持管理基金条例の制定についてを議題と します。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第50号についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号 新地町町営住宅維持管理基金条例の制定については、原案のとおり可 決されました。

◎議案第51号の質疑、討論、採決

○**菊地正文議長** 日程第3、議案第51号 新地町老人憩いの家設置条例を廃止する条例についてを議 題とします。

これから質疑を行います。

2番、吉田博議員。

○2番吉田 博議員 老人憩いの家の設置条例の廃止、条例廃止については異論はございませんけれ ども、これまで町民に健康増進というようなことで寄与してきた建物でありますけれども、この建 物についての今後の利用状況、どういったほうに利用するのかあるいは壊してしまうのか。それら

について意見を求めたいと思います。

- ○菊地正文議長 岡田健一健康福祉課長。
- ○岡田健一健康福祉課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

老人憩いの家につきましては、耐震の強度はございますので、今後利用につきましても検討していきたいと考えております。

以上です。

○菊地正文議長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第51号についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号 新地町老人憩いの家設置条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第52号~議案第60号の質疑、討論、採決

○**菊地正文議長** 日程第4、議案第52号 新地町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について から日程第12、議案第60号 新地町町民プール設置条例の一部を改正する条例についてまでの9議 案は、消費税法及び地方税法の一部改正に伴う条例の一部改正で関連があるため、一括議題としま す。

これから議案第52号から議案第60号までの以上9件について質疑を行います。

10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 52号から60号まで一括質疑ということなので、総括的に質問させていただきます。

消費税8から10パーセントに引き上げられることに伴う各種使用料、手数料等の引き上げとなるわけなのですけれども、2014年、平成26年の8パーセント増税以来深刻な消費不況というものが続いています。特に消費税は、低所得者が負担がふえる、逆進性があるということが言われておりますし、総務省の家計調査でも2013年度から2018年度を比較しますと、実質家庭消費が年間25万円も落ち込んでいると。これに増税が拍車をかかってくるということです。また、今度の改正で複数税

率とかポイント還元などなかなか経済政策がわかりにくいということと9カ月後にはこれもなくなり、5パーセント還元の人は一挙に増税になるということでございます。報道では、全国スーパーマーケット協会など小売4団体が消費者の利便、公正、公平な競争の確保に強い懸念があると注視、抜本的な改善の要望を経産大臣宛てに要望したようであります。

さて、今回の町のこの9件の引き上げ、9件、下にも2件ありますが、この引き上げで町全体としてはどのぐらいの引き上げになってくるのか、負担増になるのかということをお聞きをしたいと思います。また、同時に今度の改正でどれぐらいの収入増になるのかを明らかにしていただきたいと思います。また、震災からの復興途上である地元中小業者、これが複数税率とかポイント還元などと対応できるのかと。大分前には300近い商工業者がおったと思います。最近は200のようでございます。消費税が全体に購買意欲が落ち込んで不況になるのが一番懸念をされるわけでありますが、この手数料等の引き上げがそれに拍車をかけるのではないかという懸念をしております。商工業者が耐えられるのかどうかについてどのようにお考えになっているのかもお聞かせいただければと思います。

- ○**菊地正文議長** 泉田晴平総務課長。
- ○泉田晴平総務課長兼会計管理者 お答えをいたします。

まず初めに、今回の各条例の改正によって2パーセント増ということになりますが、そこの影響というか、全体のところはどうなのかというご質問でありますけれども、今回の決算書でもお示しをしておりますが、昨年度の実績から大まかに2パーセントふえるということで考えていただければと思います。ただ、あと個別の使用料等につきましては、町のほうでそれぞれの施設の利用等、これをやっぱりどんどんふやしていくというのは引き続き行っていくので、そこでの影響が多少出るかなというところでありますけれども、具体的な数字については今申し上げたような2パーセントがふえるというようなことでご理解をいただきたいと思います。

また、2点目の町の町内の業者の負担増になるのではないかということでありますけれども、こちらは本件の条例改正の中で使用料等を上げることによるということでは直接的な影響はないと思っております。ただ、全体の町の商工業者についても、同様にやはり2パーセント。ただ、ほかに関連するところでどのくらいの影響というところまでは町の中では試算等はしておらないという状況であります。

- ○菊地正文議長 10番、井上和文議員。
- ○10番井上和文議員 金額がよくわからないということでありますが、昨年の決算で見ますと建設関係が57億円、物件が10億円、災害が16億円でしたか。だから、70億円か80億円ぐらいの投資事業があるので、単純に言うと1,400万円か2,000万円弱の負担増に簡単に言うとなってくるのかなと。それにつけてこの2パーセント、見込み利用客、客とは言いません、利用人数を掛けてどのぐらいの

あれになるのかなということも見たわけですが、その辺での見込み計算というものはまだしていないということですね。

- ○菊地正文議長 泉田晴平総務課長。
- ○泉田晴平総務課長兼会計管理者 今回の使用料等以外のところで町がその負担をする。その消費税が上がった分については今年度予算の中では今期の半期分、9月までの分は8パーセントで、10月以降の契約等あるいは支出等が見込まれるというところは10パーセントで計算をしておるところでありますので、来年度以降につきましてはこれも予算の段階から10パーセントでというようなことで考えておるところであります。

以上です。

○菊地正文議長 ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

討論、採決は、各議案ごとに行います。

まず初めに、議案第52号の討論を行います。

10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 ただいまお話がございましたように、これから利用者がふえるに当たって、8 パーセントから10パーセントに10月から負担がふえるということでございます。利用する町民や団体の方々の負担増となってくるわけでございますが、地方自治体は税務署に消費税を払う必要がございません。また、民間業者でも外で食べるのと中で食べる等の税率の違いから本体価格を下げて対応する等の工夫もあるようでございます。町民負担軽減のために、消費税を転嫁しなくても充分耐え得るような財政状況だと監査委員の財政の状況を聞いても考えるわけでございますが、決算の報告を見てもわかるわけでありますが、そういった意味で原案に消費税を転嫁すべきでないということを申し上げまして、原案に反対の立場で討論に参加したいと思います。

以上です。

○菊地正文議長 ほかに討論。

7番、月黒靜雄議員。

○7番目黒靜雄議員 賛成の立場で討論に参加させていただきます。

これは、10月1日より消費税法及び地方財政法が改正されるわけで、引き上げられるので、それ 相当分の引き上げはやむを得ないということで賛成の立場で討論とさせていただきます。

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第52号についてを採決いたします。

この採決は起立の方法によって行います。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○菊地正文議長 起立多数であります。

したがって、議案第52号 新地町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例については、原案の とおり可決されました。

次に、議案第53号の討論を行います。

10番、井上和文議員。

- ○10番井上和文議員 52号と同様の理由で反対の立場で討論に参加をいたします。 以上です。
- ○菊地正文議長 ほかに討論。

7番、目黒靜雄議員。

- ○7番目黒靜雄議員 52号と同様の理由で賛成の立場で討論に参加させていただきます。
- ○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第53号についてを採決いたします。

この採決は起立の方法によって行います。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○菊地正文議長 起立多数であります。

したがって、議案第53号 公の施設等の使用に関する条例の一部を改正する条例については、原 案のとおり可決されました。

次に、議案第54号の討論を行います。

10番、井上和文議員。

- ○10番井上和文議員 同様の理由で原案に対し反対の立場で討論に参加します。
- ○菊地正文議長 7番、目黒靜雄議員。
- ○7番目黒靜雄議員 賛成ですから、賛成の立場で参加させていただきます。
- ○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第54号についてを採決いたします。

この採決は起立の方法によって行います。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○菊地正文議長 起立多数であります。

したがって、議案第54号 新地町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号の討論を行います。

- ○10番井上和文議員 先ほどと同様の理由で反対の立場で討論に参加をしたいと思います。
- ○菊地正文議長 7番、目黒靜雄議員。
- ○7番目黒靜雄議員 賛成ですから、賛成です。
- ○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第55号についてを採決いたします。

この採決は起立の方法によって行います。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○菊地正文議長 起立多数であります。

したがって、議案第55号 新地町行政財産使用料条例の一部を改正する条例については、原案の とおり可決されました。

次に、議案第56号の討論を行います。

10番、井上和文議員。

- ○10番井上和文議員 先ほどと同様の理由で転嫁に対して反対をさせていただきます。 以上です。
- ○菊地正文議長 7番、目黒靜雄議員。
- ○7番目黒靜雄議員 賛成の立場で、賛成ですので、討論させていただきます。
- ○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第56号についてを採決いたします。

この採決は起立の方法によって行います。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○菊地正文議長 起立多数であります。

したがって、議案第56号 新地町都市公園条例の一部を改正する条例については、原案のとおり 可決されました。

次に、議案第57号の討論を行います。

10番、井上和文議員。

- ○10番井上和文議員 先ほどと同様の理由で討論に参加をさせていただきます。 よろしくお願いします。
- ○菊地正文議長 7番、目黒靜雄議員。
- ○7番目黒靜雄議員 賛成の立場で賛成ですので、討論に参加させていただきます。
- ○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第57号についてを採決いたします。

この採決は起立の方法によって行います。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○菊地正文議長 起立多数であります。

したがって、議案第57号 新地町総合体育館条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号の討論を行います。

10番、井上和文議員。

- ○10番井上和文議員 先ほどの討論の内容と同じように消費税を転嫁すべきでないということを申し上げ、参加をさせていただきます。
- ○菊地正文議長 7番、目黒靜雄議員。
- ○7番目黒靜雄議員 賛成ですので、賛成の立場で参加させていただきます。
- ○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第58号についてを採決いたします。

この採決は起立の方法によって行います。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○菊地正文議長 起立多数であります。

したがって、議案第58号 新地町下水道条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可 決されました。

次に、議案第59号の討論を行います。

10番、井上和文議員。

- ○10番井上和文議員 先ほどと同様の理由で討論に参加をさせていただきます。 以上です。
- ○菊地正文議長 7番、目黒靜雄議員。
- ○7番目黒靜雄議員 賛成ですので、賛成の立場で参加させていただきます。
- ○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第59号についてを採決いたします。

この採決は起立の方法によって行います。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○菊地正文議長 起立多数であります。

したがって、議案第59号 新地町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例について

は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号の討論を行います。

10番、井上和文議員。

- ○10番井上和文議員 先ほどと同様の理由でありますが、特に町民プール、中学生、高校生などが利用するわけでございまして、何十円単位の値上げはどうかということも含めて討論に参加させていただきます。
- ○菊地正文議長 7番、目黒靜雄議員。
- ○7番目黒靜雄議員 賛成の立場で参加させていただきます。
- ○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第60号についてを採決いたします。

この採決は起立の方法によって行います。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○菊地正文議長 起立多数であります。

したがって、議案第60号 新地町町民プール設置条例の一部を改正する条例については、原案の とおり可決されました。

◎議案第61号~議案第66号の質疑、討論、採決

○**菊地正文議長** 日程第13、議案第61号 新地町町営住宅条例の一部を改正する条例についてから日程第18、議案第66号 新地町複合商業施設設置条例の一部を改正する条例についてまでの6議案は、新地駅周辺被災市街地復興土地区画整理事業の換地処分の公告がされたことに伴う条例の一部改正で関連があるため、一括議題とします。

これから議案第61号から議案第66号までの以上6件について質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

次に、議案第61号から議案第66号までの以上6件について討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第61号から議案第66号までの以上6件についてを採決いたします。

お諮りします。議案第61号から議案第66号までの以上6件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号 新地町町営住宅条例の一部を改正する条例について、議案第62号 新地町若者定住促進住宅条例の一部を改正する条例について、議案第63号 新地町消防防災センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案第64号 新地町駐車場条例の一部を改正する条例について、議案第65号 新地エネルギーセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案第66号 新地町複合商業施設設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第67号の質疑、討論、採決

○**菊地正文議長** 日程第19、議案第67号 新地町温泉供給条例の一部を改正する条例についてを議題 とします。

これから質疑を行います。

5番、八巻秀行議員。

- ○5番八巻秀行議員 今回温泉供給条例の一部改正ということで出ておりますけれども、改正の理由でありますけれども、泉温が低くてそのまま利用できる状態ではないことから、加温に要する経費を考慮して上げるというような改正の理由でありますけれども、実は昨年の12月に条例をしたばかりであります。わずかこの9月で9カ月しかたっておりません。そして、オープンは6月でしたので、6月からわずか100日にも満たないというようなことで、この改正というものは大変拙速な改正かなと思ってございます。超過料金を定める根拠、それを聞きたいのですけれども、12月のその算定した360円というものはどういう背景というか、どういう根拠だったのか。そして、今の状況の背景なんかもちょっとお伺いしたいと思います。
- ○**菊地正文議長** 加藤伸二都市計画課長。
- ○加藤伸二都市計画課長 ただいまのご質問にお答えします。

昨年12月の議会におきまして温泉料金のほうをご承認いただいたわけでございますが、その際の料金設定の考え方としましては、町のほうで温浴施設関係の浴槽等々のサイズ等そういったものを加味しながら料金を考えてきたところでございます。その中には、町も支出している部分もございますので、そういったところランニングコスト等々も含めながら改修するということで料金の設定を考えていたところでございます。その当時町で考えました使用水量、そちらを月当たり大体430トンということで見込んでいたわけでございますが、実際6月に入りまして、6月、7月、8月と3カ月こちらの水量を確認をさせていただきましたところ、大体3,000トンを超える水量を使用しているという状況がわかりました。数字的には、当初計画していました数字の8倍を超える水量ということで、大幅に見込みが違うということがわかってきたところでございます。そういったことがありまして今回の料金改正を提案させていただいているところでございますが、提案理由としましては、先ほど八巻議員おっしゃったとおり、加温に係る部分ということでございますけれども、そ

ういったことがありましたので、我々のほうで12月の段階でも全国のいわゆる有名どころといいますか、そういったところの温泉地の供給料金を調べていたところでございます。その当時調査もしていた中で、従量制、超過部分等々ありますけれども、各地さまざまな料金を設定しているということがまずわかってはおりましたけれども、今回の使用水量のことを考えてみたときに、再度範囲を広げまして調査をしたところでございます。その中でわかってきたところでございますけれども、低温泉と言われている部分につきましては、料金設定がかなり安価であるということが傾向的にはわかってきたというところでございます。また、高温泉の部分につきましても、料金設定のほうを比較的今回我々が当初で設定した金額よりも安いところも往々にして結構あるということも判明しましたので、これらを加味しまして今回エネルギーセンターで供給する熱、その分の費用を減額といいますか、その費用を差し引きしまして料金の設定をしたいというところで今回提案をさせていただいたところでございます。

以上です。

- ○菊地正文議長 5番、八巻秀行議員。
- ○5番八巻秀行議員 8倍を超えるその使用量があるというようなことで改正をしたということでありますけれざも、想定の誤りというか、積算の誤りということだと思いますが、どうですか。
- ○菊地正文議長 加藤伸二都市計画課長。
- ○加藤伸二都市計画課長 見込み違いであったというところでございます。 以上です。
- ○菊地正文議長 5番、八巻秀行議員。
- ○5番八巻秀行議員 見込み違いということですけれども、やはり議決案件といいますか、地方自治 法の96条というのは、やはり議会にかける案件を指していますけれども、やはり議会にかけるには それなりの積算をして、やはりこういった100日足らずで改正をするようなそういう軽率といいますか、軽いものではないというようなことを申し上げたいなと思います。やはりこの96条の重みに 対して議会活動をしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。
- ○菊地正文議長 加藤伸二都市計画課長。
- ○加藤伸二都市計画課長 議員おっしゃるとおりでありますので、今後とも精査のほうしながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- ○菊地正文議長 5番、八巻秀行議員。
- **5 番八巻秀行議員** 議員の資質も問われると思いますので、やはり今後ともこういうことのないようにお願いしたいと思います。
- ○菊地正文議長 質問は3回までです。

10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 町で温泉を掘って供給をする。この掘る経費というものは、私の記憶では復興 交付金は該当しないと。単独で掘ったという記憶をしています。あの当時5,300万円だったか6,300万円だったかちょっとわかりませんけれども、今までにかかったこの総経費というものがどのぐらい になっているのかお聞かせください。

あともう一点は、お湯の想定が足りなかったということですが、想定が3,000トンもふえたというのは、それだけお客さんがいっぱい来ているということなのかなと私は思うのです。それだけホテルさんも収入増になっているのかなとちょっと思いますが、最初の計算でいろいろ調べましたよと言ったけれども、ここに実は楢葉温泉源泉条例というものをちょっとインターネットでとってみたらば、この楢葉天神岬温泉、楢葉羽黒山温泉と2つあるのです。これを町でやっていて、この料金を見ますと、ここでは分担金も払ってくださいとかと1,000万円と500万円とかと書かれているのですが、基本使用料月300トンで15万円、超過料金は1トン当たり650円、楢葉羽黒山温泉は7万5,000円の330円といろいろあります。まあまあ温泉の種類が違うと言われればそれまでなのですけれども、やっぱりその辺はどうのように。例えば新地町のこの温泉の特徴というものは、町で源泉を掘ってエネルギーセンターで加温して提供すると。このエネルギーセンターがこの地域全体を環境によくするような雰囲気でやりますよというところが売りなのですけれども、この辺の計算、試算というものはどんな感じだったのかも含めてもう一度ご説明いただきたい。

- ○菊地正文議長 加藤伸二都市計画課長。
- ○加藤伸二都市計画課長 まず、1つ目の温泉の整備に係る費用ということでございますけれども、 トータルで約5,600万円ぐらいとなってございます。

2つ目の試算ということでございますけれども、エネルギーセンター関係の試算につきましては 私はお答えすることはできません。先ほどの料金の話になってきますが、考え方としましては、先 ほど申し上げましたとおり、ランニングコスト、あと整備費、そちらを改修するような形で料金の 設定を考えていたというところでございます。

以上です。

- ○菊地正文議長 10番、井上和文議員。
- ○10番井上和文議員 湯量がふえたということは、それだけお客さんがふえているということではないのですか。やっぱりホテル側からも設計とかというのは後から、もちろんホテルも28度ということはわかっていたわけでしょうから、それがわかって応募をしたのだろうと思います。最初から80度とか60度のお湯が出るとは思っていませんから、その辺の状況も1つはあるのだろうと思いますけれども、町としても5,600万円投資をして、やっぱり一定程度、今度も220万円の補正、ポンプ変えますよね。そういったことの維持管理も温泉の源泉の維持管理費にその収入を充てていくという基本的スタンスがあるのだうろと思いますけれども、この辺についてはどのような見通しなのか、この辺もお聞かせください。

- ○**菊地正文議長** 加藤伸二都市計画課長。
- ○加藤伸二都市計画課長 温泉の維持管理ということでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、ランニングコストも考えてございますので、それは料金収入の中から対応していきたいと考えてございます。

あとホテルの入浴者の人数といいますか、利用者の関係につきましては、私もちょっと聞いているだけでございますので、計画どおりの人が入っているというような話は伺っております。あと私も聞いている話ではございますけれども、ホテルはホテルなりの努力をしているようで、町からの供給以外にも自分たちで工夫をしながら運営をしていると聞いております。

以上でございます。

○菊地正文議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

6番、八巻孝議員。

○ 6 番八巻 孝議員 ただいまいろいろ質疑がありました。私は、この条例改正についての反対の立場での討論に参加をしたいと思います。

ただいま質疑ありましたが、この内容につきましては条例第12条の別表のうち、今ほどありましたように、超過料金が1立方当たり360円を200円にすると。さらには、第4条2項の温泉スタンドによる供給を20リットルで10円、それを60リットルで10円とするということであります。公金といえども、安くなることが利用者にとっては大変よいことであろうと思います。しかし、なぜ先ほどもありましたが、できたばかりの条例が不適切ということで改正をしなければならないのか。今ほど伺った内容では、3,000トンまでの必要性が出てきたということのようでございます。430トンが3,000トンとなったわけでありますが、したがって提案理由にあります温泉水の加熱費用に考慮するということであろうと思います。しかし、これは6月操業したばかりの町の資産、財産であります。当初算出をしました根拠、さらにはまだ1カ月、2カ月のデータでの算定があるわけでありますが、今後やはり半年とか1年の正しいデータをとって的確に算定をすべきだろうと考えるところであります。よって、この議案については反対であります。

以上です。

○菊地正文議長 ほかに討論。

7番、目黒靜雄議員。

○7番目黒靜雄議員 本案件に対して、賛成の立場で参加させていただきます。

先ほどの質疑応答でいろいろ説明等ありましたが、やっぱり28度Cという水みたいなもので販売するわけで、これを利用するには加熱しなくてはならないということで、引き下げはやむを得ない

なということで賛成の立場で参加させていただきます。

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第67号についてを採決します。

この採決は起立の方法によって行います。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○菊地正文議長 起立多数であります。

したがって、議案第67号 新地町温泉供給条例の一部を改正する条例については、原案のとおり 可決されました。

◎議案第68号の質疑、討論、採決

○**菊地正文議長** 日程第20、議案第68号 新地町文化交流センター設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

10番、井上和文議員。

- ○10番井上和文議員 交流センターの土地区画の換地処分の公告と消費税関係なのですけれども、交流センター来年1月末に変更して今進んでいるやに伺っておりますが、まず一般的な我々の見方、町民なんかも間違いなくこの1月末に終わるのかなと。いろいろな町の生涯学習フェスティバルなんかもたしか1月末とか2月初めやに思っておりましたけれども、いろんな各団体の利用というものも一つあるわけですから、おくれるかもしれないとか、その辺の進捗状況の推移というものはどんな感じで今現段階で進捗しているのか。あれから前の説明、全協なんかでも説明あったわけですが、順調な進捗になっているのかどうなのか。この辺の状況をお聞かせをいただければと思います。
- ○菊地正文議長 加藤伸二都市計画課長。
- ○加藤伸二都市計画課長 ただいまの質問にお答えします。

新地町文化交流センターにつきましては、8月26日の全員協議会の際に現場にお越しいただきまして確認をしていただいたところでございます。その後再施工といいますか、内部の仕上げ関係等々の工事に着手しております。月2回ほど工程会議を開催しておりまして、我々もそこに同席してございます。現段階の工事の進捗状況ということでございますけれども、工程表どおりの進捗ということで、特段のおくれがあるとかそういうことには今の段階ではなっておりません。

以上でございます。

○菊地正文議長 ほかにございますか。

[「なし」と言う人あり]

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

[何事か言う人あり]

- ○菊地正文議長 討論。10番、井上和文議員。
- ○10番井上和文議員 これも消費税が加味されております。まだ利用もならないままに使用料を若干ずつ変えるということもありますが、その消費税問題の矛盾がここに出てくるのかなと思います。 原案に反対の立場で討論に参加したいと思います。 以上です。
- ○菊地正文議長 7番、目黒靜雄議員。
- ○7番目黒靜雄議員 賛成の立場で参加をさせていただきます。

先ほどお話ししましたように、消費税法、それから地方税法が引き上げられることになるので、 それ相当分はやむを得ないということで賛成の立場で参加させていただきます。

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第68号についてを採決いたします。

この採決は起立の方法によって行います。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○菊地正文議長 起立多数であります。

したがって、議案第68号 新地町文化交流センター設置条例の一部を改正する条例については、 原案のとおり可決されました。

◎議案第69号の質疑、討論、採決

○**菊地正文議長** 日程第21、議案第69号 新地駅前フットサル場設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 フットサル場利用がどんどんふえているという中で、やはり負担増になるという問題もございますので、原案に対して反対の立場で参加したいと思います。
以上です。

- ○菊地正文議長 7番、目黒靜雄議員。
- ○7番目黒靜雄議員 賛成ですので、賛成の立場で参加させていただきます。
- ○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第69号についてを採決いたします。

この採決は起立の方法によって行います。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○菊地正文議長 起立多数であります。

したがって、議案第69号 新地駅前フットサル場設置条例の一部を改正する条例については、原 案のとおり可決されました。

◎議案第70号の質疑、討論、採決

○**菊地正文議長** 日程第22、議案第70号 新地町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する 条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第70号についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号 新地町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第71号の質疑、討論、採決

○**菊地正文議長** 日程第23、議案第71号 新地町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第71号についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号 新地町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 については、原案のとおり可決されました。

◎議案第72号の質疑、討論、採決

○**菊地正文議長** 日程第24、議案第72号 新地町災害町営住宅被災者取得支援等基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第72号についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号 新地町災害町営住宅被災者取得支援等基金条例の一部を改正する条例 については、原案のとおり可決されました。

◎議案第73号の質疑、討論、採決

○**菊地正文議長** 日程第25、議案第73号 新地町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第73号についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号 新地町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第74号の質疑、討論、採決

○**菊地正文議長** 日程第26、議案第74号 新地町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第74号についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号 新地町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第75号の質疑、討論、採決

○**菊地正文議長** 日程第27、議案第75号 漁業集落防災機能強化事業漁具干場整備工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第75号についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号 漁業集落防災機能強化事業漁具干場整備工事請負契約については、原 案のとおり可決されました。

◎議案第76号の質疑、討論、採決

○**菊地正文議長** 日程第28、議案第76号 令和元年度新地町一般会計補正予算(第2号)についてを 議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第76号についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号 令和元年度新地町一般会計補正予算(第2号)については、原案のと おり可決されました。

◎議案第77号の質疑、討論、採決

○**菊地正文議長** 日程第29、議案第77号 令和元年度新地町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第77号についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号 令和元年度新地町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

◎議案第78号の質疑、討論、採決

○**菊地正文議長** 日程第30、議案第78号 令和元年度新地町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第78号についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号 令和元年度新地町介護保険特別会計補正予算(第2号)については、 原案のとおり可決されました。

◎議案第79号の質疑、討論、採決

○**菊地正文議長** 日程第31、議案第79号 令和元年度新地町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第79号についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号 令和元年度新地町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

◎議案第80号の質疑、討論、採決

○**菊地正文議長** 日程第32、議案第80号 令和元年度新地町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第80号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号 令和元年度新地町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

◎議案第81号の質疑、討論、採決

○**菊地正文議長** 日程第33、議案第81号 令和元年度新地町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第81号についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号 令和元年度新地町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

◎議案第82号の質疑、討論、採決

○**菊地正文議長** 日程第34、議案第82号 令和元年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計補正予 算(第1号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第82号についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号 令和元年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

それでは、暫時休憩をします。

午前11時02分 休憩

午前11時15分 再 開

○菊地正文議長 再開します。

休憩前に引き続いて議案審議を続けたいと思います。

◎議案第83号~議案第89号の委員長報告、質疑、討論、採決

○**菊地正文議長** 日程第35、議案第83号 平成30年度新地町一般会計歳入歳出決算認定についてから 日程第41、議案第89号 平成30年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定につ いてまでの平成30年度決算認定7件について一括議題とします。

議案第83号から議案第89号までの平成30年度決算認定7件について、決算審査特別委員会委員長 に報告を求めます。 目黒靜雄決算審查特別委員会委員長。

[目黒靜雄決算審査特別委員会委員長登壇]

○目黒靜雄決算審査特別委員会委員長 審査の結果を朗読をもって報告させていただきます。

令和元年9月19日

新地町議会議長 菊 地 正 文 様

決算審查特別委員会委員長 目 黒 靜 雄

平成30年度新地町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査報告書

議案第83号 平成30年度新地町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第84号 平成30年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第85号 平成30年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第86号 平成30年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第87号 平成30年度新地町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第88号 平成30年度新地町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第89号 平成30年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

本特別委員会に付託を受けた上記の議案は、審査した結果、認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

□ 審査意見

1. 議案第83号 平成30年度新地町一般会計歳入歳出決算認定について

○歳入について

歳入決算額は120億3,942万円で前年度比25億4,014万円の増となっている。町税は、町進出企業の操業開始による法人町民税の増などにより、前年度比4,856万円の増となった。さらなる課税客体の把握と財源の確保に努められたい。

○歳出について

平成30年度の歳出は、前年度より26億5,257万円の増加となった。平成31年3月11日に完成間近の文化交流センターが火災に遭い、工事費8億5,528万円などが次年度に繰り越され、繰越明許費の総額は16億8,961万円となった。効率的で迅速な事業執行に努力されたい。

- (1) 働き方改革を始め、適正な人的配置と職員の健康管理に努められたい。
- (2) ふるさと納税制度を有効に活用されたい。
- (3) 地域の足であるしんちゃんGOの見直しと充実を図られたい。
- (4) 子育て支援の充実と共に、福祉施策の展開に万全を期されたい。
- (5)農林水産業の再生と振興を図るため、関係団体と密に連携し、担い手確保やイノシシ対策等 に万全を期されたい。

- (6) 教育課題解決のための人的配置の充実と、教育施設整備は計画的に進められたい。
- 2. 議案第84号 平成30年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 町民の健康づくりに努め、医療費の抑制や税の軽減を図られたい。
- 3. 議案第85号 平成30年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について 介護予防事業をより一層進め、介護保険料の軽減を図られたい。
- 4. 議案第86号 平成30年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 特に意見を付する事項がない。
- 5. 議案第87号 平成30年度新地町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について 施設の効率的な維持管理に努められたい。
- 6. 議案第88号 平成30年度新地町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について 施設の効率的な維持管理に努められたい。
- 7. 議案第89号 平成30年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について 適切な管理に努め、早急な企業誘致を図られたい。

以上です。

○菊地正文議長 決算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

討論、採決は各議案ごとに行います。

初めに、議案第83号 平成30年度新地町一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

「「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第83号についてを採決いたします。

お諮りします。この決算に対する決算審査特別委員会委員長の報告は認定すべきものであります。 委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号 平成30年度新地町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第84号 平成30年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論を 行います。

[「なし」と言う人あり]

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第84号についてを採決いたします。

お諮りします。この決算に対する決算審査特別委員会委員長の報告は認定すべきとするものであります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号 平成30年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、 委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第85号 平成30年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第85号についてを採決いたします。

お諮りします。この決算に対する決算審査特別委員会委員長の報告は認定すべきものであります。 委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第85号 平成30年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第86号 平成30年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論 を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第86号についてを採決いたします。

お諮りします。この決算に対する決算審査特別委員会委員長の報告は認定すべきとするものであります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号 平成30年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第87号 平成30年度新地町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論 を行います。

[「なし」と言う人あり]

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第87号についてを採決いたします。

お諮りします。この決算に対する決算審査特別委員会委員長の報告は認定すべきとするものであります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第87号 平成30年度新地町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第88号 平成30年度新地町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第88号についてを採決いたします。

お諮りします。この決算に対する決算審査特別委員会委員長の報告は認定すべきとするものであります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第88号 平成30年度新地町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第89号 平成30年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第89号についてを採決いたします。

お諮りします。この決算に対する決算審査特別委員会委員長の報告は認定すべきとするものであります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第89号 平成30年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定 については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎議員派遣の件について

○菊地正文議長 日程第42、議員派遣の件についてを議題とします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、お手元に配付のとおり2件の議員

派遣があります。

お諮りします。配付日程のとおり、議員派遣を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、10月15日開催の福島県町村議会議員研修会及び10月21日開催の相馬地方市町村議会議員研修会に議員を派遣することに決定しました。

◎特別委員長報告

○菊地正文議長 日程第43、特別委員長報告についてを議題とします。

初めに、新地発電所増設等整備促進特別委員会から調査報告書の提出がありましたので、これを議題とします。

特別委員会委員長の報告を求めます。

遠藤満新地発電所増設等整備促進特別委員会委員長。

[遠藤 満新地発電所増設等整備促進特別委員会委員長

登壇〕

○遠藤 満新地発電所増設等整備促進特別委員会委員長

令和元年9月19日

新地町議会議長 菊 地 正 文 様

新地発電所増設等整備促進特別委員会委員長 遠 藤 満 新地発電所増設等整備促進特別委員会調査報告書

本特別委員会に付託の調査事件について、会議規則第77条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 調査事項 新地発電所増設等整備促進の要請に関すること 新たなエネルギーの活用等による整備促進に関すること その他、新地発電所増設等整備促進に関すること
- 2 調査経過 別紙のとおり
- 3 調查結果

当特別委員会は、新地発電所増設等整備促進の要請等を目的とし、平成27年12月16日に設置された。

新地発電所は、平成6年に1号機、平成7年に2号機が運開され、運転開始から20年以上にわたり、財政基盤の充実、道路整備・福祉向上・地域の活性化等の町づくりに大きく寄与してきた。平成23年3月11日発生の東日本大震災では、新地発電所も甚大な被害を受けたが、1号機、2号機とも震災後約9カ月で、それぞれ発電を再開し、平成27年3月には木質バイオマス燃焼設備が完成し、

平成30年6月には、国が定める保安体制と高度な運転管理が認められ「システムS」を取得し、法 令点検のインターバルが延長されるなど、安全優先での安定運転や環境に配慮した電力の安定供給 に日々努力している。

我が国の電力需要は、快適な生活水準の追求、高度情報化社会の進展により、産業・生活のあらゆる面で電気の役割は増している。その中で、東日本大震災と東京電力福島第1原発事故の影響で、全国の多くの原子力発電所が停止しており、その対応として老朽化している火力発電施設の暫定的な再稼働が行われている。

石炭火力発電所は厳しい環境にあるが、電力の安定供給を促進し、本町のまちづくりと復興に資するためにも、新地発電所3・4号機の早期増設に向けて、今後とも相馬共同火力発電株式会社をはじめ、JERA(ジェラ)、東北電力及び関係省庁に対し、火力発電所増設の早急かつ積極的な要請活動及び調査を続けていく必要がある。

また、平成31年4月18日にJERAの立地・環境の責任者が来庁し、町も同席しての話し合いの中でも、新地発電所は、最も有力な発電所であるとの話があった。

なお、石炭火力発電所の安定運転には、石炭灰の安定処理が必要不可欠であり、建設資材として の石炭灰の有効利用を進めるととに、新たな石炭灰処分場の検討も行っていく必要がある。

以上です。

○菊地正文議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

委員長報告のとおり決定することについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、新地発電所増設等整備促進特別委員会報告については、委員長報告のとおり決定されました。

次に、常磐自動車道及び東北中央自動車道整備促進特別委員会から調査報告書の提出がありましたので、これを議題とします。

特別委員会委員長の報告を求めます。

三宅信幸常磐自動車道及び東北中央自動車道整備促進特別委員会委員長。

〔三宅信幸常磐自動車道及び東北中央自動車道整備促進

特別委員会委員長登壇〕

○三宅信幸常磐自動車道及び東北中央自動車道整備促進特別委員会委員長

令和元年9月19日

新地町議会議長 菊 地 正 文 様

常磐自動車道及び東北中央自動車道整備 促進特別委員会委員長 三 宅 信 幸

常磐自動車道及び東北中央自動車道整備促進特別委員会調査報告書

本特別委員会に付託の調査事件について、会議規則第77条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 調査事項 常磐自動車道及び東北中央自動車道整備促進の要請に関すること その他、常磐自動車道及び東北中央自動車道整備促進に関すること
- 2 調査経過 記載のとおり
- 3 調査結果

当委員会は、常磐自動車道及び東北中央自動車道整備促進の要請に関すること等を目的とし、平成27年12月16日に設置された。

常磐自動車道については、平成26年12月6日に相馬IC-山元IC間及び浪江IC-南相馬IC間が開通し、同日、新地ICから高速道路の利用が始まった。そして、平成27年3月1日には、常磐富岡IC-浪江IC間が開通し、常磐自動車道は全線開通となった。

常磐自動車道の全線開通により、浜通り地域へのアクセスが大きく改善され、復旧・復興に向けた物流や人的交流の促進が図られている。また、災害時などの緊急を要する物資の運搬や、除染廃棄物の中間貯蔵施設への輸送など、高速道路の利用は大幅に増加すると見込まれることから、4車線化に向けて関係機関等に対し要望活動等を行ってきた結果、国においては4車線化優先区間に浪江一山元間が選定されたという報道(令和元年9月5日)があるが、10~15年かけて完成を目指すことから、今後も4車線化の早期完成や周辺道路の整備を含め、継続的に調査や要望活動を行う必要がある。

東北中央自動車道は、福島浜通り地方と中通りから山形までを結ぶ広域的重要道路である。震災後、相馬福島道路は復興支援道路に位置づけられ、緊急整備が実施されている。本自動車道は、被災地と内陸部の連携強化、地域間交流や産業・文化の促進、救急医療施設へのアクセス道路など、様々な機能が期待されている道路である。今後も、令和2年度内に早期全線開通に向けて、継続的に調査や要望活動を行う必要がある。

なお、相馬福島道路(復興支援道路)各区間の開通目標は、記載のとおりでございます。 以上です。

○菊地正文議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

委員長報告のとおり決定することについてご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、常磐自動車道及び東北中央自動車道整備促進特別委員会報告については、委員長報告のとおり決定されました。

次に、新地町復興推進特別委員会から調査報告書の提出がありましたので、これを議題とします。 特別委員会委員長の報告を求めます。

森一馬新地町復興推進特別委員会委員長。

〔森 一馬新地町復興推進特別委員会委員長登壇〕

○森 一馬新地町復興推進特別委員会委員長 朗読をもってご報告申し上げます。

新地町復興推進特別委員会報告。

調査経過は、平成28年2月12日から、令和元年8月26日までの間の報告をいたします。

調査の結果、朗読をいたします。

当特別委員会は、東日本大震災における復興に関すること並びに原子力災害に関すること等の調査を目的とし、平成27年12月16日に設置された。

震災から9年目を迎え、「コミュニティ・絆」、「仕事・なりわい」など、新しい新地町の復興の姿を見据え、様々な事業が推進されてきた。その結果、「すまい再建」がほぼ完了し、津波浸水区域の「インフラ復興」も進み、新たなまちの拠点となる新地駅周辺の市街地整備事業や沿岸部の復旧・復興事業は総仕上げの時期に来ている。一方で、津波復興拠点整備事業(拡大区域)、防災緑地整備事業などについては、早期完成に向けて更なる努力が必要である。また、平成31年3月11日の夜に発生した火災により、文化交流センターの完成が令和2年1月末となり、大幅に遅れることは残念である。

復興は、公共インフラの再整備にとどまるものではなく、被災地において将来にわたって、持続可能な地域社会を構築するのが真の復興である。そのため、農林水産業、商工業そして観光などにおける風評被害の払拭や、地域の特性を生かした産業・生業の復興、交流人口や移住者の拡大を図り、魅力あるまちの創造が必要である。

また、被災者一人ひとりが直面している課題は、個人の置かれた環境等に応じて様々に異なることから、それらに対応したきめ細かな支援も課題である。

国は平成28年度から令和2年度まで「復興・創生期間」と位置付けているが、復興・創生期間後も対応が必要な課題があることから、今後の対応を検討するとしている。期間終了後も国の支援は不可欠なものであり、財源確保には努力が必要である。

以上のことから、今後も、被災地域の実態に応じ、地域再生のための諸施策や財源措置の必要性 について要望活動を行いながら、継続的に復興の状況を調査し、施策に反映させていくことが必要 である。

以上であります。

○菊地正文議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

委員長報告のとおり決定することについてご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、新地町復興推進特別委員会報告については、委員長報告のとおり決定されました。

◎閉会中の継続審査の申し出

○菊地正文議長 日程第44、閉会中の継続審査の申し出の件を議題とします。

産業厚生常任委員会委員長から、平成30年陳情第5号 小川田中地区内農地の買収を求めること については、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。産業厚生常任委員会委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、平成30年陳情第5号 小川田中地区内農地の買収を求めることについては、産業厚生常任委員会委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎町長の挨拶

○菊地正文議長 以上で提案されました議案の全てが終了しました。

ここで、町長に挨拶を求めます。

大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 本日までの令和元年第4回新地町議会定例会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、何かとお忙しい中にもかかわらず、任期中の最後となります定例会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。慎重にご審議の上、上程いたしました43件全ての議案の御議決をいただきましたことに心から感謝を申し上げます。

収穫の秋を迎え、ますます忙しい日々が続くものと存じますが、さらに11月19日の議会議員の任期満了に伴います議会議員の選挙が11月10日に実施されることから、皆様方には4年に1回の非常に忙しい日々を過ごされることと存じますが、体調管理に充分のご留意をされ、議員活動にご精励いただきますよう心からお願いを申し上げます。

そして、11月の選挙においてぜひ闘いを勝利し、再度新地町をよりよくするめたのこの場に戻られることをご祈念し、定例会閉会のご挨拶とさせていただきます。本定例会、まことにありがとうございました。

◎閉会の宣告

○菊地正文議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。 9月6日から本日までの14日間にわたり慎重に審議 をいただき、全議案を議決し、無事閉会の運びとなりましたことに対し、心より厚く御礼を申し上 げます。

今定例会は、任期4年間の最後の定例会になりました。この間、皆様方のご協力によりまして円滑な議会運営ができましたことに対し、議長として改めて厚く御礼を申し上げる次第であります。我々議員の任期は、11月19日をもって満了となるわけでありますが、来る11月10日の選挙では、ぜひ当選の栄誉を得られ、この議場で顔を合わせられるようご健闘をお祈り申し上げる次第であります。また、町長を初め、職員各位におかれましては、震災からの復興事業にご尽力いただいていることに感謝申し上げます。今後ともご健勝で町民の福祉向上に邁進されますようお願いを申し上げます。

以上で令和元年第4回新地町議会定例会を閉会といたします。 ご苦労さまでした。

午前11時49分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年 月 日

議 長 菊 地 正 文 署 名 議 員 八 巻 秀 行 署 名 議 員 八 巻

参考資料



令和元年9月5日

新地町議会議長 菊 地 正 文 様

総務文教常任委員会委員長 目 黒 靜



所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり終了したので報告します。

80

1 調査月日及び調査事項

7月 1日 ○学校訪問(小・中学校)

8月22日 ○町税の徴収状況と課題について

2 調查経過

町長、教育長、教育総務課長、税務課長及び関係職員の出席を求め、 調査事項の資料提出及び説明を受け、審査、現地調査を行った。

3 調査結果

○学校訪問 (小・中学校)

全校を訪問し、学校経営に関する説明、要望等を聞き意見交換、授業 参観を実施した。

エアコン設置は、尚英中学校を除き工期内に終了した。尚英中学校については、普通教室への設置は完了したが、特別教室は設計変更が必要となった関係で、工期延長となり7月12日設置完了とのことである。

各校とも、それぞれの教育目標を持ち、課題に精力的に取り組んでいる姿が見受けられた。不登校についても努力の成果が出ているが、尚英中学校においては家庭との連携等一層の努力をされたい。

○町税の徴収状況と課題について

平成30年度町税の決算状況は、町民税で4億5,676万9千円、前年比+12.9%、固定資産税16億8,362万4千円、前年比△0.1%、軽自動車税2,694万6千円、前年比+2.1%、町たばこ税4,884万3千円、前年比△6.5%、町税合計22億1,618万2千円、前年比+2.2%となった。

更に、町民税の徴収率は、97.79%前年比+0.22%、固定資産税の徴収率は、99.45%前年比±0.0%、軽自動車税の徴収率は、97.94%前年比+0.12%、町税合計の徴収率は99.09%前年比±0.0%となっている。

又、町民税の滞納調定額は929万円にのぼり、徴収率は27.08% 前年比 \triangle 17.89%と大きく落ちており、固定資産税においても滞納 調定額は905万4千円で徴収率は46.1%前年比 \triangle 4.38%に落 ちている。

徴収率向上に努力は見えるものの滞納額が大きくなると納付が困難になることから、早期の滞納整理の推進を図り、徴収率の向上に努められたい。



令和元年9月5日

新地町議会議長 菊 地 正 文 様

産業厚生常任委員会委員長 八 巻



所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり終了したので報告します。

80

1 調査月日及び調査事項

8月7日 ○障がい者福祉の現状について

2 調查経過

町長、健康福祉課長及び関係職員の出席を求め、各調査事項の資料提 出及び説明を受け、審査、現地調査を行った。

3 調查結果

○障がい者福祉の現状について

新地町の障害者手帳交付状況(令和元年8月1日現在)は、身体障害者手帳所持者が283名、療育手帳所持者が58名、精神障害者保健福祉手帳所持者が42名である。ここ数年は、精神障害者保健福祉手帳所持者数が増加傾向となっている。

第5次新地町障がい者福祉計画も策定されているが、障がい者の方が 1人または家族で問題を抱え込まない様に、町内外の様々な人や団体と 連携して、誰でも気軽に足を運べるサロン事業や相談事業の充実に取り 組まれたい。

また、角田市にある障がい者就労支援施設「虹の園」を視察した。新 地町の就労継続支援を利用している方は、相馬市や山元町に通っている のが現状である。雇用の場の確保も含め、情報を共有し拠点施設の構築 に努められたい。



令和元年9月5日

新地町議会議長 菊 地 正 文 様

産業厚生常任委員会委員長 八 巻



令和元年度産業厚生常任委員会行政視察研修について(報告)

このことについて、別紙のとおり報告します。

令和元年度 産業厚生常任委員会行政視察研修報告

- 1. 研修日程 令和 元年 7月 9日(火)~11日(木)
- 2. 視察地及び研修内容
 - (1) 鹿児島県さつま町
 - ○地域支援事業(介護予防・日常生活支援)について
 - (2) 宮崎県綾町
 - ○自然生態系農業と有機農業による農業振興について
- 3. 行政視察研修参加者 7名(議員6名、随行職員1名)

随行 健康福祉課保険係長 阿部勝也

1. 鹿児島県さつま町

(1) さつま町の概況について

さつま町は、鹿児島県の北西部に位置し、緑の山々に囲まれた自然豊かな場所で、町の中央部を南九州一の大河である川内川が流れている。初夏には、川内川両岸でホタルの観賞ができ、また、町内には紫尾温泉と宮之城温泉がある。町内の山林の多くは竹林になっており、日本一の竹林面積を有する鹿児島県の中でも、最大の栽培面積を有している。その竹を利用した伝統工芸も盛んである。

さつま町は、平成17年3月に宮之城町、鶴田町、薩摩町による合併で誕生し、 役場本庁舎は旧宮之城町に、旧鶴田町と旧薩摩町には支所が設置されている。基幹 産業は農業であり、水稲、南高梅、トマト、肉用牛等の生産が盛んで、特に種雄牛 については全国的にも有名である。

面積は303.9km²、人口は21,202人であるが、平成24年から約3,000人減少している。世帯数は10,448世帯、高齢者数は8,487人、高齢化率は40%となっている。

(2) 高齢者支援施策(地域支援事業)の取り組みについて

さつま町は、介護事業所ではなく地域でサービスを実施する事によりサービスに 係る経費を抑え、地域の元気な高齢者がサービスの担い手となることで、自らの介 護予防に繋げるために、平成28年4月から介護予防・日常生活支援総合事業の取 り組みをはじめた。総合事業の種類は、訪問型サービス、通所型サービス、その他 の生活支援サービスの3つに分けられる。

町独自のサービスの主なものは、訪問型サービスDの移動支援で、要支援及び総合事業を対象として、通院・買い物・金融機関などへ「ドアtoドア」で移動が出来るサービスである。利用者負担額は30分510円で、介護タクシー事業所の空き車両を利用し、サービスを提供している。

住民主体のサービスについては、高齢者ふれあい・いきいきサロン、ミニデイサービスと通所型サービスBがあり、それぞれで運営方法、条件等は異なるが、独自のポイント事業を行っている。参加することによってポイントが加算され、それに合わせて現金が支給される仕組みになっており、参加の意欲を促進している。

(3) 研修所見

さつま町では地域支援事業を行うにあたり、生活支援体制の充実を図るため、3つの階層に分けて、生活支援コーディネーターを配置している。第1層と第2層の協議

体で地域の課題抽出や資源開発を行い、第3層の地域支え合い推進員が生活支援の 調整を行うことで、地域での支え合い活動と社会基盤の整備を同時に推進している。

支援体制の整備として、まずは、地域に出向き制度の説明を行い、加えて支え合いマップ作りや高齢者生活便利帳の作成などを行った。そして、地域生活を送るための資源開発やサービス調整などを実施する、地域支え合い推進員や生活支援コーディネーターを配置した。

また、この活動はある地区で立ち上がった「おたすけ隊」を発端としている。高齢で困っている方々を助けるため、近隣で気軽に頼める活動をしようということで始まり、この地区を参考にした支え合い活動が他の地区でも次第に立ち上がった。地区ごとに活動は様々であるが、屋敷周辺の除草、粗大ゴミの配送、家財道具の整理を行うなど、住みやすい地域づくりに努めている。

助け合いの地域づくりとしては、助けられる側・助ける側、それぞれお互い様という気持ちも大切にしているが、有償にすることで依頼者は気軽に頼め、助ける側は引き受けやすいという。行政からの押しつけではなく、地域で考え、地域に合わせたサービスを提供できるような仕組み作りが大切だと感じた。

2. 宮崎県綾町

(1) 綾町の概況について

綾町は、宮崎県のほぼ中央部、宮崎市の西約20kmに位置している。平野は、綾 北川と綾南川の合流地点にわずかにある程度で、面積の約80%が森林となってい る。森林の約90%が国有林で、そのうち65%は自然林として一切手をつけない 状態となっている。

林野庁からの照葉樹林伐採提案を拒否し、照葉樹林保護運動を開始。その後、自然生態系を生かして育てる町づくりを実施、「綾町の自然を守る条例」、「自然生態系農業推進に関する条例」、「照葉樹林の里景観条例」などを制定し、平成24年には、綾町全域がユネスコエコパーク(生物圏保存地域)に登録された。

基幹産業は有機農業であり、綾牛・綾豚・地鶏といった畜産物とともに、施設野菜(きゅうり)や水稲などは有機栽培ブランド品として有名である。

面積は、95.19km²、人口は7,053人、世帯数は2,922世帯となっている。

(2) 自然生態系農業と有機農業による農業振興について

昭和41年に就任した「郷田實」元町長の「ほんものとは、自然を壊さず、地球を汚さないでつくったもの。自分の良心に訴えて恥ずかしくないもの。人をだまさんもののことである。本物を目指した物作りをしようではないか。」というかけ声の下、本物を求め、昭和63年には「自然生態系農業の推進に関する条例」を制定し本格的な有機農業による町づくりに取り組みはじめた。

町内に自給肥料供給施設、畜産糞尿処理施設、生活雑廃コンポスト製造装置を設置し、家庭ゴミ、し尿、家畜糞尿等あらゆる資源をリサイクルして農地に還元するシステムを構築した。

自然生態系農産物の承認については、有機農業開発センターが、農地の管理状況による「農地認定」、認定を受けた農地で栽培された作物の栽培管理状況による「生産管理認定」、この二つの認定基準による総合認定区分の認定となっている。これらの認定を受けた自然生態系農産物については、町内の直売所「ほんものセンター」やスーパー、また宮崎市のアンテナショップ、県外の生協などで販売されている。

(3) 研修所見

「郷田實」元町長の「ほんものとは~」という指導の下、町民が一丸となり、有機 農業に取り組んでいるのがよくわかった。すべてのきっかけは元町長であり、説明者 や町民からも名前が聞かれた。強力なリーダーシップを発揮する指導者のもと、国内 でも希な町づくり、また、50年間つづいた農協出身の町長ということで、農業に対 する取り組みに力を入れてきたようだ。

農業振興にあたっては、農業協同組合の大切さを感じた。JA綾町は、宮崎県でただひとつの1町村1JAで運営を行っている。そのJA綾町と町が協力し、綾町有機 農業開発センターを設置し、自然生態系農業の普及促進、土壌分析、新技術の開発研究、流通、販売促進、自然生態系農産物の承認など、自然生態系農業のサポート全般を行っている。

綾町は、町のほとんどを森林が占めており、農業の出来る平野部が少ししかなく、 水稲はあまり盛んではない。米は大半が3等米以下となっているが、有機栽培のブランドカを生かし、高額な取引となっている。

有機農業を行うには、全農家の協力が必要で、除草作業や害虫対策が大変だという。 また、有機肥料施設の維持費は、年間300万円以上かかっている。肥料の売り上げ は20万円程度となっているが、ゴミを焼却するのではなく、土に返すという行為が 大切という考えのもと、運営を行っている。 有機農業に関しては、農作物の種類、規模、営農形態など、さまざまな要因で、当町においては厳しい内容ではあるが、町民一丸となり、農業振興に取り組む姿勢は見習うべきところが多いと感じた。



令和元年9月4日

新地叮議会議長 菊 地 正 文 様

新地町議会運営委員会 委員長 目 黒 靜



令和元年度新地町議会運営委員会視察研修について(報告) このことについて、別紙のとおり報告します。

令和元年度新地町議会運営委員会視察研修

- 1 研修日程 令和元年 8月 9日(金) 午前9時30分
- 2 研修場所 岩手県紫波町
- 3 研修内容
 - ○議会活性化の主な取り組みについて
 - ・議会報告会やモニター制度について
 - ・通年議会の導入や政策形成サイクルについて
 - ・今後の取り組みについて
- 4 研修参加者

目 黒 静 雄 委 員 長 八巻 副委員長 孝 委員 井 上 和文 満 !! 遠藤 議会議長 正文 菊 地 議会事務局書記 持 舘 香織

5 説明員等

紫波町議会

議長 武 田 平 八

議会事務局長 阿部薫之

6 紫波町の概要

紫波町は、昭和30年に1町8村が合併し誕生した。岩手県のほぼ中央、 盛岡市と花巻市の中間に位置している。国道4号など6本の幹線が町を南北 に走り、インターチェンジや3つの駅があるなど、交通の便に恵まれた町で ある。

町は大きく分けて中央部、東部、西部に区分され、平地には全国有数の生産量を誇るもち米や県内一のそばや麦が作られている。その他にも、りんごやぶどう、西洋ナシなどのフルーツ類も盛んに栽培している。

紫波中央駅前のオガールエリアには、図書館や直産、飲食店、子育て支援施設、眼科、歯科などが入る官民複合施設「オガールプラザ」をはじめ、ビジネスホテルやバレーボール専用アリーナが入る「オガールベース」、木質チップを燃料に各施設に熱供給する「エネルギーステーション」、エコ住宅の分譲地「オガールタウン」、役場庁舎などが整備され、町内外から多くの人が訪れ賑わいを見せている。

7 紫波町議会の概要

議員定数は18人となっており、常任委員会はいきいき町づくり常任委員会が9人、すこやか町づくり常任委員会が8人、予算決算常任委員会が17人、広報広聴常任委員会が7人で構成されている。

議会運営委員会は6人となっている。

8 研修所見

紫波町議会は平成19年から議会改革を進めており、改革の第一期として 改革のための委員会を4年間で40回開催し、自由討議の導入や議会報告会 の開催、通年議会の導入等を実施した。改革の第二期では、第一期より倍の 74回の委員会を開催し、政策形成サイクルの導入や議会基本条例の制定、 議会モニターの設置等を実施した。

議会報告会は、町内に109ある自治公民館の館長宛に開催依頼をし、その中から申請のあった公民館で実施している。昨年度は19会場で実施し、290人が参加。議会報告会で出された質問や意見は各常任委員会へ振り分け、それぞれの政策提言に生かしている。また、その場で回答できない質問や、当局に対する質問などは、公民館長を通じて回答している。

平成26年度からは議会モニターを設置し、モニターの任期は2年で、公募と団体推薦による8名で構成される。任期を終えた議会モニターからは、「議会モニターをすることで議会が身近になった。」「議員は活動をもっとアピールしてほしい。」などの意見が寄せられている。

議会報告会やモニター制度を導入していく場合には、多くの町民が参加でき、意見を出しやすい仕組みを作ることが重要であり、本町議会としては、 今後も十分な調査を行い、町民に開かれた議会となるよう試行を含め検討していく必要があると考える。

政策形成サイクルについては、議会報告会(地区別・分野別)などを活用して、広く町民意見や専門的な見地からの意見を聴く場を設け、政策づくりや立案に繋げている。

また、通年議会の導入により、常任委員会の活動が活発になったことや、 議長の判断で議会を開催することが可能になったことが効果として挙げられ るとのことである。

紫波町議会の改革は、変えられるものは変えていこうという姿勢で取り組んできた結果であり、少しずつ議会活動が住民に理解されているようである。 本町議会においても、紫波町議会や他市町村の例も参考にしながら、少しずつでも着実に改革を実行し進めていくべきだと感じた。



令和元年9月5日

新地町議会議長 菊 地 正 文 様

新地町議会広報編集委員会 長遠新 委員長 寺 島 浩 文之 実地 上 戸 高 野

令和元年度新地町議会広報編集委員会視察研修について(報告)

このことについて、別紙のとおり報告します。

令和元年度新地町議会広報編集委員会視察研修

- 1 研修日程 令和元年8月20日(火)
- 2 視察地及び研修内容

千葉県芝山町議会

編集における基本的な考え方や、特徴的な取り組みなどについて研修し、 今後の議会だよりの参考にする。

3 研修参加者

議会広報編集委員会

委員長寺島浩文副委員長齋藤充明委員八巻秀行リニシス三年信幸リニシス古田博

随行

議会事務局長 佐 藤 武 志

4 說明員等

芝山町議会

满長 伊橋 業夫 麻生 孝之 副議長 議会だより編集委員会委員長 雷川 真一 議会だより編集委員会副委員長 坂井 慶子 議会だより編集委員会委員 伊藤 業 議会だより編集委員会委員 岩澤 達弥 議会事務周長 行方 健二 議会事務局 局員 田中 裕美

5 芝山町議会について

(1)町の概況

芝山町は、千葉県の北東部、山武郡の最北端に位置し、都心から60km 圏内にある。東西に2つの河川が南流し、低地域は、水田地帯として米作が 行われ、台地は畑作地帯で野菜を中心とした作物が生産されている。

面積は43.24 Lidで概ね平坦で、気候は温和で比較的しのぎやすく、農業では、近年花卉栽培が盛んである。町の北側は成田国際空港に隣接していることから、町域の約8割が航空機騒音により土地利用の規制がある反面、空港周辺地域及び工業団地への企業の進出がみられる。

人口は7,301人(平成31年4月1日現在)。

(2)議会の概要

芝山町議会の議員定数は12人で、常任委員会は総務常任委員会6人、まちづくり常任委員会6人で構成されている。議会運営委員会は6人となっている。

(3)議会だよりの概要

- ①発行回数 年4回(定例会翌々月1日)
- ②発行部数 2,600部(全世帯配布)
- ③委員会 議会だより編集委員会(構成委員5名)

6 研修所見

芝山議会だよりは、平成29年全国議会広報コンクールに初めて応募したが、酷評を浴び意気消沈する。しかし変化を恐れず、マイナーチェンジを繰り返し、次年度には全国4位に入るまでに成長した。

主な取組は「読む前に、手にしてもらう工夫」として、表紙に人物写真を採用したり、裏表紙にはインタビュー記事を掲載するなど、町民登場の広報紙となっている。またレイアウトの基本としては、「見開きの法則」「写真のジャンプ率」など8つのポイントを重視して編集している。

芝山町議会でも、すべてのオリジナルは「真似る事から始まる」と言う様に、 当委員会においても今回の学びを実践し、町民の皆様に「手にしてもらい、 読んでもらう」紙面づくりに努力していく。

新地叮議会議長 菊 地 正 文 様

決算審查特別委員会委員長 目 黒 青



平成30年度新地町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査報告書

- 議案第83号 平成30年度新地町一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第84号 平成30年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について
- 議案第85号 平成30年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第86号 平成30年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認 定について
- 議案第87号 平成30年度新地町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認 定について
- 議案第88号 平成30年度新地町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算 認定について
- 議案第89号 平成30年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計歳入歳 出決算認定について

本特別委員会に付託を受けた上記の議案は、審査した結果、認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

□ 審査意見

1. 議案第83号 平成30年度新地町一般会計歳入歳出決算認定について

○歳入について

歳入決算額は120億3,942万円で前年度比25億4,014万円の増となっている。町税は、町進出企業の操業開始による法人町民税の増などにより、前年度比4,856万円の増となった。さらなる課税客体の把握と財源の確保に努められたい。

○歳出について

平成30年度の歳出は、前年度より26億5,257万円の増加となった。平成31年3月11日に完成間近の文化交流センターが火災に遭い、工事費8億5,528万円などが次年度に繰り越され、繰越明許費の総額は16億8,961万円となった。効率的で迅速な事業執行に努力されたい。

- (1)働き方改革を始め、適正な人的配置と職員の健康管理に努められたい。
- (2)ふるさと納税制度を有効に活用されたい。
- (3)地域の足であるしんちゃんGOの見直しと充実を図られたい。
- (4)子育て支援の充実と共に、福祉施策の展開に万全を期されたい。
- (5)農林水産業の再生と振興を図るため、関係団体と密に連携し、担い手確保やイノシシ対策等に万全を期されたい。
- (6)教育課題解決のための人的配置の充実と、教育施設整備は計画的に進められたい。
- 2. 議案第84号 平成30年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について

町民の健康づくりに努め、医療費の抑制や税の軽減を図られたい。

3. 議案第85号 平成30年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

介護予防事業をより一層進め、介護保険料の軽減を図られたい。

4. 議案第86号 平成30年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認 定について

特に意見を付する事項がない。

5. 議案第87号 平成30年度新地町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認 定について

施設の効率的な維持管理に努められたい。

6. 議案第88号 平成30年度新地町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算 認定について

施設の効率的な維持管理に努められたい。

7. 議案第89号 平成30年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計歳入歳 出決算認定について

適切な管理に努め、早急な企業誘致を図られたい。

新地町議会議長 菊 地 正 文 様

新地発電所増設等整備促進特別委員会 委員長 遠 藤 満 ララル

新地発電所増設等整備促進特別委員会調査報告書本特別委員会に付託の調査事件について、会議規則第77条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 調査事項 新地発電所増設等整備促進の要請に関すること。 新たなエネルギーの活用等による整備促進に関すること。 その他、新地発電所増設等整備促進に関すること。
- 2 調査経過 別紙のとおり
- 3 調査結果 別紙のとおり

〇調 査 経 過

- · 平成28年2月 3日 東京電力株式会社要望活動
- ・平成28年2月17日 東北電力株式会社要望活動
- ·平成28年2月17日 相馬共同火力発電株式会社要望活動
- ・平成28年8月26日 東京電力株式会社要望活動
- ・平成28年11月30日 今後の方針について

老朽化した火力発電所がリプレースして稼働している状況。電力会社では、新地発電所は重要であるとしているが進んでいない。町も復興事業の中で石炭灰の有効活用や、増設による灰捨て場も検討するなど、増設のための環境整備に取り組んでいる。今後も粘り強く調査、要望活動を行っていくことを確認。

- ・平成29年2月23日 東京電力株式会社要望活動
- ・平成29年2月24日 東北電力株式会社要望活動
- · 平成29年2月24日 相馬共同火力発電株式会社要望活動
- ・平成29年3月13日 新地発電所増設等整備促進特別委員会 新地発電所視察、新地発電所の現況、電力システム改革等について研修。
- ・平成30年2月13日 東京電力株式会社要望活動
- ·平成30年2月14日 東北電力株式会社要望活動
- ·平成30年2月21日 相馬共同火力発電株式会社要望活動
- ・平成30年2月21日 新地発電所増設等整備促進特別委員会 新地発電所視察、新地発電所の現況、電力システム改革等について研修。
- ・平成30年3月 1日 今後の方針について

東京電力と東北電力はいずれも、新地発電所は重要であり3・4号機は諸問題を解決して進めていきたいとしているが、開発方式に相違があることから進んでいない。今後も粘り強く調査、要望活動を行っていくことを確認。

- · 平成 3 1 年 2 月 1 4 日 東京電力株式会社要望活動
- ・平成31年2月15日 東北電力株式会社要望活動
- · 平成 3 1 年 2 月 2 8 日 相馬共同火力発電株式会社要望活動
- ・平成31年2月25日 新地発電所増設等整備促進特別委員会 新地発電所視察、新地発電所の現況、石炭火力の情勢等について研修。
- ・平成31年3月 5日 今後の方針について

新地発電所の3・4号機の増設は、まちづくりに欠かせない。増設に必要な環境・条件はそろっており、電力業界を取り巻く事業環境や3年後の基本計画の改定状況も見据えながら、増設を要請していくことを確認。

・令和 元 年9月13日 今後の方針について

○調 査 結 果

当特別委員会は、新地発電所増設等整備促進の要請等を目的とし、平成27 年12月16日に設置された。

新地発電所は、平成6年に1号機、平成7年に2号機が運開され、運転開始から20年以上にわたり、財政基盤の充実、道路整備・福祉向上・地域の活性化等の町づくりに大きく寄与してきた。平成23年3月11日発生の東日本大震災では、新地発電所も甚大な被害を受けたが、1号機、2号機とも震災後約9カ月で、それぞれ発電を再開し、平成27年3月には木質バイオマス燃焼設備が完成し、平成30年6月には、国が定める保安体制と高度な運転管理が認められ「システムS」を取得し、法令点検のインターバルが延長されるなど、安全優先での安定運転や環境に配慮した電力の安定供給に日々努力している。

我が国の電力需要は、快適な生活水準の追求、高度情報化社会の進展により、 産業・生活のあらゆる面で電気の役割は増している。その中で、東日本大震災 と東京電力福島第1原発事故の影響で、全国の多くの原子力発電所が停止して おり、その対応として老朽化している火力発電施設の暫定的な再稼働が行われ ている。

石炭火力発電所は厳しい環境にあるが、電力の安定供給を促進し、本町のまちづくりと復興に資するためにも、新地発電所3・4号機の早期増設に向けて、今後とも相馬共同火力発電株式会社をはじめ、JERA(ジェラ)※1、東北電力及び関係省庁に対し、火力発電所増設の早急かつ積極的な要請活動及び調査を続けていく必要がある。

また、平成31年4月18日にJERAの立地・環境の責任者が来庁し、町 も同席しての話し合いの中でも、新地発電所は、最も有力な発電所であるとの 話があった。

なお、石炭火力発電所の安定運転には、石炭灰の安定処理が必要不可欠であり、建設資材としての石炭灰の有効利用を進めるとともに、新たな石炭灰処分場の検討も行っていく必要がある。

※1: JERAは平成31年4月1日に東京電力と中部電力の火力発電事業を完全統合し、 両社が共同出資して設立された会社で、国内の火力発電能力の約半分を担う世界最 大級の燃料調達・発電事業者である。

新地町議会議長 菊 地 正 文 様

常磐自動車道及び東北中央自動車道整備 促進特別委員会委員長 三 宅 信 幸 と別め こ

常磐自動車道及び東北中央自動車道整備促進特別委員会調査報告書

本特別委員会に付託の調査事件について、会議規則第77条の規定により下記のとおり報告します。

äZ

1 調査事項 常磐自動車道及び東北中央自動車道整備促進の要請に関すること その他、常磐自動車道及び東北中央自動車道整備促進に関すること

2 調查経過

- ・平成28年10月25日 東北中央自動車道の進捗状況(現地調査) 相馬福島道路の相馬西道路円渕トンネルの工事進捗状況を調査。相馬西道 路はトンネルと高架橋が多い区間で、平成30年度の開通に向けて鋭意努力 しているとのこと。
- ・平成30年6月19日 東北中央自動車道の進捗状況(現地調査) 東北中央自動車道は、平成28年9月に福島JCT・福島大笹生IC間が、 平成29年3月に相馬福島道路相馬山上IC〜相馬玉野ICが開通、平成3 0年3月に相馬玉野IC〜霊山IC間が開通した。平成31年度には常盤自 動車道とつながるよう鋭意努力しているとのこと。
- ・令和元年9月13日 今後の方針について

3 調査結果

当特別委員会は、常磐自動車道及び東北中央自動車道整備促進の要請に関す ること等を目的とし、平成27年12月16日に設置された。

常磐自動車道については、平成26年12月6日に相馬IC一山元IC間及び 浪江IC―南相馬IC間が開通し、同日、新地ICからの高速交通の利用が始ま った。そして、平成27年3月1日には、常磐富岡IC一浪江IC間が開通し、 常磐自動車道は全線開通となった。

常磐自動車道の全線開通により、浜通り地域へのアクセスが大きく改善され、 復旧・復興に向けた物流や人的交流の促進が図られている。また、災害時などの 緊急を要する物資の運搬や、除染廃棄物の中間貯蔵施設への輸送など、高速道路 の利用は大幅に増加すると見込まれることから、4 車線化に向けて関係機関等に 対し要望活動等を行ってきた結果、国においては4車線化優先区間に浪江〜山元 間が選定されたという報道(令和元年9月5日)があるが、10~15年かけて完 成を目指すことから、今後も4車線化の早期完成や周辺道路の整備も含め、継続 的に調査や要望活動を行う必要がある。

東北中央自動車道は、福島県浜通り地方と中通りから山形までを結ぶ広域的 重要道路である。震災後、相馬福島道路は復興支援道路に位置づけられ、緊急整 備が実施されている。本自動車道は、被災地と内陸部の連携強化、地域間交流や 産業・文化の促進、救急医療施設へのアクセス道路など、様々な機能が期待され る道路である。今後も、令和2年度内の早期全線開通に向けて、継続的に調査や 要望活動を行う必要がある。

なお、相馬福島道路(復興支援道路)各区間の開通目標は次のとおり。

相馬西道路 (6.0km)

令和元年度内

(仮称) 国道 4 号 I C ~ 桑折 J C T (2.0km) 令和 2 年夏頃

新地町議会議長 菊 地 正 文 様

新地町復興推進特別委員会 委員長 森 — 馬曼特姓 內別 即 ED 李寶

新地町復興推進特別委員会調査報告書本特別委員会に付託の調査事件について、会議規則第77条の規定により下記の

記

1 調査事項 東日本大震災における復興に関すること 原子力災害に関すること その他、東日本大震災における復興に関すること

2 調査経過 別紙のとおり

とおり報告します。

3 調査結果 別紙のとおり

〇調 査経過

- ・平成28年 2月12日 復興の推進について(防災緑地、新地駅前周辺整備)
- ・平成28年 7月20日 新地駅周辺市街地復興整備事業の進捗と課題、新地駅 周辺エネルギー事業、被災沿岸部におけるスポーツ施 設計画について
- ・平成28年10月27日 新地駅周辺市街地復興土地区画整理事業、被災沿岸部 におけるスポーツ施設計画について
- ・平成29年 2月16日 復興事業の状況と今後の行程について(防災緑地、新地駅前周辺整備)
- ・平成29年 7月 6日 復興事業の現状と今後の取り組みについて
- ・平成29年12月 8日 津波復興拠点整備事業(中島地区)、地域エネルギーサービス会社設立、新地駅周辺スポーツ施設整備事業について
- ・平成30年 2月 8日 復興事業の状況と今後の工程について(新地駅前周辺 整備、防災緑地)
- ・平成30年10月26日 復興事業の進捗状況について
- ・令和元年8月26日 復興事業の進捗状況について

〇 調 査 結 果

当特別委員会は、東日本大震災における復興に関すること並びに原子力 災害に関すること等の調査を目的とし、平成27年12月16日に設置され た。

震災から9年目を迎え、「コミュニティ・絆」、「仕事・なりわい」など、新しい新地町の復興の姿を見据え、様々な事業が推進されてきた。その結果、「すまい再建」がほぼ完了し、津波浸水区域の「インフラ復興」も進み、新たなまちの拠点となる新地駅周辺の市街地整備事業や沿岸部の復旧・復興事業は総仕上げの時期に来ている。一方で、津波復興拠点整備事業(拡大区域)、防災緑地整備事業などについては、早期完成に向けて更なる努力が必要である。また、平成31年3月11日の夜に発生した火災により、文化交流センターの完成が令和2年1月末となり、大幅に遅れることは残念である。

復興は、公共インフラの再整備にとどまるものではなく、被災地において将来にわたって、持続可能な地域社会を構築するのが真の復興である。そのため、

農林水産業、商工業そして観光などにおける風評被害の払拭や、地域の特性を 生かした産業・生業の振興、交流人口や移住者の拡大を図り、魅力あるまちの 創造が必要である。

また、被災者一人ひとりが直面している課題は、個人の置かれた環境等に応じて様々に異なることから、それらに対応したきめ細やかな支援も課題である。 国は平成28年度から令和2年度までを「復興・創生期間」と位置付けているが、復興・創生期間後も対応が必要な課題があることから、今後の対応を検討するとしている。期間終了後も国の支援は不可欠なものであり、財源確保には努力が必要である。

以上のことから、今後も、被災地域の実態に応じ、地域再生のための諸施策や財源措置の必要性について要望活動を行いながら、継続的に復興の状況を調査し、施策に反映させていくことが必要である。